

H31-35 国営東京臨海広域防災公園
運営維持管理業務

別添資料（案）

平成31年4月

国土交通省関東地方整備局

仕様書に関連する別添・様式

【国営東京臨海広域防災公園】

分類	資料No	資料名	頁番号	
別添	共通仕様書	別添1	公園平面図	別添 1
		別添2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 2
		別添3	管理事務所図	別添 5
		別添4	持ち込み禁止物品	別添 6
		別添5	閉園判断基準	別添 7
		別添6	事故報告様式	別添 8
		別添7	災害発生時の初動対応要領	別添 10
		別添8	提供施設等の取扱い	別添 27
		別添9	取得した備品の取り扱い	別添 31
	企画立案・マネジメント	別添10	入館者数報告様式	別添 35
		別添11	建物に係る消防計画	別添 36
		別添12	許認可事務	別添 104
		別添13	行催事について	別添 114
		別添14	マスコミ取材報告様式	別添 116
		別添15	通常巡視内容	別添 117
	施設・設備	別添16	園地工作物一覧	別添 120
		別添17	点検業務分担図	別添 129
	植物管理	別添18	芝生管理区域図	別添 131
		別添19	中低木管理区域図	別添 133
		別添20	高木管理区域図	別添 135
		別添21	草花管理区域図	別添 136
	収益施設運営規定書	別添22	収益施設運営対象区域図	別添 138
		別添23	収益施設収支報告	別添 139
別添様式	別添様式1	管理月報	別添 140	
	別添様式2	管理四半期報	別添 147	

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正 平成27年3月21日 国官会第4049号

(通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）
- 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

(再委託等)

- 第6 受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託(変更等)承諾申請書(別記様式第4)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面(別記様式第5)を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

- 第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 完了報告書(別記様式第6)
 - 二 精算報告書(別記様式第7)
 - 三 委託費経費内訳報告書(別記様式第8)
 - 四 残存物件報告書(別記様式第9)
- 2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 補正完了報告書(別記様式第6に準ずる様式)
 - 二 精算報告書
 - 三 残存物件報告書

(検査等)

- 第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則(以下「細則」という。)第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。
- 2 前項により検査を命じられた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。
- 一 不合格である旨
 - 二 不合格と認めた理由
 - 三 その措置についての意見
- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受領した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項(第4項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認めるときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

- 第9 担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
- 一 委託業務の処理状況についての調査
 - 二 委託料の経理状況についての監査

三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

第10 担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

管理事務所図

1階



持ち込み禁止物品

持ち込み禁止物件、制限物一覧表

一. 公園内への持ち込みを禁止する物件

- イ 刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀）
- ロ ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン（飛行機、ヘリコプター、ドローン）等
- ハ 捕鳥網、植物採取道具、つり道具類
- ニ 花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類
（定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、イベント時を除く）
- ホ テント
- ヘ その他、公園利用の妨げとなるおそれがあるもの

二. 指定場所においてのみ条件付きで持ち込みを認める物件

- イ スケートボード類
 - ロ タープ、パラソル、デッキチェア
 - ハ 凧、カイト類
- その他、場所の特定が必要と思われるもの

閉園判断基準

以下の災害・異常気象時において、来園者の安全を確保するため、臨時閉園等の必要が認められるときは、関東地方整備局と協議するものとする。なお、地震、警報等については、気象庁の発表によるものを基本とする。

震度計観測地点	江東区青海
観測気象台	東京管区気象台
警報等発表区域	東京地方、23区東部、江東区

開園前の臨時閉園判断	<ul style="list-style-type: none"> ・開園1時間前までに閉園判断を行う。 ・なお、開園前に異常気象及び園内状況を把握し、安全確保対応の完了を含め、安全確認できない場合は開園しない。 ・また、安全確認後、開園時間が閉園3時間前以降になる場合は開園しない。
開園後の臨時閉園判断	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、閉園判断を行う。

地震	・地震に起因する被害が発生し、来園者の安全が確保できない場合。
大雨	・大雨の警報が発令され、災害発生が予想される場合で、来園者の安全が確保できない場合。
台風	・台風の暴風域に入る可能性が予測され、災害発生が予想される場合で、来園者の安全が確保できない場合。
強風及び暴風	・暴風の警報が発令され、災害発生が予想される場合で、来園者の安全が確保できない場合。
つなみ	・大津波の警報が発令され、災害発生が予想される場合。
大雪	・大雪の警報が発令され、災害発生が予想される場合で、来園者の安全確保ができない場合。
大規模火災(園内火災) その他の災害等	・大規模な園内火災、テロ等その他の災害等により、来園者の安全が確保できない場合。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が政府現地対策本部を設置した場合は臨時閉園とする。 ・開園時間中に突発的に発生した災害・異常気象においては、来園者の安全確保対応を優先して実施する。 (損壊等の被害箇所については、規制や注意喚起など来園者の安全確保対策、周知を行う。) ・雨や積雪の写真撮影のために来園される方など様々な来園者が多い公園であるため、安全確保対策により開園対応に努める。

※この閉園判断基準は、運営状況を踏まえ変更することがある。

事故報告様式

事故情報記録（第 報）

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 (地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行 動、服装・持 ち物 等)			
保護者等の見守り 状況			

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	<救急車の有無、病院名>
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省	

備考

<国交省への報告時間、報告者氏名>
<相手方がいる場合→氏名・年齢・性別>

記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)

<赤字> : 記載項目

災害発生時の初動対応要領

東京臨海広域防災公園

2018.05

運営維持管理業務



災害発生時の作業

- 参集
- 状況連絡
- 被災状況調査
 - ・ 来園者の安否確認
 - ・ 園内状況確認
 - ・ そなエリア（体験学習施設）状況確認
- 緊急災害現地対策本部設置準備
 - ・ 来園者の避難誘導 など

1. 参 集

以下の条件となった場合は速やかに参集する。

- 緊急災害現地対策本部が設置される場合
- 江東区青海（気象庁）で震度5弱以上が観測された場合
- 東京23区で震度5強以上が観測された場合
- 国土交通省職員から参集の指示があった場合
- 警備員等から園内異常等の連絡があった場合

2. 状 況 連 絡

以下の状況の時 国土交通省職員等に連絡を行う

- ① 参集する時（参集予定者、公園到着予定時間、家族の安否状況など）
- ② 参集した時（参集者、道路被災状況、公園周辺被災状況など）
- ③ 公園状況確認時（公園被災状況、本部棟被災状況など）
- ④ その他連絡が必要と判断したとき

回線混雑により連絡が出来ない場合は、国土交通省職員（災害時優先電話）から定期的に状況確認連絡を行う

国土交通省職員連絡先及び優先順位

- ① 地域防災調整官 ○○○ ○○○—○○○○—○○○○
- ② 係 長 ○○○ ○○○—○○○○—○○○○
- ③ 副所長 ○○○ ○○○—○○○○—○○○○

※夜間でも遠慮せずに連絡をする

①に連絡が取れない場合は②→③の順に連絡をする

管理センター

- ① センター長 ○○○ ○○○—○○○○—○○○○
- ② 副センター長 ○○○ ○○○—○○○○—○○○○
- ③ 植物管理責任者 ○○○ ○○○—○○○○—○○○○
- ④ スタッフリーダー ○○○ ○○○—○○○○—○○○○

3. 業務の流れ

参集

参集条件の事象が起こった場合は速やかに参集する。

センター長又は副センター長は以下の確認等を行う。

①家族・職員等の安否確認（大規模地震時）

②参集可能職員の把握（参集者、参集予定時間、参集方法等）

※参集指示があった場合は、**1時間以内**に参集するよう努める。

★参集予定者、参集予定時刻等を国土交通省職員へ連絡する。

被災状況調査

来園者、園地、本部棟（外壁・体験学習施設）の状況確認を行う。

※園地確認時に本部棟の外観確認も同時に行う。

■「**園地被災状況確認マニュアル**」に基づく来園者の安否確認及び園内等の被災状況確認を実施。

【来園者状況】

来園者の人数、負傷者の有無、状態 など

【園内（地面・園路）】

園路・草地・駐車場等の凸凹・ひび割れ、倒木、ゲート状況、園内照明点灯（夜間）状況 など

【ヘリポート・駐機場】

アスファルトの凸凹、風向灯・境界灯等の点灯（夜間）状況 など

※風向灯・境界灯の点灯は、警備員に依頼し警備員が行う。

【本部棟】

エントランス部分の稼働免震床（免震エキスパンション）の被災状況

外壁のひび割れ など

展示物の転倒、落下状況

（発災～1時間以内）

・点検結果を「**状況確認チェックリスト**」と「**入園者確認チェックリスト**」にまとめ、①内閣府②詰所③東部公園へFAX送付

緊急災害現地対策本部設置 準備作業

緊急災害現地対策本部を設置するための準備作業

■来園者及び避難者の避難誘導【9:00～17:00】管理センター

- ①緊急災害現地対策本部を設置するために来園者を誘導する園内放送を行う。
- ②避難誘導予定場所（有明テニスの森又は国際展示場）の受入状況、動線となる周辺道路の被災状況の確認を行う。
- ③避難誘導：園内を巡回し、来園者を有明口前のエントランス広場に集結させる。（被災状況などにより場所の変更有）
避難誘導場所（有明テニスの森又は国際展示場）へ誘導する。

■閉園状況の広報【管理センター】

- ・緊急災害現地対策本部を設置するための閉園する旨を一般に周知する
- ①閉門した門扉に閉園理由を掲示する。
※閉門は警備業務で実施
 - ②公園ホームページに閉園理由を掲載する。

■体験学習施設展示物等の移動（本部棟1階、2階）【管理センター】

- 1階エントランスホールにある展示物等を1階防災体験学習ゾーン内に移動する。
- 2階防災ギャラリー、映像ホール、レクチャールームにある展示装置等を2階多目的室に移動する。

■災害対策活動の障害となる物の移動等（園地）【管理センター】

- イベント用仮設物等
- 噴水の停止

★作業状況を随時国土交通省職員へ連絡する。

震度階別対応 一覧表(夜間・休日)

防災初期
要員 参集

※防災初期要員は「1都3県以外(全国)」の場合は参集不要

緊急災害現場対策本部設置後もこの一覧表による

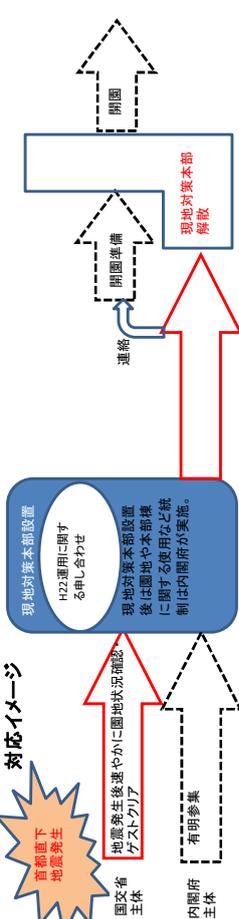
2015.11.16

		東京23区内					東京23区外の都内、神奈川、千葉、埼玉					1都3県以外(全国が対象)				
		内閣府職員	国土省職員	警備業務	保全業務	運営業務	内閣府職員	国土省職員	警備業務	保全業務	運営業務	内閣府職員	国土省職員	警備業務	保全業務	運営業務
発災直後	震度4		連絡体制確保													
	震度5弱	参集に備えて待機(当番の場合参集)	本部・支所に連絡 <江東区青海が5弱の場合> 有明に参集	<職員に連絡> ・要員参集の必要性を確認 ・江東区青海が5弱の場合 要員参集	<職員に連絡> ・要員参集の必要性を確認 ・江東区青海が5弱の場合 要員参集(1名)		参集に備えて待機(当番の場合参集)	連絡体制確保			参集に備えて待機					
	震度5強	直ちに官邸又は8号館に集合	有明に参集	要員参集(1H以内) (2名体制) 被災状況調査作成	要員参集(1H以内) (2名体制) ・確認・復旧作業を 開始		参集に備えて待機(当番の場合参集)	連絡体制確保			参集に備えて待機(当番の場合参集)					
	震度6弱	直ちに官邸又は8号館に集合	有明に参集	要員参集(1H以内) (2名体制) 現地対策本部が設置される場合は、4名体制 に参集	要員参集(1H以内) (2名体制) ・確認・復旧作業を 開始		直ちに官邸又は8号館に集合	同上	要員参集(1H以内) (2名体制) ・確認・復旧作業を 開始	要員参集(1H以内) (2名体制) ・確認・復旧作業を 開始	要員参集	直ちに官邸又は8号館に集合	内閣府と連絡調整により必要に応じて有明参集	<職員に連絡> ・状況に応じ要員参集 ・被害状況調査表作成	<職員に連絡> ・状況に応じ要員参集 ・確認・復旧作業開始	<職員に連絡> ・状況に応じ要員参集 ・状況に応じ要員参集
本部兼使用連絡(内閣府から国土省等に連絡)			現地対策本部が設置できるように「場面切り替え」	準備作業 要員参集(4名体制)	要員参集	現地対策本部が設置できるように「場面切り替え」		現地対策本部が設置できるように「場面切り替え」	要員参集	要員参集	現地対策本部が設置できるように「場面切り替え」		準備作業 要員参集(4名体制)	要員参集	要員参集	現地対策本部が設置できるように「場面切り替え」
	現地対策本部として	本部要員が本部棟に参集	調整記録 地元対応	警備継続	運監監視 点検保守	問い合わせ対応 利用制限 公園再開準備	本部要員が本部棟に参集	調整記録 地元対応	警備継続	運監監視 点検保守	問い合わせ対応 利用制限 公園再開準備	本部要員が本部棟に参集	調整記録 地元対応	警備継続	運監監視 点検保守	問い合わせ対応 利用制限 公園再開準備



※電話連絡については、連絡系統図による。

対応イメージ



<補足>

- (1) 对内閣府の体制について
「連絡体制」: 昭和と内閣府との間で連絡がとれる体制、状況に応じて有明に参集しなくても本部(企画部防災課、建設部都市整備課公園担当)に連絡を行う。
- (2) 9都府県市以外の地震への対応
「東京湾臨海部最終的広域防災拠点(有明の丘地区)の運用に関する申し合わせ(平成22年6月30日)」において上記以外の都道府県において「東京湾臨海部最終的広域防災拠点」により適宜実施する」とされていることを踏まえた想定。(現在、内閣府、東京都とはこの体制で運用中)
- (3) 状況確認について
・園地や本部棟の確認作業では、余震などを十分に注意し状況を見て作業を行う。
・特に園地の確認は夜間は危険を伴う作業である。できるだけ詳細点検などは日中に行うこととする。

園内放送（案）【9:00～17:00】管理センター

【地震発生時の誘導（園内放送）】

- ・ご来園の皆様に申し上げます。

先ほど（〇〇で：他地域の場合）発生した地震により、この公園を災害復旧活動拠点として使用するため、まもなく閉園となります。

スタッフの誘導に従い落ち着いて移動をお願いいたします。

【本部棟前にて（ハンドマイク又は館内放送）】

- ・先ほど（〇〇で：他地域の場合）発生した地震により、この公園を災害復旧活動拠点として使用するため、まもなく閉園となります。スタッフの誘導に従い落ち着いて移動をお願いします。

※公園の出入口周辺の危険場所の案内を行う。

※信号機が消えている場合には可能な範囲で誘導棒を持ったスタッフ数名で横断をサポートする。横断の際は自動車に十分注意すること。

※周辺も甚大な被害があり、園外への移動が困難である場合には人道的な対応を行う。

【残留者対応（個別説得）】

- ・先ほど（〇〇で：他地域の場合）発生した地震により、この公園を災害復旧活動拠点として使用するため、まもなく閉園となります。

建物内は緊急災害現地対策本部としてすべて使われますのでご滞在いただけません。

園地は自衛隊などの活動拠点となり大型の災害対策用車両などが頻繁に出入りするため、大変危険です。

※この公園にはご提供できる水や食料の備蓄はございません。

園地被災状況確認マニュアル

～公園内の被災状況を確認する～

- ・被災状況確認時はヘルメットを着用する。
- ・被災状況を記録するためのカメラ等を携帯する。
- ・状況確認中も連絡が行えるようPHSを携帯する。
- ・夜間は懐中電灯を携帯する。

〔確認の前作業〕

ヘリポート風向灯、境界灯、境界誘導灯の点灯を警備員に依頼する。(夜間のみ)

〔確認内容〕

園内（地面・園路）：地面やアスファルトの凸凹・ひび割れ、倒木、照明点灯（夜間）、門のゆがみ などがあるか

本部棟：エントランス部の稼働免震床の状況、外壁のひび割れ など

ヘリポート・駐機場：アスファルトの凸凹・ひび割れ、風向灯、境界灯、境界誘導灯の点灯状況（夜間）

来園者状況：来園者人数、負傷者の有無、状態 など

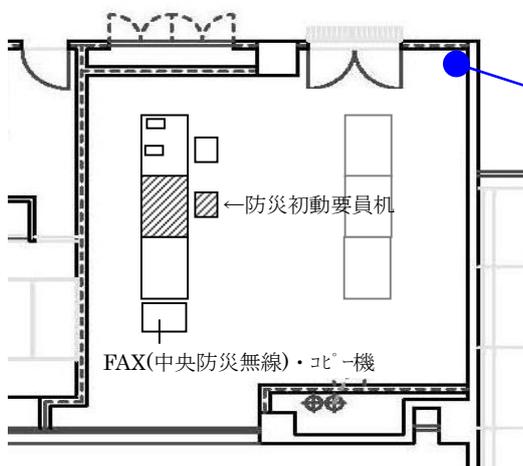
〔確認方法〕

昼間の場合：徒歩または自転車（本部棟通用口内にある自転車）で行う。

夜間の場合：徒歩で行う。

異常を発見した場合は、被災状況が分かるようカメラで撮影（遠景、近景）する。

参考：ヘリポート照明灯操作盤



点灯時は ON ボタン上部の表示ランプが点灯



イ) 園内（地面・園路・門等）の確認

園地点検経路（**---▶**）に沿って以下の確認を行う。

確認結果は10ページのチェックリスト及び平面図に記入する。

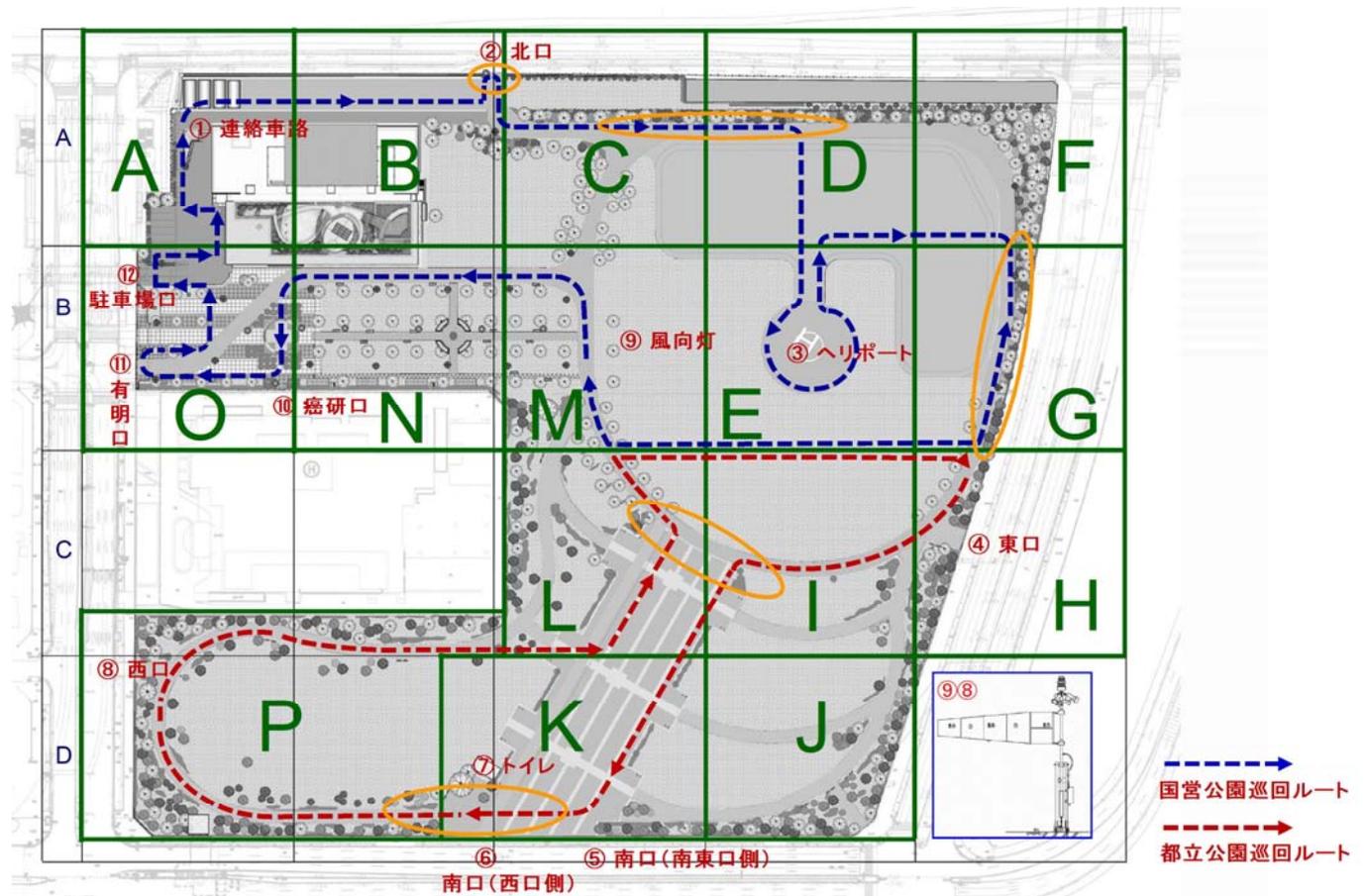
確認箇所	確認内容（目視確認及び目測で可）	
地面・園路 本部棟	・凸凹（約5cm以上） ・エントランス部の稼働免震床の状況	・ひび割れ ・外壁のひび割れ ・倒木 ゆがみ
①連絡斜路	□斜路の状況	
②北口	□門扉の破損状況	□国道357号の渋滞、乗り捨て車両等の状況
③ヘリポート等	□凸凹・ひび割れ状況	□ヘリポート境界灯、境界誘導灯 点灯状況
④東口	□門扉の破損状況	□道路の渋滞、乗り捨て車両等の状況
⑤南口（南東口側）	□門扉の破損状況	□道路の渋滞、乗り捨て車両等の状況
⑥南口（西口側）	□門扉の破損状況	□道路の渋滞、乗り捨て車両等の状況
⑦トイレ	□トイレ状況	□漏水の有無
⑧西口	□門扉の破損状況	□道路の渋滞、乗り捨て車両等の状況
⑨風向灯	□風向灯の状況	□ヘリポート風向灯 点灯状況
⑩癌研口	□門扉の破損状況	
⑪有明口	□門扉の破損状況	□道路の渋滞、乗り捨て車両等の状況
⑫駐車場口	□門扉の破損状況	□道路の渋滞、乗り捨て車両等の状況

※点検経路上のオレンジ線部（**——**）は構造上、段差を生じやすい部分のため特に注意する。

P13 参考図を参照。

※夜間はひび割れ、段差が見えにくい場合があるが、確認できる範囲で行う。

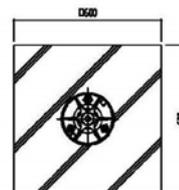
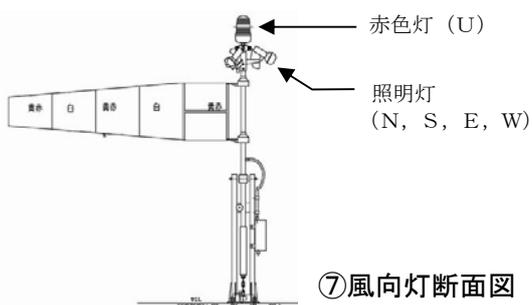
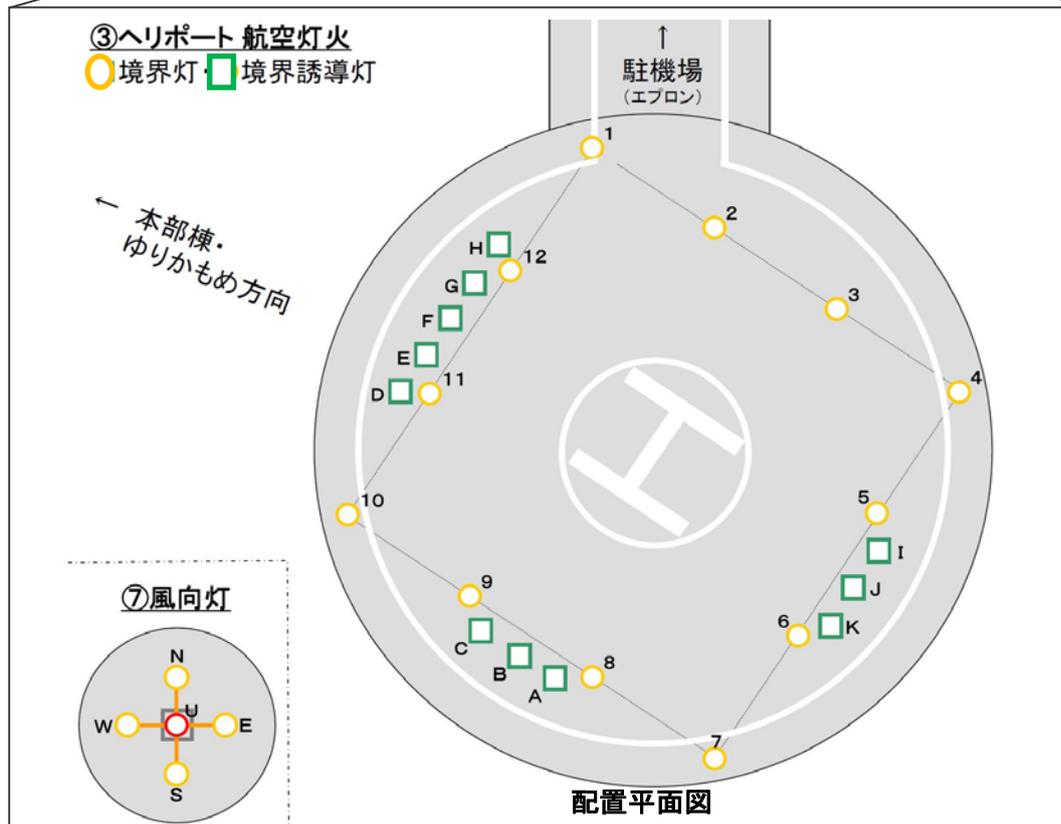
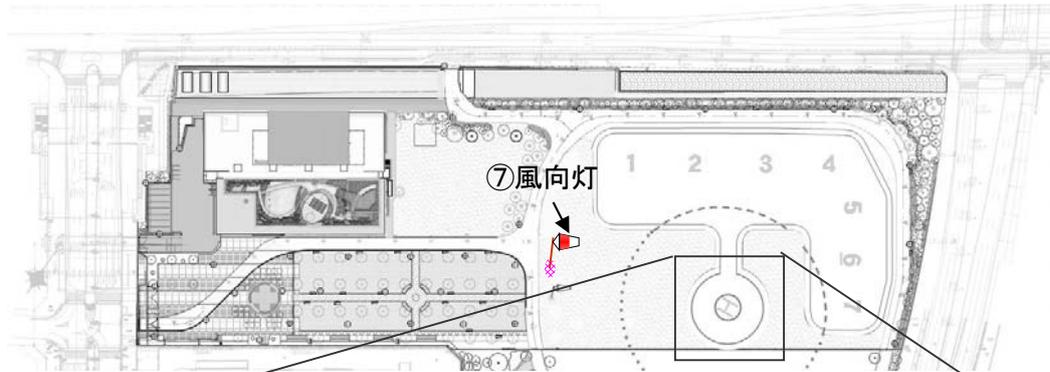
※危険な場所には近づかないこと。 点検ルート図



ロ) ヘリポート境界灯、境界誘導灯及び風向灯の確認 [イ) ③及び⑦] (夜間のみ)

項目	確認内容
③境界灯 ○ 1 2 基	点灯の有無
③境界誘導灯 □ 1 1 基	
⑦風向灯 風向機 ○ 1 基	

確認結果はチェックリストに記入する。なお、枠色は点灯色を示す
 境界灯：③ 1～12 境界誘導灯：③A～K、風向灯：⑦N, S, E, W, U



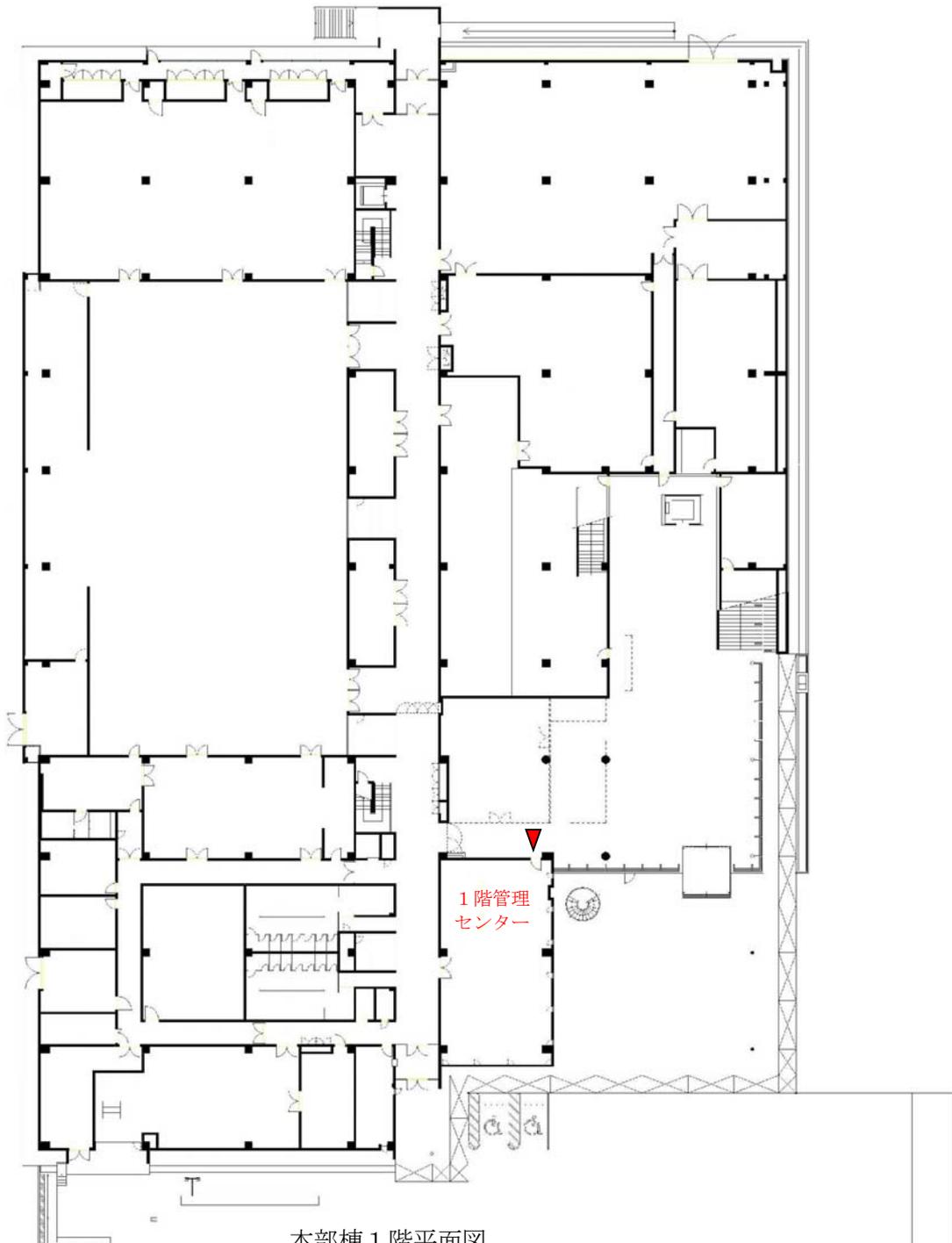
③境界灯及び境界誘導灯拡大図

ハ) 入園者の確認（開園時間中に限る）

状況を確認しチェックリストに記入する。

項目	人数	備考（人数の内数）
来園者・ 避難者数	来園残留者：発災前に来園し園内残留を希望している方 避難流入者：発災後、他の施設棟から避難されてきた方	①高齢者 70歳以上の方 ②乳幼児 小学生未満 ③妊婦 ④外国人

高齢者・乳幼児・妊婦の有無も可能な限り聞き取り、概ねの居場所についてチェックリストに備考①～③の番号を記入する。



本部棟 1階平面図

状況確認チェックリスト

(確認者)

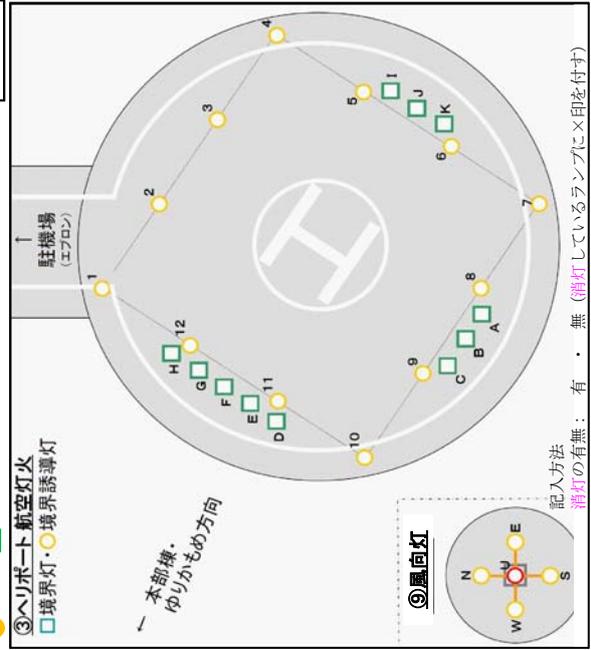
(開始時刻)

(完了時刻)

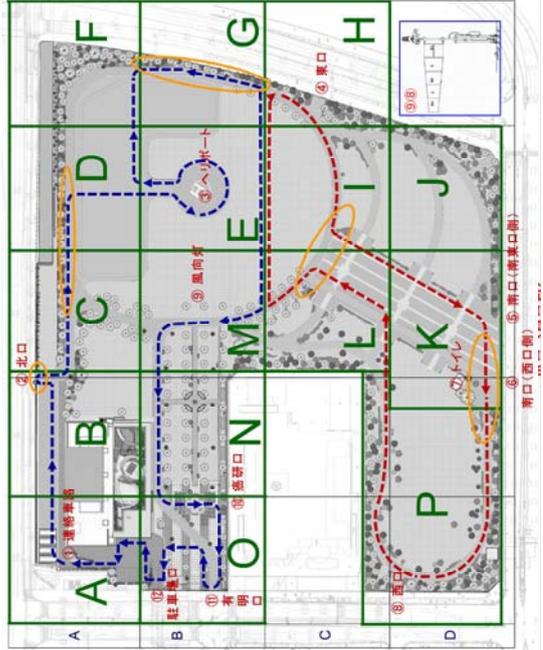
点検経路上 点検経路周辺	<input type="checkbox"/> 5 cm以上の段差	A B C D E F G H I J K L M N O
	<input type="checkbox"/> 通路上に支障物がある	A B C D E F G H I J K L M N O
	<input type="checkbox"/> 陥没がある	A B C D E F G H I J K L M N O
	<input type="checkbox"/> ひび割れ(目立つもの)	A B C D E F G H I J K L M N O

① 連絡斜路	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 法崩れで斜路をふさがれている。
② 北口	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	<input type="checkbox"/> 門扉の外に乗り捨て車両や渋滞がある。
③ ヘリポート	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> ひび割れがある。
	<input type="checkbox"/> 段差がある。	(航空灯火の確認は次ページにより実施)
④ 東口	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	<input type="checkbox"/> 門扉の外に乗り捨て車両や渋滞がある。
⑤ 南口(南東口側)	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	<input type="checkbox"/> 門扉の外に乗り捨て車両や渋滞がある。
⑥ 南口(西口側)	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	<input type="checkbox"/> 門扉の外に乗り捨て車両や渋滞がある。
⑦ トイレ	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 個室の扉が壊れている。
	<input type="checkbox"/> 手洗い場等で漏水している。	
⑧ 西口	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	<input type="checkbox"/> 門扉の外に乗り捨て車両や渋滞がある。
⑨ 風向灯	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 風向灯が傾いている。(目視確認)
		(航空灯火の確認は次ページにより実施)
⑩ 癌研口門扉	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	
⑪ 有明口門扉	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	<input type="checkbox"/> 門扉の外に乗り捨て車両や渋滞がある。
⑫ 駐車場門扉	<input type="checkbox"/> 特に被害はない	<input type="checkbox"/> 門扉が壊れている (目視確認)
	<input type="checkbox"/> 門扉の周辺の舗装に段差がある。	<input type="checkbox"/> 門扉の外に乗り捨て車両や渋滞がある。

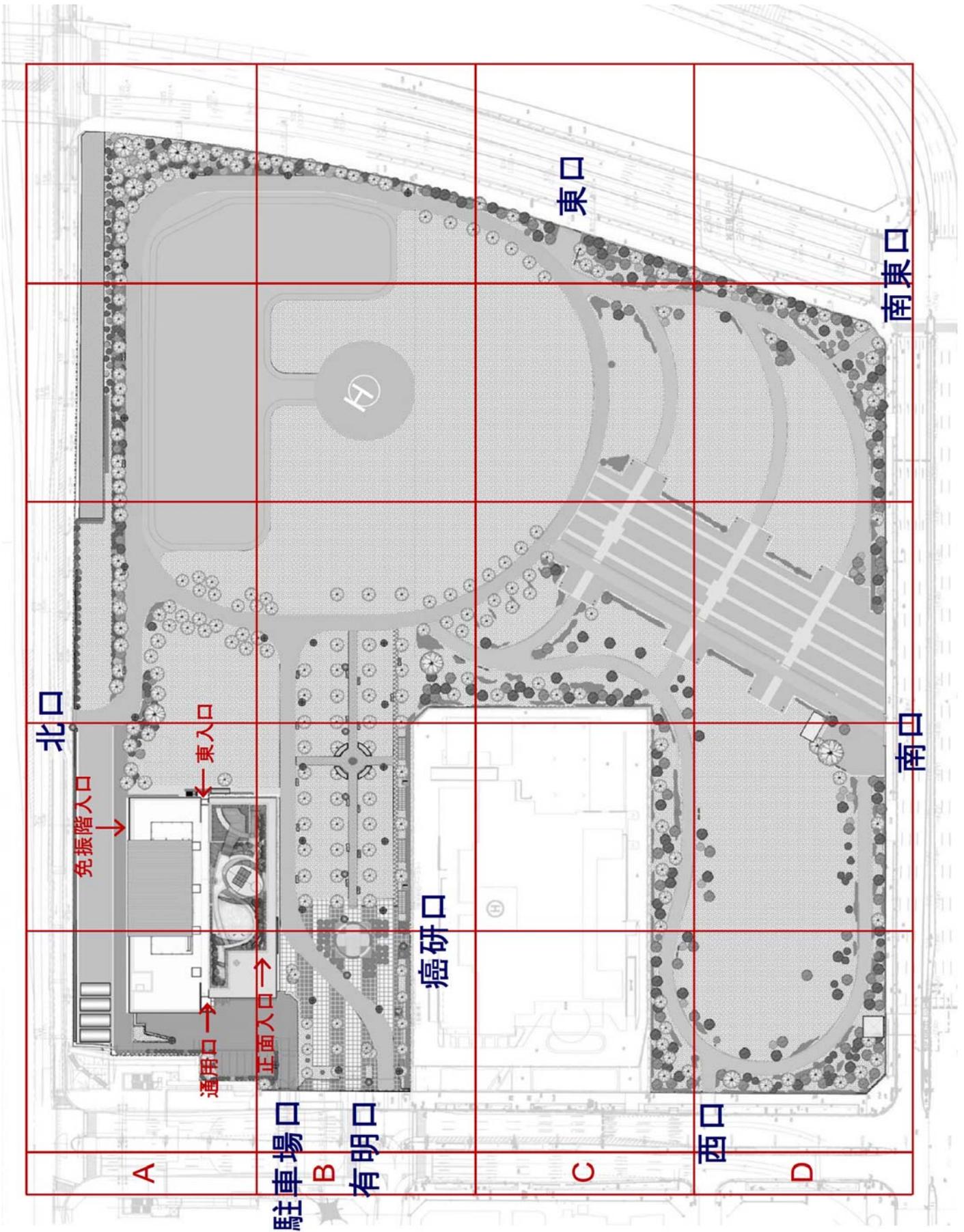
○ ③ヘリポート航空灯火
□境界灯・境界誘導灯



点検ブロック図



※被害発生時は被災場所・概略形状等を油性ペン等で記入する



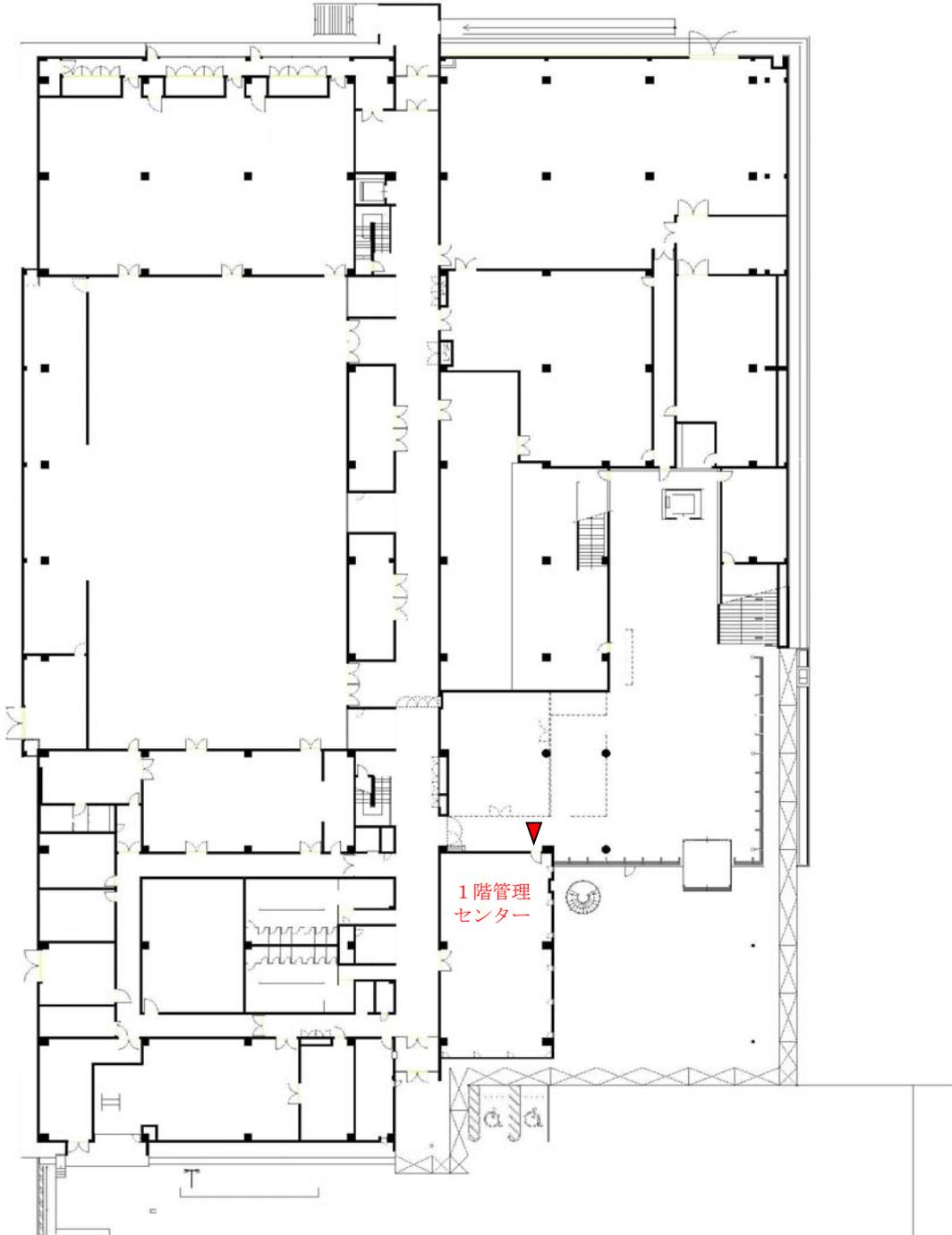
入園者確認チェックリスト

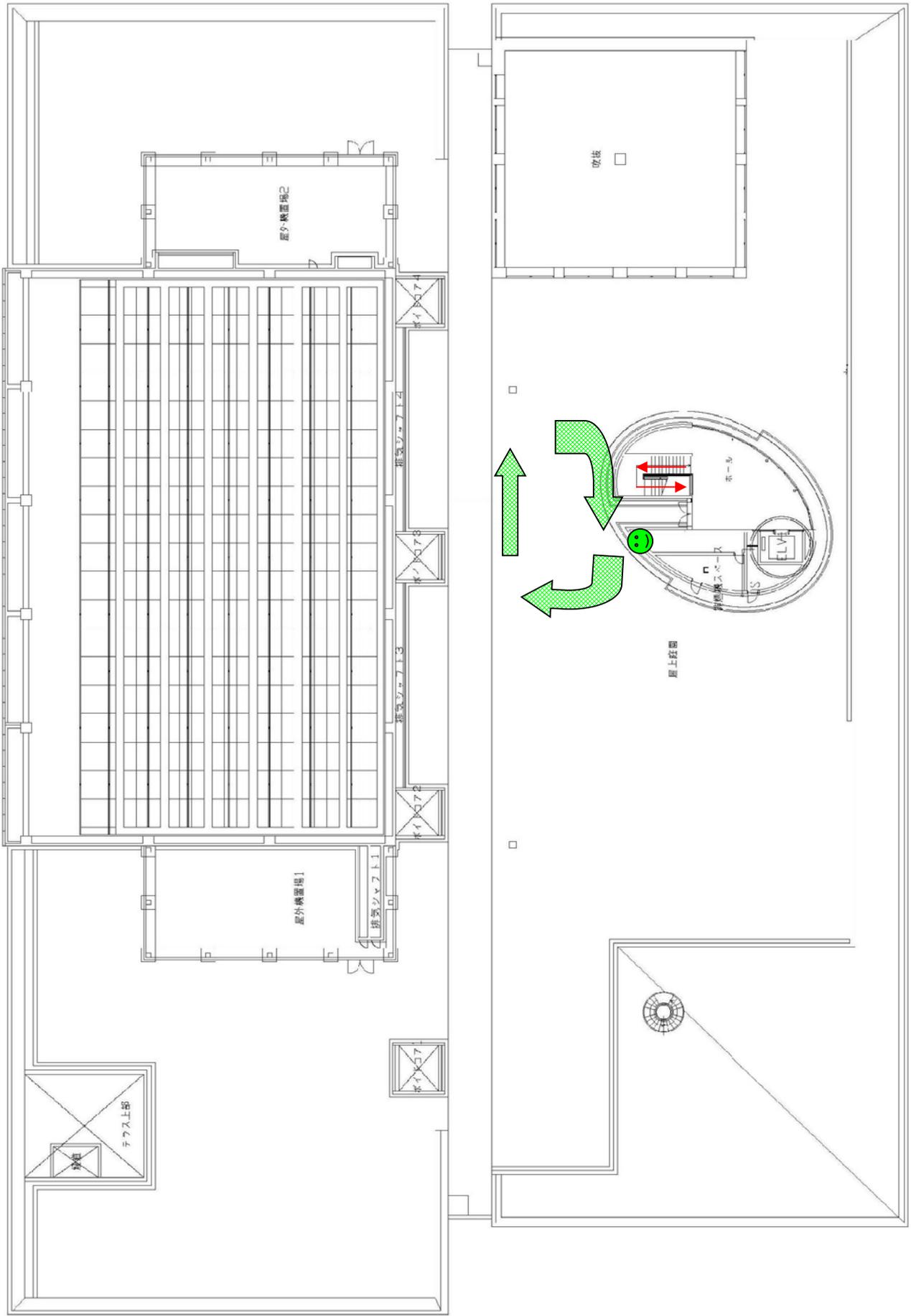
確認者： _____

確認日時： / / :

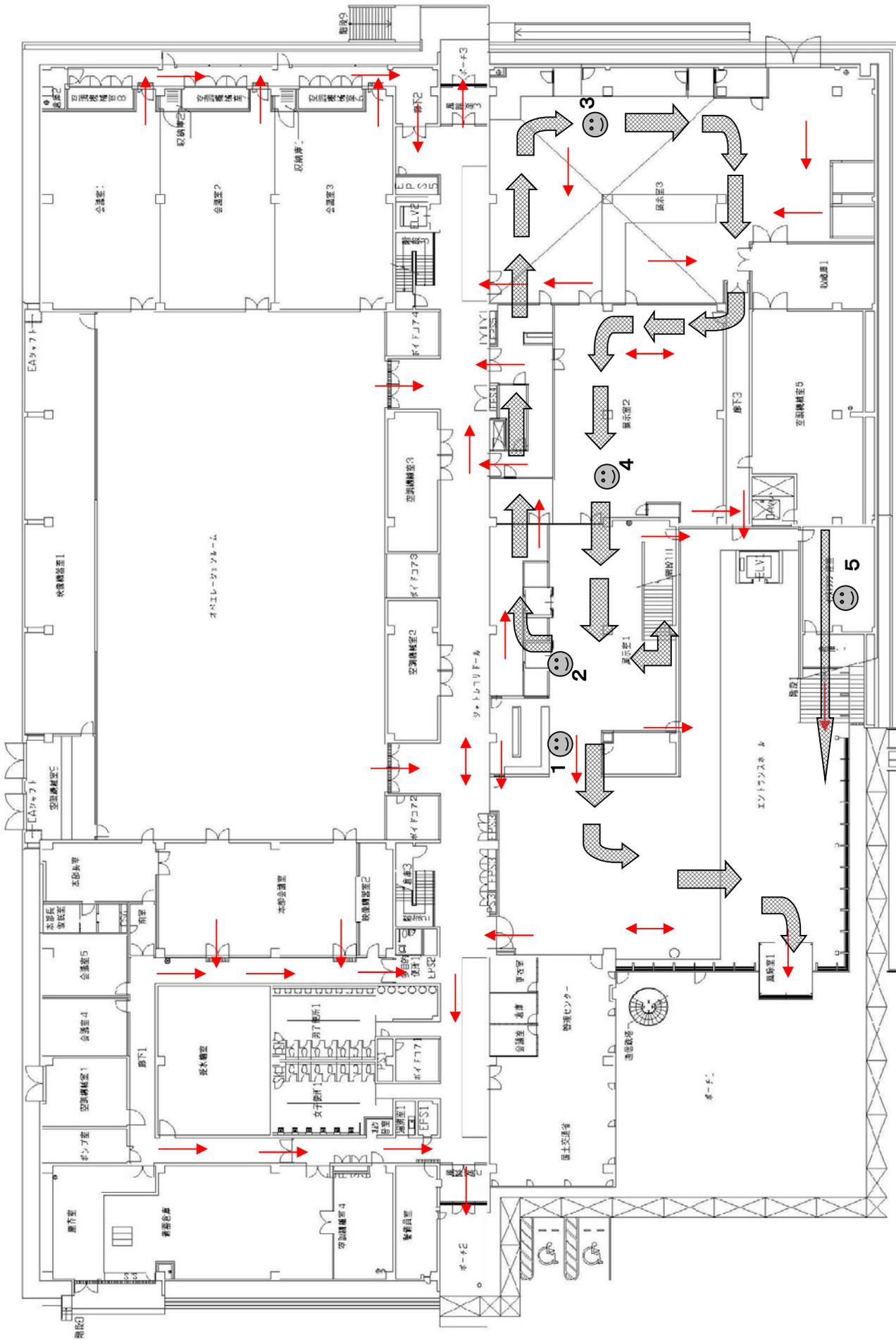
項目	人数	備考（人数の内数）
来園者・ 避難者数	来園残留者 人	①高齢者 無 有 （ 人）
	避難流入者 人	②乳幼児 無 有 （ 人） ③妊婦 無 有 （ 人）

下図に備考①～③について聞き取った概ねの居場所を番号で記入する。

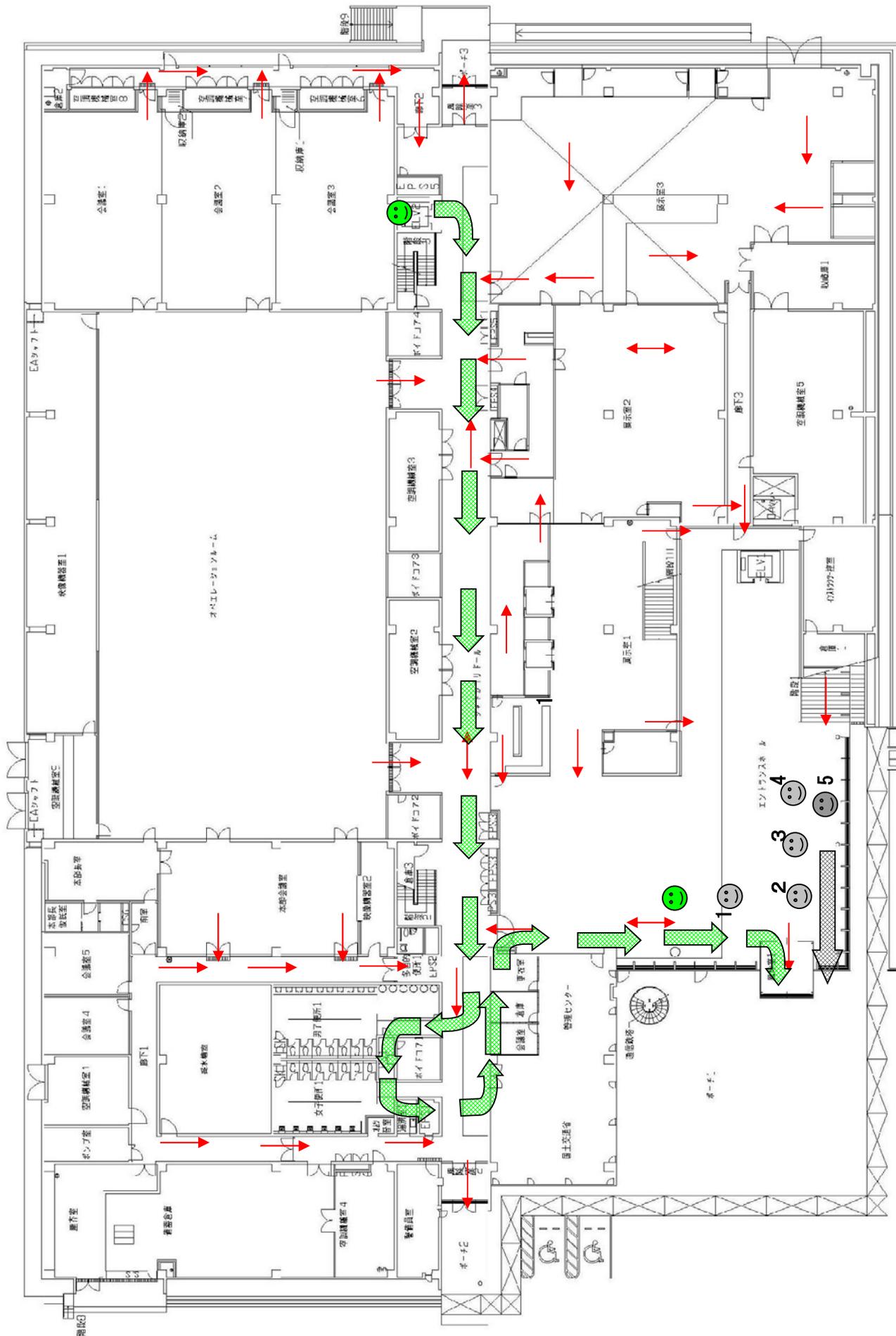




R階避難経路図+ゲストクリヤー



1階避難経路図+ゲストラクチャー



1階避難経路図+ガストクリヤー

提供施設等の取扱い

別紙 5 「共通仕様書」 第 3 4 条に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第 1 条の業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、国事務所（以下「甲」という。）の承諾を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 物品の取扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書（別紙様式第 1）を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、業務が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書（別紙様式第 2）により、直ちに甲に返納しなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、提供された車両及び船舶について、当月分の提供施設等使用実績報告書（別紙様式第 3）を翌月初めまでに甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

(別紙様式1)

借 受 書

借 受 物 品				
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
借 受 場 所				

上記物品を借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式2)

返 納 書

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

下記物品を返納しました。

借 受 物 品				
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

受 領 書

平成 年 月 日

上記物品を受領しました。

殿

物品管理官等

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 正副2部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

取得した備品の取り扱い

国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務委託費で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、委託費を充当して取得した備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託契約が完了した場合、備品を業務委託契約書第7条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書（様式第1）により、委託者（以下「甲」という。）に引き渡さなければならない。当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式第2）により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ①備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ②備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。
- (2) 処分の方法
乙は、前号に該当する備品を売り払った場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により報告し、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。
また、売り払うことが不利（備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は、売り払うことができないものは、廃棄することができる。また、廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

(別紙様式第1)

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 引 渡 書

H31-35 国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務委託にかかる別紙を引渡します。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

H31-35国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務委託にかかる別紙について、
平成 年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

建物に係る消防計画

本部棟（倉庫棟を含む）消防計画

第1章 総 則

第1節 目的及び適用範囲

（目 的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、本部棟（倉庫棟を含む「以下、本部棟」という。）の防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画を適用する者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本部棟に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 本部棟の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者
- 2 防火管理業務の範囲については、別表1「防火管理業務範囲表」のとおりとする。
- 3 管理権原の及ぶ範囲は、本部棟全体とする。
- 4 危険物製造所等については、別に定める予防規程等によるものとする。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

（管理権原者の責任等）

第3条 管理権原者は、公園事務所長が当たるものとし、施設内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者（公園事務所地域防災調整官）として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理するものとする。
- 5 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。
- 6 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本部棟における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

（防火管理者）

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 初期消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は、改修促進を図る。
- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (6) 建物等の定期検査の立会い

- (7) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容人員の適正管理
- (10) 職員等に対する防火・防災教育の実施
- (11) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (12) 管理権原者への提案や報告
- (13) 放火防止対策の推進
- (14) その他
 - ・地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施と監督
防災設備及び避難施設等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は、改修促進を図る。
 - ・地震発生時における家具類等の転倒落下防止措置

第3節 教育・資格管理業務

(防火・防災教育の実施時期等)

第5条 防火・防災教育の実施時期、対象者、実施回数は、次の表のとおりし、防火管理者は本業務の履行開始時に、調査職員より通知するものとする。また、管理センターは火元責任者を指名し報告するものとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
国土交通省	配属時	1回	○	○	
管理センター					
職員	採用時	1回			○
臨時職員	採用時	1回			○
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

※管理センター：国土交通省から委託を受けた運営維持管理業務履行者

(防火・防災教育の内容)

第6条 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね防火・防災教育の内容は次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時及びその他災害等の対応について
- (5) 防火・防災管理マニュアル類の徹底に関すること。
- (6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(講演会等)

第7条 管理権原者は、防火管理者をはじめ火元責任者その他の防火管理業務に従事する者に対する知識及び技能の向上を図るため、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に積極的に参加させるものとする。

2 防火管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに職員等に対する防火・防災講演等を随時開催するものとする。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第8条 防火管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを

見やすい場所に掲示し、防火・防災思想の普及を図るものとする。

2 防火管理者は、警戒宣言発令時にとるべき措置について、放送、掲示物その他により適時に広報を行う。

第4節 訓練

(訓練の実施)

第9条 防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期等)

第10条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備 考
総合訓練	9月	年1回

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせるものとする。

(3) 訓練の参加者

ア 防火対象物自衛消防隊員

イ 職員、常勤、非常勤の中から、半数以上 及び委託業者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させるものとする。)

(自衛消防訓練の通知)

第11条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により所轄消防署所へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について防火対象物自衛消防隊員に周知徹底するものとする。

(訓練の内容)

第12条 訓練は、次の内容を実施するものとする。

(1) 総合訓練

ア 火災総合訓練

別記1「火災総合訓練の実施要領」により実施する。

イ 地震火災総合訓練

別記2「地震火災総合訓練の実施要領」により実施する。

ウ マニュアルによる訓練と併せた検証

東京消防庁の定める指導マニュアルにより実施する。

(2) 部分訓練

ア 消火訓練

別記3「消火訓練の実施要領」により実施する。

イ 通報訓練

別記4「通報訓練の実施要領」により実施する。

ウ 避難訓練

別記5「避難訓練の実施要領」により実施する。

エ 応急救護訓練

別記6「応急救護訓練の実施要領」により実施する。

オ 安全防護訓練

別記7「安全防護訓練の実施要領」により実施する。

カ 地震想定訓練（地震火災を含まない。）

別記8「地震想定訓練（地震火災を含まない。）の実施要領」により実施する。

キ 指揮訓練

各種訓練の仮想想定のもとに隊長等による指揮訓練を実施する。

ク 消防隊の誘導・情報提供訓練

各種訓練の仮想想定のもとに警備員（業務担当者）による消防隊の誘導・情報提供訓練を実施する。

ケ 大雨、強風等に伴う災害に係る訓練

別記9「大雨、強風等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領」により実施する。

コ 大規模テロ等に伴う災害に係る訓練

別記10「大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領」により実施する。

(3) その他の訓練

ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上の研究、討議を実施する。

イ 消防計画に定められた防火対象物自衛消防隊の編成及び任務の確認を実施する。

ウ 個々の防火対象物自衛消防隊員がその任務を遂行するために必要な基本的な諸動作、規律の訓練を実施する。

エ 自衛消防活動に供する設備機器及び装備の取扱いを実施する。

（訓練時の安全対策）

第13条 訓練指導者を国土交通省調査設計課調整係長とし、訓練指導者は、訓練時における防火対象物自衛消防隊員の事故防止等を図るための安全管理を実施するものとする。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。

イ 事前に防火対象物自衛消防隊員の服装や履物及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること。

(2) 訓練実施中

ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。

イ 訓練中において、使用資器材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の資器材収納時についても、手袋を着装させるなど十分に安全を確保させること。

（訓練実施結果の検討）

第14条 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、別表2「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し以後の訓練及び消防計画の見直しに反映させるものとする。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者全員が出席するものとする。

2 防火管理者は、訓練結果を反映した自衛消防訓練実施結果記録書を防火管理関係台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管しておくものとする。

第5節 消防機関との連絡業務

（消防機関との連絡）

第15条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

(1) 防火管理者選任（解任）届出

防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときは、管理権原者が届け出ること。

(2) 消防計画作成(変更)届出

消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項に該当したときは、防火管理者が届け出ること。

ア 管理権原者又は防火管理者の変更

イ 防火対象物自衛消防隊に関する事項の大幅な変更

ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更

エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更

(ア) 受託者の氏名及び住所

(イ) 受託方式

(ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲

(エ) 受託者の行う防火管理業務の方法

(3) 自衛消防訓練実施の通報

自衛消防訓練を実施するときは、防火管理者があらかじめ消防機関へ通報すること。

(4) 禁止行為の解除承認申請

喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をした後申請すること。

(5) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書

総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を3年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認をした後報告すること。

(6) 防火対象物工事等計画届出

建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、若しくは用途変更を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに管理権原者が届け出ること。

(7) 防火対象物使用開始届出

前項の工事後の使用を開始する日の7日前までに管理権原者が届け出て検査を受けること。

(8) 防火対象物一時使用届出

事務室や倉庫等を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の7日前までに管理権原者が届け出て、検査を受けること。

(9) 本部棟における催物の開催届出

本部棟において、概ね1,000人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う場合は、催しを行う3日前までに興行主が届け出ること。

防火管理業務計画を作成し、又は変更したときは、防火管理技能者が届け出ること。

(10) その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第16条 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておくものとする。

2 管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐものとする。

第6節 防火管理業務の委託

(防火管理業務の委託状況)

第17条 防火管理業務の委託については、別表3のとおりとする。

- 2 管理権原者及び受託者は、防火管理業務の委託契約等の内容が確実に履行されるように努めるものとする。

(防火管理業務の一部委託の内容チェック)

第18条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と防火管理業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を、別表4「防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」のとおり自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、防火対象物自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告しなければならない。

第2章 火災対策

第1節 予防管理業務

第1款 予防管理組織

(予防管理組織)

第19条 予防管理組織は、火災予防のための組織と点検・検査を実施するための組織とし、編成については、別表5のとおりとする。

(火災予防のための組織)

第20条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表5のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第21条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第22条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 別表6「巡回時安全確認簿」により安全確認を実施すること。
 - ア 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行うものとする。
 - イ 「閉鎖障害等」のチェックは1日1回以上行う。
- (5) 防火担当責任者の補佐

(定期に点検・検査を実施するための組織)

第23条 点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表5のとおり定める。

第2款 点検・検査業務

(建物等の自主検査)

第24条 建物等の自主検査は、別表7「自主検査チェック表(定期)」に基づき、別表5に定める各点検・検査員が確認するものとし、実施時期は、5月と11月の年2回とする。

(消防用設備等の自主点検)

第25条 消防用設備等・特殊消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

- (1) 自主点検は、別表8の「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、別表5に定める各点検・検査員が点検するものとする。
- (2) 実施時期は、5月と11月とする。
- (3) 防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、併せて確認するものとする。
防火管理者が点検結果を確認するものとする。

(共用部分等の自主点検・検査)

第26条 消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、防火設備、避難施設(共用部分)の自主点検・検査は、施設保全業務員が実施するものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第27条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、8月と2月に別表9の「消防用設備等法定点検計画表」により行うものとする。

- 2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。
- 3 防火管理者が点検結果を確認するものとする。

(建物等の定期検査)

第28条 建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努めるものとする。

- 2 防火管理者は、建物等の定期検査実施時に立ち会うものとする。

(点検検査結果の記録及び報告)

第29条 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、すみやかに防火管理者に報告するものとする。

- 2 防火管理者は記録責任者を定め、点検結果の記録を管理するものとする。

(不備欠陥等の報告)

第30条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかる場合は、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立するものとする。

第3款 出火防止業務

第1目 火気管理

(火気等の使用制限等)

第31条 防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

- (1) 喫煙管理
ア 喫煙場所は次のとおりとする。

(ア) 屋外喫煙コーナー

イ 喫煙場所の管理

喫煙場所の管理として、以下の事項を行うものとする。

(ア) 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。

(イ) 適当な数の吸殻入れを設置する。

(ウ) 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。

(2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除くすべての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第 32 条 本部棟内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所（防火管理者が指定する喫煙所）以外で喫煙又は火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき
- (5) 模様替え等の工事を行うとき

(火気等の使用時の遵守事項)

第 33 条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気使用設備器具を使用する場合は、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気使用設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
- (3) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 火気使用設備器具を使用した後は、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙してはならない。

第 2 目 放火防止対策

(日常の放火防止対策)

第 34 条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。
- (3) 職員、臨時職員、アルバイト等従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 客用トイレ等を従業員と共用するなど監視の強化を行う。
- (5) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び死角となる場所の不定期巡回監視体制を確立する。
- (6) 火元責任者又は最後に退社する者が火気の確認及び施錠を行う。
- (7) 空室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行う。
- (8) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理、整頓を行う。
- (9) 駐車場内にある車両の施錠の確認を行う。

(周辺での連続放火火災が発生した場合の対策)

第 35 条 当ビルの近隣で、放火火災が連続的に発生した場合は、前条によるほか、自衛を強化し、次のことを行うものとする。

- (1) ビル管理者（警備業務受託者）は、ビル内外の巡視について回数を増やし、綿密に行う。
- (2) ビル退館者（警備業務受託者）は、施錠の確認を確実にを行う。

第 4 款 防火安全確認業務

(工事中等の安全対策の樹立)

第36条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の6及び同法第18条第22項に基づき特定行政庁に仮使用の承認を受けたとき
- (2) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資器材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

3 防火管理者は、用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等において、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

また、火災予防条例第59条の3に基づく催物の開催において、催しの興行主側が作成する催物会場を管理するために必要な計画（会場管理計画）の確認を行い、必要に応じて指導を行うものとする。

第5款 避難安全確保業務

（施設に対する遵守事項）

第37条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

（避難経路図）

第38条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を別図1のとおり作成し、防火対象物自衛消防隊員並びに作業員等に周知徹底するものとする。

（収容人員の管理）

第39条 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものとする。

（客席、避難通路の管理）

第40条 火災予防条例第50条等に定める基準に従い、客席及び避難通路を管理するものとする。

（定員の管理）

第 41 条 火災予防条例第 53 条に基づき、次の事項を遵守し、定員の管理に努めるものとする。

- (1) 条例で定められている定員を超えて、客を入場させないこと。
- (2) 客席内の避難通路に、客を収容しないこと。

第 2 節 自衛消防業務

第 1 款 防火対象物自衛消防隊の組織

(防火対象物自衛消防隊の設置)

第 42 条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、本部棟防火対象物自衛消防隊（以下「防火対象物自衛消防隊」という。）を設置する。

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火管理者がその任務にあたる。
 - (2) 防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者（以下「防火対象物自衛消防隊長の代行者」という。）を定める。
 - (3) 係は、通報連絡（情報）係、初期消火係、避難誘導係、安全防護班、応急救護係とする。
- 5 防火対象物自衛消防隊の編成及び主たる任務は別表 10、別表 11 及び別表 12 のとおりとする。

(防火対象物自衛消防隊の業務を行う範囲)

第 43 条 防火対象物自衛消防隊は、本部棟の管理権原の及ぶ範囲を担当するものとする。

(防火対象物自衛消防隊長等の権限)

第 44 条 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本部棟における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

- 2 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(防火対象物自衛消防隊長等の責務)

第 45 条 防火対象物自衛消防隊長は、管理権原者の命を受け、防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等消防隊との連携を密にしなければならない。

- 2 防火対象物自衛消防隊長の代行者は、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って防火対象物自衛消防隊長の任務を代行する。

第 2 款 自衛消防活動等（火災）

(防火対象物自衛消防隊の任務)

第 46 条 防火対象物自衛消防隊は、防火対象物で発生する火災における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

(防火対象物自衛消防隊の任務)

第 47 条 防火対象物自衛消防隊は、防火対象物で発生する火災において、防火対象物自衛消防隊長の指揮のもとに初動措置を行うものとする。

(通報連絡、情報収集)

第 48 条 火災の発見者は、消防機関（119 番）への通報及び施設管理室に状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 通報連絡（情報）係は、次の活動を行うものとする。
 - (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに 119 番通報する。
 - (3) 火災発生確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送を別記 11 で定める放送文例に

より行う。なお、放送は 9:00～17:00（昼間）の間は管理センターが行い、17:00～9:00（夜間）の間は警備が行う。

- (4) 防火対象物自衛消防隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

3 通報連絡（情報）係は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況、活動人員の確認
- (3) 逃げ遅れ、傷者の有無及び状況の確認
- (4) 区画形成状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前(1)～(5)の情報の防火対象物自衛消防隊長への伝達
- (7) 情報収集内容の記録

（消火活動）

第 49 条 初期消火係員は、消火器または屋外消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 防火対象物自衛消防隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

（避難誘導）

第 50 条 避難誘導班係は、火災が発生した場合、出火階及びその上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 エレベーターによる避難は原則として行わないものとする。

3 屋上への避難は原則として行わないものとする。

4 避難誘導係員は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

6 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに防火対象物自衛消防隊長に連絡する。

7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、防火対象物自衛消防隊の本部に報告する。

8 避難誘導係は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたるものとする。

（安全防護措置）

第 51 条 安全防護係員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

（応急救護）

第 52 条 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

2 応急救護係員は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。

3 応急救護係員は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録すること。

（自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の非常放送設備が連動している場合）

（警備員が 1 名で勤務している場合）

第 53 条 自動火災報知設備の受信機の設置場所（以下「警備室」という。）に警備員が 1 名しかいない場合は

次の対応を行うものとする。

- (1) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、消火器、マスターキー等を持って現場へ急行する。

(非常放送設備は自動的に「感知器発報放送」のメッセージがながれる。)

- (2) 火災であることを確認した場合は、周囲に火災を知らせるとともに、自動火災報知設備の発信機を押した後、直ちに消防機関（119番）に通報する。

(非常放送設備は、発信機を押すか又は非常電話を起動させると自動的に「火災放送」がながれる。)

(ガス漏えい時の活動)

第54条 都市ガス漏えい事故防止の対策

ガス設備未設置につき非該当

(停電発生時の対応)

第55条 停電発生時の出火防止対策は、別記13による。

第3款 営業時間外等における自衛消防活動体制

(営業時間外等における巡回等)

第56条 警備員は、定時に巡回する等火災防止上の安全を確認するものとする。

(営業時間外等における自衛消防活動体制)

第57条 営業時間外等における自衛消防活動組織は、別表13に示すところによる。

- 2 営業時間外等に発生した火災に対しては、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める連絡網により急報するものとする。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

- 3 営業時間外等に発生した火災に対しては、在館中の職員等が協力するものとする。

第3章 火災以外の地震その他の災害対策

第1節 震災対策

第1款 震災に備えての事前計画（地震災害予防措置）

(ハザードマップ等の確認)

第58条 防火管理者は東京都が作成・公表する震災の被害予測や区市町村が作成する防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態の把握に努める。

また、訓練実施時や従業員教育等の機会を活用し、従業員等に対し、把握した危険実態等の啓発に努める。

(点検と安全措置等)

第59条 各点検・検査員及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、第2章第1節第2款に基づく各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (3) 火気使用設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。

と。

- (4) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水などによる発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(オフィス家具類等の転倒落下防止措置)

第 60 条 防火管理者は、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類の転倒・落下防止に努めるものとする。

- 2 各点検・検査員及び火元責任者は、第 2 章第 1 節第 2 款に基づく各種点検に合わせ、別表 14 のチェックリストを活用して、オフィス家具類等の転倒・落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を講じる。

(非常用物品等の準備)

第 61 条 管理権原者は、地震その他の災害等に備え非常用物品等を確保するよう努める。

- 2 防火管理者は、非常用物品の点検整備を、定期に実施する。なお、点検は、地震想定訓練実施時に合わせて行う。

(緊急地震速報の活用対策)

第 62 条 防火管理者は、緊急地震速報の受信方法及び活用対策等について職員等に周知、徹底する。

第 2 款 震災時の活動計画

(防火対象物自衛消防隊の任務)

第 63 条 震災により防火対象物内で火災が発生した場合は、第 2 章第 2 節第 2 款の自衛消防活動を行う。

火災以外の被害が発生した場合の任務は、火災時の自衛消防隊の組織を活用する。

初期消火班は救助班として任務を行う。

(震災時の自衛消防活動の原則)

第 64 条 震災時の防火対象物自衛消防活動は、係ごとでの活動を原則とする。

- 2 各係は、本部棟の被害状況及び活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。

(地震発生時等の安全措置)

第 65 条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - (2) 揺れがおさまってから、火気使用設備器具の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。
また、在館者への放送を別記 11 で定める放送文例により行う。なお、放送は 9:00～17:00（昼間）の間は管理センターが行い、17:00～9:00（夜間）の間は警備が行う。
 - (3) 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、防火対象物自衛消防隊長に報告する。
 - (4) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- 2 緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、あわてずに、身の安全を確保すること。
 - (1) 緊急地震速報を確認後、自己の安全を守ることを第一とし、可能な限り在館者への放送を別記 11 で定める放送文例により行う。なお、放送は 9:00～17:00（昼間）の間は管理センターが行い、17:00～9:00（夜間）の間は警備が行う。

(被害状況・活動状況の把握)

第 66 条 防火対象物自衛消防隊長は、本部棟の被害状況をすみやかに把握するよう努める。

- 2 各火元責任者は、被害状況を確認し、防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- 3 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、防火対象物自衛消防隊長に報告するものとする。

(消防機関への通報)

第 67 条 消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊長が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれない等緊急を要する場合は、通報連絡係から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。

- 2 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。

(初期救助、初期救護)

第 68 条 地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。

- (1) 応急救護係は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、防火対象物自衛消防隊長に知らせる。
救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。
- (3) 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を防火対象物自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。
- (4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。
- (5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- (6) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。
- (7) チェーンソー等危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当すること。
- (8) 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示すること。

(エレベーターの閉じ込め対策)

第 69 条 従業員は、以下の活動を行う。

- (1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより施設管理室等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。
- (2) エレベーター内の閉じ込めを発見した者は、すみやかに防火対象物自衛消防隊長に連絡する。
- (3) 防火対象物自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。

(震災以外の事象への準用)

第 70 条 前条は震災以外のエレベーター閉じ込め発生時に準用する。

(周辺地域の応援)

第 71 条 防火対象物自衛消防隊長の指示により、防火対象物自衛消防隊は周辺地域の消火活動及び救助活動等を行う。

(避難)

第 72 条 地震時の避難については、職員等の混乱防止に努めるほか次によるものとする。

- (1) 建物からの避難
 - ア 避難誘導係は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外に避難させ、避難完了後

防火対象物自衛消防隊長に報告する。

イ 避難は原則として防火対象物自衛消防隊長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により行う。

ウ 防火対象物自衛消防隊長からの避難指示があるまで、職員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

エ 営業の継続困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。

オ 安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

(2) 避難場所等への避難

ア 職員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所及び避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

イ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。

ウ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。

エ 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。

オ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに防火対象物自衛消防隊長にその旨を報告する。

(帰宅困難者対策)

第 73 条 防火対象物自衛消防隊長は、帰宅困難者の発生に備え、前条の避難誘導に合わせ以下の活動を行う。

(1) 鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に適宜伝達する。

(2) 交通機関が停止し営業を停止する場合は、第 72 条に基づき、帰宅困難な客を避難場所等まで避難誘導する。

(3) 第 90 条に基づく時差退社は、ターミナル駅への帰宅困難者の殺到を防ぐため、交通機関の運行状況を確認した後に実施する。

(地震後点検と安全措置等)

第 74 条 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに防火対象物自衛消防隊長に報告するとともに応急措置を行う。

2 火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。

3 各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに消防用設備等の点検を実施し異常の有無を防火対象物自衛消防隊長に報告すること。

点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図るものとする。

第 3 款 施設再開までの復旧計画

(危険物、電気等に関する二次災害発生防止措置)

第 75 条 震災後の二次災害発生を防止するために、各点検・検査員等は、次の措置を行う。

(1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

2 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

(復旧作業等の実施)

第 76 条 防火管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じる。

(1) 復旧作業に係わる工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。

(2) 復旧作業に係わる立入禁止区域を指定するとともに職員等に周知徹底する。

(3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。

- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに職員等に周知徹底させる。

第4款 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)(以下、「南海トラフ警戒情報」という)が発せられた場合の対策

(地震対策のための事業所自衛消防隊)

第77条 南海トラフ警戒情報が発せられた場合に事業所自衛消防隊は、別表12に定める任務を行うものとする。

(休日、夜間等の営業時間外等における事業所自衛消防隊)

第78条 別表13に定める体制をとり、別表12の任務を行うものとする。

- 2 別に定める連絡表により必要な要員を招集するものとする。
- 3 南海トラフ警戒情報の発令を知ったとき、招集要員は自主的に集結するものとする。

(営業方針等)

第79条 南海トラフ警戒情報が発せられた場合は、従業員の時差退社及び残留保安要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止する。

- 2 出勤途上又は外出中に警戒宣言の発令を知った場合は、招集要員以外は帰宅し、待機する。
- 3 従業員の時差退社の計画は別表15のとおりとする。

(南海トラフ警戒情報の報告等)

第80条 南海トラフ警戒情報の発表を知った職員等は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ・ラジオを通じて情報確認のうえ、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(防火対象物自衛消防隊員に対する指示等)

第81条 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示するものとする。

(在館者に対する情報伝達)

第82条 在館者に対し、放送設備により、南海トラフ警戒情報について、別記12に定める放送文例をもって伝達するものとする。

(警戒本部の設置)

第83条 管理庁は、南海トラフ警戒情報が発せられた場合、警戒本部を公園事務室に設置する。

- 2 警戒本部の構成員は、地域防災調整官、調査設計課調整係長、公園管理センターセンター長及び副センター長とする。
- 3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 南海トラフ警戒情報が発せられた場合の緊急点検及び被害防止措置等の進行管理
 - (2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更
 - (3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定
 - (4) 自衛消防隊員及び職員等に対する指示・命令
- 4 防火対象物自衛消防隊員は応急対策及び時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、防火対象物本部に報告する。
- 5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図など本部の活動に必要なものを準備する。

(職員等に対する南海トラフ警戒情報が発せられた場合の伝達等)

第 84 条 南海トラフ警戒情報が発せられた場合、職員等に対して、放送設備により、別記 12 に定める放送文例をもって伝達する。

2 防火対象物自衛消防隊長は、それぞれの避難誘導係に指定されている者を所定の場所に配置する。

(在館者に対する南海トラフ警戒情報が発せられた場合の伝達)

第 85 条 在館者に対する南海トラフ警戒情報が発せられた場合の伝達は、避難誘導係の配置完了後、別記 12 に定める放送文例により非常放送を行うものとする。

(誘導案内)

第 86 条 避難誘導係は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

2 混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行うものとする。

(火気使用の中止等)

第 87 条 南海トラフ警戒情報が発せられた場合は、禁煙とし、火気使用設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、防火管理者の承認を得て必ず職員等に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

2 危険物の取り扱いには直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じたうえで行うものとする。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付のものを除き、運転を中止する。

(職員等の実施する被害防止措置)

第 88 条 南海トラフ警戒情報が発せられた場合に従業員が実施すべき被害を防止する措置は、次による。

- (1) 窓ガラス等の落下、散乱防止
- (2) 照明器具等の固定
- (3) 事務機器、商品等の転倒、落下防止
- (4) 初期消火用水の確保
- (5) 非常持ち出し品の準備

(工事及び高所作業の中止)

第 89 条 防火管理者は、南海トラフ警戒情報が発せられた場合は、建築工事及び窓ふきその他の高所作業を行う者に対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させる。

(時差退社等)

第 90 条 防火対象物自衛消防隊長は、職員等の退社について、別表 15 に基づき退社させるものとする。

第 2 節 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

第 1 款 事前の備え

(自衛消防隊の装備)

第 91 条 防火対象物自衛消防隊長は、マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。

第 2 款 大規模テロ等に伴う災害発生時の活動計画

(自衛消防の任務)

第 92 条 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限

の身体防護措置に限定する。

- 2 大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難と認められる場合は、自衛消防隊長は各係の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- 3 前項の場合、自衛消防隊員は防火対象物自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

(行政機関からの指示)

第 93 条 大規模テロ等に伴う災害においては、行政機関からの指示等に基づき活動することが原則であり、指示等があった場合、防火対象物自衛消防隊長はすみやかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

(避難準備の時間に余裕がない場合)

(自己防火対象物で発生した場合の対応)

第 94 条 自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、すみやかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。

- 2 自己防火対象物内で発生した場合、各係は事案が発生した旨を防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- 3 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。
 - (1) 原因不明の多数の死傷者の発生
 - (2) 不自然な場所での爆発災害
 - (3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在があった場合
 - (4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合

(避難準備の時間に余裕がある場合)

(情報の収集・伝達)

第 95 条 大規模テロ等に係る警報等が発令された場合又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した場合、防火対象物自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行う。

- 2 行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達する。

(身体保護措置)

第 96 条 職員等は、行政機関の指示があるまでの間、ガス、空調の停止及び窓の閉鎖等による室内の密閉など事態に応じた安全防護措置を行った後、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

(開館中止の判断)

第 97 条 管理権原者は、他の地域で大規模テロ等と疑わしい災害が発生した場合は、被害が広範囲であったり、連続して発生する恐れのある大規模テロ等の特性を考慮して、開館の中止についても考慮する。

第 3 節 大雨・強風等に係る自衛消防対策

第 1 款 事前の備え

(ハザードマップ等の活用)

第 98 条 防火管理者は、東京都、区市町村が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区域図などの被害予測を定期的に確認し、本部棟の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

(点検と安全措置)

第 99 条 各点検・検査員及び火元責任者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

- (1) 普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認
- (2) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の、強風による落下を防止すること。

- (3) 側溝、排水口の清掃状況の確認
- (4) 水防資器材は、定期的に点検・整備を行う。

第2款 大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

(自衛消防隊の任務)

第100条 大雨又は強風等に伴う災害が発生した場合は、第2章第2節第2款の自衛消防活動に準じて自衛消防活動を行う。

- 2 大雨又は強風等に伴う災害が発生し、基本編成による活動では困難と見られる場合は、防火対象物自衛消防隊長は、各係の人員を増強若しくは移動し、又は初期消火係、避難誘導係を安全防護係の任務にあたらせるなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- 3 前項の場合、防火対象物自衛消防隊員は防火対象物自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

(情報の収集及び伝達)

第101条 台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、事業所自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

(資器材の点検整備)

第102条 被害の発生が予想される場合、安全防護班は、資器材の確認、点検等を行い、すみやかに使用可能な体制をとる。

(定期巡回の実施)

第103条 通報連絡(情報)班は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況の把握に努めるとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備の誤作動等の防止を図る。

特に、建物外部の冠水状況に注意する。

(地下室等への立入り制限)

第104条 事業所自衛消防隊長は、地下室への進入及びエレベーターの使用が制限された場合、従業員等に伝達する。

(浸水防止措置の実施)

第105条 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携して、浸水防止措置を行う。

- 2 人員が不足する場合は、必要に応じ、事業所自衛消防隊長に協力を要請する。

(在館者の避難誘導)

第106条 防火対象物自衛消防隊長が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合は、避難を実施する。

- 2 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

第4節 受傷事故等の自衛消防対策

(応急手当の普及促進)

1076条 管理権原者は、従業員の救命講習等の受講を促進し、自衛消防隊の応急救護能力の向上を図るよう努める。

(応急救護資器材)

第108条 防火管理者は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材を、訓練等の機会を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態に保つものとする。

(自衛消防隊の任務)

第 109 条 防火対象物内で受傷事故等が発生し、第 2 章第 2 節第 2 款の自衛消防活動に準じて自衛消防活動を行う。

- 2 防火対象物内で受傷事故等が発生し、基本編成による活動では困難と見られる場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどにより、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- 3 前項の場合、自衛消防隊員は自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

(応急救護の実施)

第 110 条 自己事業所内において受傷事故等が発生した場合、従業員は、119 番通報、応急救護等の処置を必要に応じ、協力して実施する。

- 2 傷病の程度が軽く歩行可能で、救急隊が到着していない場合等の状況に応じ、避難階までの搬送を考慮する。

(通報・連絡体制)

第 111 条 事業所自衛消防隊長は、必要に応じ防火対象物自衛消防隊長に連絡し、協力を依頼する。

- 2 事業所自衛消防隊長は 119 番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷事故等の発生場所まで誘導を行う。

(応急救護所の設置の要請)

第 112 条 多数傷病者が発生した場合は、事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長に応急救護所の設置を要請する。

(二次災害の防止)

第 113 条 事業所自衛消防隊長は、二次災害のおそれがある場合、エスカレーター等受傷事故の原因と考えられる工作物等の使用を、安全が確認されるまで中止する。

当該工作物等が共有部分にあるなど防火対象物全体に周知させる必要がある場合は、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

付 則

この計画は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

別記 1

火災総合訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	<p>出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。</p> <p>(1) 部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。</p> <p>(2) 避難を要する者、介助、救助を要する者は災害の程度に応じて決める。</p>
1 発生場所の確認	<p>(1) 火災の発生は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火点として、旗又は灯火等の目印を置く。 ・ 自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す。 <p>(2) 自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。</p> <p>(3) 出火場所に至って、現場の状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。</p>
2 消防機関への通報	<p>(1) 消防機関へ通報する。</p> <p>(通報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害発生場所、燃焼物 ・ けが人、避難を要する者の有無 <p>(2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内線電話、加入電話 ・ 内線電話相互 ・ 訓練用通報装置 ・ 火災通報装置 <p>(3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。</p>
3 館内への連絡	<p>(1) 館内の自衛消防隊員に災害の発生場所、程度の状況を連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要により現場確認前と後の情報に区分する。 ・ 必要により暗号、隠語を使用する。 <p>(2) 連絡、伝達には次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務放送、メガホン、携帯用拡声器 ・ 非常ベル、 ・ 自動火災報知設備
4 初期消火	<p>(1) 消火器具の搬送、操作を行う。</p> <p>(2) その他設置されている屋外消火栓など消火設備、消火装置等の操作を行う。</p> <p>※ 消火水、消火剤の放出は、一連の活動とは別に実施することでもよい。</p>
5 区画の形成	<p>(1) 初期消火後、出火室の扉、天窓を閉鎖する。</p> <p>(2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動で行う。</p> <p>(3) エレベーターの運転中止の確認操作を行う。</p> <p>(4) 防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排煙口の操作
6 避難誘導	<p>(1) 避難行動及び避難経路、避難先等の指示を行う。</p> <p>(2) 非常口、避難路の確保を行う。</p> <p>(3) 階段入口、通路角など主要な避難経路、階段に誘導員の配置を行う。</p> <p>(4) 介助を要する者の搬送を行う。</p> <p>(5) エレベーターの使用禁止、危険区域を周知する。</p> <p>(6) 逃げ遅れの有無、避難者の確認を行う。</p> <p>(7) 避難者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。</p>
7 応急救護	<p>(1) 救護所を設定する。</p> <p>(2) 受傷者の応急手当をする。</p> <p>(3) 措置した状況を自衛消防隊本部に報告する。</p>
8 指揮	<p>(1) 指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う</p> <p>(2) 消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害状況 ・ 避難状況（けが人等を含む） ・ 活動状況 ・ 消防用設備等の作動状況

別記 2

地震火災総合訓練の実施要領

実施項目	実施内容
想定	震度 6 強以上の地震の発生を仮定して、予想される被害を決める。 (1) 消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。 (2) 防火対象物内で火災、救助事象が各 1 件以上発生した想定とする。 (3) 出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。 (4) 介助等を必要とする者に対する避難誘導及び救出活動を取り入れる。
1 身体防護	落下物等から身体を守る措置行動を行う。 緊急地震速報を活用する場合は、緊急地震速報の受信により身の安全を確保する。
2 出火防止措置	火気使用設備器具の熱源遮断措置を行う。 ・ 電源の遮断
3 危険物品に対する応急措置	危険物品の流出、漏えい防止の措置を行う。
4 被害状況の把握	(1) 各地区隊は、建物内の被害状況、活動状況を自衛消防隊本部に報告する。 (2) 防火対象物自衛消防隊長は、建物全体の被害状況、活動状況を把握し、地区隊間の応援の指示を行う。 (3) 人的被害状況を把握し、逃げ遅れの有無、避難した者の状況確認を行うとともに、必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。
5 情報収集と伝達	(1) 情報の収集及び提供を行う。 ・ テレビ、ラジオ等を活用し、発生した地震の概要、交通機関の運行停止状況など、正確な情報の取得に努め、適宜在館者に伝達を行う。 (2) 自衛消防隊長との連携及び自衛消防隊本部の任務を確認する。 (3) 電話機、放送設備の機能停止の場合の情報伝達を行う。
6 エレベーターの閉じ込めの確認	(1) エレベーターが途中で停止している場合、閉じ込められた人がいないか、インターホン等により確認する。 (2) 停止場所、閉じ込められた人数、けがの有無等を確認した後、エレベーター管理会社へ連絡する。 (3) 行った措置について閉じ込められた人に伝達する。
7 消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 (通報内容) ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害の発生場所、燃焼物 ・ けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・ 内線電話、加入電話 (3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
8 館内への連絡	(1) 館内の自衛消防隊員に災害の発生場所、程度の状況を連絡する。 ・ 必要により現場確認前と後の情報に区分する。 ・ 必要により暗号、隠語を使用する。

	<p>(2) 連絡、伝達には次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガホン、携帯用拡声器 ・ 非常ベル ・ 自動火災報知設備
9 火災発生場所の確認	<p>(1) 火災の発生は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火点として、旗又は灯火等の目印を置く。 ・ 自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す。 <p>(2) 自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。</p> <p>(3) 肉声により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。</p> <p>(4) 出火場所に至って、現場の状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。</p>
10 初期消火	<p>(1) 消火器具の搬送、操作を行う。</p> <p>※ 実際に消火水、消火剤の放出を行う場合は、一連の活動とは別に実施することでもよい。</p>
11 避難誘導等	<p>(1) 肉声で在館者に被害状況の伝達を行うとともに、避難経路、使用する階段を具体的に指示する。</p> <p>(2) 避難経路に適宜誘導員を配置し、避難を誘導する。</p> <p>(3) 防火区画、防煙区画、排煙区画の操作を行う。</p> <p>(4) 避難器具等を使用した避難を行う場合は、十分な安全措置を図った上で行う。</p> <p>(5) 指定場所への避難方法、避難経路を確認する。</p> <p>(6) 避難者の受入れ体制を確認する。</p>
12 救出・救護	<p>(1) オフィス家具類の転倒又は建物の倒壊により下敷きになった者や、脱出できない者の救出要領を確認する。</p> <p>(2) 自己事業所で保有する救出のため活用できる、バール等の資器材等を活用した救出措置を行う。</p> <p>(3) 救護所等を設置し、救出者等の救護を行う。</p> <p>なお、救護内容については、別記6の応急救護訓練による。</p>

別記3

消火訓練の実施要領

実施項目	実施内容
想定	出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。
1 操作	(1) 消火器等の搬送、操作を行う。
2 放水、放射	(1) 消火器具の放射（水消火器使用） (2) 屋外消火栓の放水
3 防火区画の形成	消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖の操作を行う。

(注) オイルパンを使用する等実際に物を燃やして行う消火訓練にあたっては、消防機関に対し火災予防条例第60条に基づく、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等（揚煙行為）の届出及び管轄区市町村の環境主管課への事前連絡が必要となる。

別記 4

通報訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	(1) 火災、救助、救急等の災害種別を決める。 (2) 発生場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。
1 発生時の措置	(1) その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。 (2) 火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。
2 消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 (通報内容) ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害の発生場所、燃焼物 ・ けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・ 内線電話、加入電話 ・ 内線電話相互 ・ 訓練用通報装置 ・ 火災通報装置 (3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
3 館内への連絡	(1) 館内の自衛消防隊員に災害の発生場所、程度の状況を連絡する。 ・ 必要により現場確認後の前と後の情報に区分する。 ・ 必要により暗号、隠語を使用する。 (2) 連絡、伝達には次の装置を使用する。 ・ メガホン、携帯用拡声器

別記 5

避難訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	(1) 火災、地震の災害を決める。 (2) 出火場所、避難経路、使用する階段を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。
1 避難の指示	(1) 放送設備、非常ベル、自動火災報知設備で避難開始の指示を伝える。 (2) 肉声で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。
2 誘導員の配置	(1) 次の場所に誘導員の配置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段入口付近 ・ 通路角 ・ エレベーター付近 ・ 避難場所
3 非常口の開放、避難路の確保	(1) 開錠の操作を行い、非常口を開放する。 (2) エレベーターの使用禁止を周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてエレベーターの停止操作、非常用エレベーターの消防運転を行う。 (3) 防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。 (4) 避難障害物の除去等避難路の確保を行う。
4 避難誘導	(1) 避難を誘導する。 (2) 介助を要する者の搬送を行う。
5 避難の確認	(1) 逃げ遅れ者の有無、避難した者の状況確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ けが人の受傷程度、人数の状況を調べる。 (2) 必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 (3) 状況を自衛消防隊本部に連絡する。
6 避難器具等の設定	(1) 避難器具等の設定を行う。 (2) 避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前の安全確認を行う。

別記 6

応急救護訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	受傷者の数、受傷内容、受傷程度を決める。
1 応急手当	(1) 受傷者の容態観察を習得する。 ・ 受傷部位の確認 ・ 症状の判断 (2) 三角巾による包帯法を習得する。 ・ 受傷部位に応じた包帯法、骨折固定法 (3) 止血法、心肺そ生法を習得する。
2 搬送要領	(1) 担架による搬送要領を習得する。 ・ 乗せ方 ・ 運び方 (2) 応急担架による搬送を習得する。 ・ 応急資材を用いた担架作成要領 ・ 搬送要領 (3) 徒手による搬送要領を習得する。
3 応急救護所の設置	(1) 救護所の設定を行う。 (2) 応急救護資器材の確認を行う。

別記7

安全防護訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	出火場所、延焼範囲を決める。
1 操作	(1) 防火戸の開閉操作を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火室の開口部の閉鎖を行う。 ・ 階段室、廊下等の防火戸を閉鎖する。 ・ 開閉操作により閉鎖度合いを確認する。
2 排煙区画の設定	(1) 排煙区画を決め、必要な区画の排煙操作を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然排煙 ・ 強制排煙

別記 8

地震想定訓練（地震火災を含まない。）の実施要領

実施項目	実施内容
想定	震度6強以上の地震を仮定して、予想される被害を決める。
1 身体防護	落下物等から身体を守る措置行動を行う。 緊急地震速報を活用する場合は、緊急地震速報の受信により身の安全を確保する。
2 出火防止措置	火気使用設備器具の熱源遮断措置を行う。 ・ 電源の遮断
3 危険物品に対する 応急措置	危険物品の流出、漏えい防止の措置を行う。
4 被害状況の把握	(1) 各地区隊は、建物内の被害状況、活動状況を自衛消防隊本部に報告する。 (2) 防火対象物自衛消防隊長は、建物全体の被害状況、活動状況を把握し、地区隊間の応援の指示を行う。 (3) 人的被害を把握し、逃げ遅れ者の有無、避難した者の状況確認を行うとともに、必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。
5 情報収集と伝達	(1) 情報の収集及び提供を行う。 ・ テレビ、ラジオ等を活用し、発生した地震の概要、交通機関の運行停止状況など、正確な情報の取得に努め、適宜在館者に伝達を行う。 (2) 2階施設管理室、自衛消防隊長との連携及び自衛消防隊本部の任務を確認する。 (3) 電話機、放送設備の機能停止による情報伝達の措置を行う。
6 エレベーターの閉 じ込めの確認	(1) エレベーターが途中で停止している場合、閉じ込められた人がいないか、インターホン等により確認する。 (2) 停止場所、閉じ込められた人数、けがの有無等を確認した後、エレベーター管理会社へ連絡する。 (3) 行った措置について閉じ込められた人に伝達する。
7 消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 (通報内容) ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害の発生場所 ・ けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・ 内線電話、加入電話 ・ 内線電話相互 ・ 訓練用通報装置 ・ 火災通報装置 (3) 119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。

<p>8 館内への連絡</p>	<p>(1) 館内の自衛消防隊員に災害の発生場所、程度の状況を連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要により現場確認前と後の情報に区分する。 ・ 必要により暗号、隠語を使用する。 <p>(2) 連絡、伝達には次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガホン、携帯用拡声器
<p>9 避難誘導等</p>	<p>(1) 放送設備等を活用して、在館者に被害状況の伝達を行うとともに、避難経路、使用する階段を具体的に指示する。</p> <p>(2) 避難経路に適宜誘導員を配置し、避難を誘導する。</p> <p>(3) 避難器具等を使用した避難を行う場合は、十分な安全措置を図った上で行う。</p> <p>(4) 指定場所への避難方法、避難経路を確認する。</p> <p>(5) 避難者の受入れ体制を確認する。</p>
<p>10 救出・救護</p>	<p>(1) オフィス家具類の転倒又は建物の倒壊により下敷きになった者や、脱出できない者の救出要領を確認する。</p> <p>(2) 自己事業所で保有する救出のため活用できる、バール等の資器材等を活用した救出措置を行う。</p> <p>(3) 救護所等を設置し、救出者等の救護を行う。</p> <p>なお、救護内容については、別記6の応急救護訓練による。</p>

別記9

大雨、強風等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領

実施項目	実施内容
想定	台風が接近する等により、時間雨量50ミリ以上の豪雨の際に、予想される被害を決める。
1 気象情報等の収集と伝達	気象情報等及び防火対象物周辺の降雨、道路冠水等の状況を確実に収集できる体制を整える。収集した情報を適宜在館者に伝達する。
2 建物内外の巡回	(1) 建物内を定期的に巡回し、窓、扉の閉鎖、浸水等の確認を行う。 (2) 建物の外部の状況（道路の冠水状況等）についても定期的に確認する。
3 地下室の立入り制限	(1) 地下室等の在館者を地上部分へ避難させた後、立入りの制限を行う。 (2) 立入りの制限を行っている旨を、階段、エレベーター内等に掲示する。
4 応急救護の実施	救護所等を設置し、救出者の救護を行う。 なお、救護内容については、別記6の応急救護訓練による。
5 指定場所への避難等	指定場所への避難方法、経路等を確認する。 ・ 行政機関からの指示等があった場合の、指定場所への避難要領を習得する。 ・ 安全な場所に集合し、人員点呼等を行った後、防火対象物で一体となって避難を行う。

別記 10

大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	<p>自己防火対象物の周辺において大規模テロ等に伴う災害が発生した後、警報の発令、避難の指示が行われることを想定する。</p> <p>自己防火対象物においては、被害は発生していないものとする。</p>
1 情報の収集・伝達	<p>警報の発令、避難の指示等に備え、テレビ、ラジオ等により情報収集を実施し、収集した情報を適宜在館者に伝達する。</p>
2 身体保護措置	<p>各従業員は身体保護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓、扉を閉鎖する。 ・ 空調を停止する。 ・ 窓のない部屋の中央で待機する。
3 応急救護所の設置	<p>必要な資器材を搬送し、応急救護所を設置する。</p>
4 警報の伝達	<p>国民保護法に基づき、政府による武力攻撃事態の認定がなされ、発令された警報の在館者への伝達を行う。</p>
5 避難の実施	<p>(1) 行政機関からの避難の指示等（避難先、避難経路等）を在館者に確実に伝達する。</p> <p>(2) 自衛消防隊は避難誘導を行う。</p> <p>(3) 建物の外に避難を行う。</p> <p>(4) 逃げ遅れの有無等人員の確認を行う。</p>
6 消防機関への通報	<p>(1) 消防機関へ通報する。</p> <p>(通報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害の発生場所及び状況 ・ けが人、避難を要する者の有無、けが人等の状況 <p>(2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内線電話、加入電話 <p>(3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。</p>

【災害発生時の館内アナウンス文】

1. 緊急地震速報発令時

(緊急地震速報発令時)

ただいま緊急地震速報が流れました。来館者の皆様は姿勢を低くし、身の安全を図ってください。

(状況確認後)

ただいまの緊急地震速報は、〇〇で震度〇でした。

①有明に直接影響がない場合

安全が確保されましたので、ここまま運営を続けます。

②有明に影響がある場合

来館者の皆様は職員の誘導に従って落ち着いて行動してください。

2. 地震時

(揺れ発生中)

ただいま大きな地震が発生しました。来館者の皆様は姿勢を低くし、身の安全を図ってください。

(揺れ収まったあと)

ただいま大きな地震が発生しました。来館者の皆様は職員の誘導に従って落ち着いて行動してください。

3. 火災発生時

ただいま館内で火災が発生しました。出火場所は〇〇です。(又は、出火場所は確認中です) 来館者の皆様は職員の誘導に従って落ち着いて行動してください。

4. 誤報時

ただいまの〇〇は誤報です。安全が確保されましたので、ここまま運営を続けます。

【南海トラフ警戒情報発令時の放送文】

館内の皆さまにお知らせします。

ただ今、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとのニュースが入りました。この南海トラフ地震に関連する情報（臨時）では、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されたという情報です。地震が確実にくるというものではありません。

なお、本施設はただ今をもちまして、閉館させていただきます。

公共交通機関につきましては警戒情報発令と同時に運行が停止しご利用できなくなる恐れがあります。

つきましては、公共交通機関の運行中に、ご帰宅されることをお勧めいたします。

館内の職員に連絡します。

各担当者は所定の方法により施設の安全点検を実施し報告してください。

停電時の出火防止対策

1. 事前の備え

(119番通報体制の確保)

- ・電話は停電時に使用不能となるものがあるので事前に確認しておく。

(エレベーター等の閉じ込めの防止)

- ・エレベーター、電気錠、自動ドア等が停電時に機能を失い閉じ込め等が発生しないことを確認する。

(非常電源に対する措置)

- ・消防用設備等及びその他の防災設備の非常電源としての機能確保に努め、維持管理の徹底を図る。

2. 停電発生時の対応

(停電復旧時に備えた出火防止対策)

- ・停電発生時には電熱機器や電気制御によった機器類からの出火防止を図るべく、コンセントを外す。

(自家発電装置の運転の機能損傷防止)

- ・停電中は、燃料切れに至る自家発電設備の運転超過又は蓄電池設備の過放電により機能に損傷をきたすことがないように監視を徹底する。

(消防用設備等に対する措置)

- ・電源を必要とする消防用設備等は停電によりバッテリーなどに切り替わるが、所定の時間を越えた場合、機能停止となることを踏まえ手動による操作も確認しておく。
- ・火災警報設備等が機能停止した場合、施設の巡回頻度を増やし異常の発見に努める。
- ・停電中は火気を使用するの工事は特別な場合を除き中止とする。

3. 停電復旧後の対応

(消防用設備等に対する措置)

- ・停電復旧時は、設備の機能が正常に定常状態に復旧していることを確認する。

(自家発電機能の早期復旧)

- ・停電復旧後は運転の停止・待機状態への切り替えを確認し、燃料補給等の措置により早期の復旧を図る。

別表 1

防火管理業務範囲表

(平成22年7月1日作成)

業務分類		予 防 管 理 業 務	
業務名	業務項目	チェック	
予防管理組織の編成	・火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織の編成に関する こと。(任務分担に基づく指定など)	○	
	・人事異動等に伴う組織編成の変更など組織の維持・補完に関すること。(報告・ 連絡など)	○	
点検・検査業務	自主点検業務 (消防用設備等関係)	・点検・検査の実施方法等の実施基準に関すること。 (実施箇所、結果報告、不備欠陥の改修など)	○
		・消防用設備等の位置や操作障害など管理状況の確認を行う自主点検に関する こと。(消火器、誘導灯など)	○
	(建物・避難施設 関係)	・建物構造等の確認を行う自主検査に関すること。 (基礎部、主要構造部、非常用進入口など)	○
		・通路幅員等の避難施設の確認を行う自主検査に関すること。 (通路幅員、避難障害など)	○
		・防火施設等の適正作動等の確認を行う自主検査に関すること。(作動障害など)	○
		・内装材及び防災物品の使用状況等の確認を行う自主検査に関すること。(内装 材の不燃材料等、カーテン、暗幕など)	○
	(火気使用設備 器具関係)	・厨房設備及び暖房器具等の使用状況等の確認を行う自主検査に関すること。 (可燃物品からの距離、周辺部の炭化状況)	○
	(電気設備等 関係)	・変電設備及び電気器具等の使用状況等の確認を行う自主検査に関すること。 (周囲の状況、タコ足接続、配線被覆など)	○
	(危険物施設 等関係)	・少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所等の管理状況の確認を行う自 主検査に関すること。(整理整頓、漏れ防止など)	○
	法定点検業務	・点検実施時期、結果報告及び不備欠陥の改修に関すること。 (立会い、不備欠陥の改修計画など)	○
		・建物の定期調査に関すること。(基礎等の構造関係、防火戸、非常用進入口な ど)	○
・建築設備の定期調査に関すること。 (換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、昇降機など)		○	
・消防用設備等の法定点検に関すること。 (消防法第17条の3の3に基づく法定点検及び消防機関への報告等)		○	
・防火対象物定期点検報告に関すること。 (消防法第8条の2の2に基づく資格者による点検及び報告等)		○	
出火防止業務	・喫煙などの火気管理対策の樹立に関すること。 (喫煙管理、臨時の火気使用、火気使用規制など)	○	
	・放火防止対策の樹立に関すること。 (施錠や可燃物の整理など日常の放火防止、連続放火など)	○	
	・吸殻の処理など火気関係における日常の出火防止の確認に関すること。	○	
	・可燃物の放置など放火防止における日常の出火防止の確認に関すること。	○	
防火安全確認業務	・用途変更、間仕切変更等に伴う法令適合の確認に関すること。	○	
	・工事中等における火気管理等の防火安全対策の樹立に関すること。 (工事中の消防計画の作成など)	○	
	・催物等の開催に伴う法令適合及び火気管理等の確認に関すること。	○	
避難安全確保業務	・廊下、階段等の避難施設の管理方法等の樹立に関すること。	○	
	・劇場等における通路幅員の法令に定める基準の確保に関すること。	—	
	・ディスコ等の照明及び音響停止等による避難上の安全確保に関すること。	—	
	・廊下、避難通路等における避難障害等の日常的な確認に関すること。	○	
	・防火戸及び防火シャッター等の防火設備における閉鎖障害等の日常的な確認に 関すること。	○	
	・火災予防条例第53条で定める劇場等における定員管理に関すること。	—	
・一時的な用途変更などに伴い、混雑が予想される場合における収容人員の管理 に関すること。	○		

業務名		業務項目	チェック
教育・資格管理業務		・従業員及び新入社員教育に関すること。	○
		・防災センター要員の教育に関すること。	—
		・防火管理技能者の育成に関すること。	—
		・自衛消防活動中核要員の育成に関すること。	—
		・防災センター要員の育成に関すること。	—
		・防火安全技術者等の育成に関すること。	—
消防機関との連絡業務		・法令に定める各種届出の作成及び報告等に関すること。	○
		・各種届出書を保管する防火管理維持台帳の管理に関すること。	○
その他 予防管理業務	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

業務分類		自 衛 消 防 業 務	
業務名	業務項目	チェック	
	・火災等の災害などが発生した際に活動する防火対象物（事業所）自衛消防隊の編成に関すること。（任務分担に基づく指定など）	○	
	・営業時間や従業員数の増減に応じた間隙のない隊の編成の維持管理に関すること。	○	
	・防火対象物（事業所）自衛消防隊の活動範囲（応援協定に基づく範囲等）	○	
	・自衛消防活動中核要員等の装備に関すること。（装備品等の保管、点検など）		
火災対策業務	・防火対象物（事業所）自衛消防隊の自衛消防活動対策に関すること。（通報連絡・情報収集、初期消火、避難誘導などの活動対策）	○	
震災対策業務	・震災に備えての事前計画に関すること。（ハザードマップ等の確認、建築物等の安全確保の点検など）	○	
	・震災時の活動計画に関すること。（防火対象物（事業所）自衛消防隊の任務分担、帰宅困難者対策、被害状況の把握など）	○	
	・施設再開までの復旧計画に関すること。（ガス等の途絶時の対策、復旧作業等の実施など）	○	
その他災害等対策業務	・火災、地震以外の災害や受傷事故などに伴う人的・物的被害を軽減する対策に関すること。（事前計画、自衛消防隊による活動計画など）	○	
災害等発生時の自衛消防活動	・災害等発生時の防火対象物（事業所）自衛消防隊の活動に関すること。（指揮、活動）	○	
訓練指導業務	・防火対象物（事業所）の自衛消防訓練の計画及び実施に関すること。（訓練指導者の指定、訓練実施計画、実施結果の検討など）	○	
その他 自衛消防業務	()		
	()		
	()		

※チェック欄は、該当項目に○印を記入する。

※別表 2

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実施場所					
実施範囲	全体・部分 (棟 階)				
訓練想定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ <input type="checkbox"/> その他の災害 () 具体的な内容：				
訓練項目等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	個別訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他 ()			名
訓練参加者内訳	従業者・居住者等 (全員・一部) 名 (うちパート・アルバイト 名) 参加者内訳：自衛消防隊員 名 自衛消防活動中核要員 名 [うち 本部長核要員 名 (うち 防災センター要員 名)] 地区中核要員 名				
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職 氏名				

- 備考 1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。
- 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
- 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

※別表 3

平成22年7月1日現在

防火管理業務の委託状況表

1 防火管理者の業務委託		(防火管理者の業務を第三者へ委託している場合)	
防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名 (名称) 住所 (所在地) 電話番号	選任区分 委託 (内部選任・外部選任) 重複選任 (該否)	
2 防火管理技能者の業務委託		(条例第55条の3の2に基づく防火管理技能者の業務を第三者へ委託している場合)	
防火管理技能者の業務を受託した者の氏名及び住所等 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名 (名称) 住所 (所在地) 電話番号	委託選任者数 名	
3 防火管理業務の一部委託		(防火管理業務を第三者へ委託している場合)	
再受託者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 全部	通報承認	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (承認番号〇〇〇〇〇)
防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		受託者が再委託する場合記入	
氏名 (名称) 住所 (所在地) 担当事務所 (電話番号) 所在地 電話番号 〔教育担当者講習修了者氏名〕 〔講習修了証番号〕 〔教育計画〕			
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方法	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検監視など)	<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左
	巡回方法	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他 ()
	遠隔移報方式	常駐場所	2階施設管理室
		常駐人員	1人
		委託する防火対象物の区域	本部棟 (倉庫棟を含む)
		委託する時間帯	24時間
巡回方法	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検など)	<input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	<input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左	
遠隔移報方式	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他 ()	
遠隔移報方式	巡回回数		
	巡回人員		
	委託する防火対象物の区域		
	委託する時間帯		
遠隔移報方式	通報登録番号		
	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
遠隔移報方式	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	現場確認要員の待機場所		
到着所要時間			
委託する防火対象物の区域			
委託する時間帯			

(備考) 1 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

2 法第36条に該当する場合は、表中の1及び3の項目における「防火管理」を「防火・防災管理」に書き換えて使用する。

(注) 通報登録番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、東京消防庁の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

※別表 4

防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

作成する内容		チェック欄
1	名称・所在	○
2	委託業務範囲等	
	(1) 範囲（全部、階数、一部等）	一部
	(2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等）	警備
	(3) 契約期間	2 2 年度
	(4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。	
3	受託者の厳守事項	
	(1) 契約内容を遵守すること。	○
	(2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮、命令に従うこと。	○
	(3) 消防計画に基づき業務を行うこと。	○
	(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。	○
	(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。	○
4	勤務体制等	
	(1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報等）	常駐
	(2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等）	施設管理室
	(3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間	○
	(4) 休日、夜間の体制	○
	(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置	○
	(6) 資格保有者数（防火管理者甲種、自衛消防技術認定証等）	○
5	受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制	
	(1) 教育担当者講習を修了した教育担当者の有無	○
	(2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等）	○
6	出火防止業務	
	(1) 火気使用箇所の点検等監視業務	
	ア 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置	○
	イ 火気使用設備、器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認	○
	ウ 吸殻処理状況の確認	○
	(2) 周囲の可燃物の管理等	
	ア 放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理）	○
	イ リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠	○
7	避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理	
	(1) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認	○
	(2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況	○
	(3) 避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無	○
	(4) 消火器、消火栓、避難器具、自火報等の損傷又は使用障害の有無	○
	(5) 防災システム異常・故障表示の対応（防災設備不動作表示を含む。）	○
	(6) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無	○
8	火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	
	(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置	○
	(2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見）	○
	(3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集）	○
	(4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報）	○
	(5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止）	○
	(6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用）	○
	(7) 空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作）	○
	(8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作）	○
	(9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、 □その他の災害等（ ））	○
	(10) 警戒宣言が発せられた場合の措置	○
9	自衛消防訓練の実施	
	(1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施	○
	(2) 自衛消防訓練指導者	
10	その他	
	(1) 定期的な建物内外の巡回	○
	(2) その他防火管理上必要な事項	○
11	再委託をする場合の契約内容等の確認	○

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表 5

予防管理組織編成表

管理権原者		国営昭和記念公園事務所長							
防火管理者		国営昭和記念公園事務所 地域防災調整官							
日常の火災予防を図る組織									
防火担当責任者		火元責任者							
1階	調査設計課 調整係長	管理センター	副センター長 (運営)						
		教養施設 (防災体験施設)	副センター長 (運営)						
		会議室	警備員						
		オペレーションルーム	警備員						
		空調機械室	施設保全業務員						
2階	調査設計課 調整係長	教養施設 (防災学習施設)	副センター長 (運営)						
		食堂	警備員						
		ロッカールーム	警備員						
		施設管理室	警備員						
		機械室等	施設保全業務員						
定期に実施する点検・検査組織									
業務種別	実施区分	点検検査員	業務種別	実施区分	点検検査員				
自主検査	建物（構造等）関係	施設保全業務員							
自主検査	防火・避難施設関係	施設保全業務員							
自主検査	電気設備関係	施設保全業務員							
自主検査	火気設備器具	施設保全業務員							
自主検査	危険物施設関係	施設保全業務員							
自主検査	消火器	施設保全業務員							
自主検査	屋外消火栓	施設保全業務員							
自主検査	不活性ガス消火設備	施設保全業務員							
自主検査	自動火災報知設備	施設保全業務員							
自主検査	放送設備	施設保全業務員							
自主検査	誘導灯	施設保全業務員							

※別表 7

自主検査チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果		
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火・防災施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。			
		(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。		
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
			(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	
				(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。
		(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。		

火 気 使 用 設 備 器 具	(1)	厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 ③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 ④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 ⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。			
	(2)	暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等） ① 自動消火装置は、適正に機能するか。 ② 火気周囲は、整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1)	変電設備 ① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2)	電気器具 ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者 確認
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 8

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年月日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) (年月日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年月日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年月日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレナー等に変形、損傷がないか。	
	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
自動火災報知設備 (年月日実施)	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年月日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	

<p style="text-align: center;">避 難 器 具 (年 月 日実施)</p>	<p>(1) 避難に際し、容易に接近できるか。</p> <p>(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。</p> <p>(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。</p> <p>(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。</p> <p>(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。</p>	
<p style="text-align: center;">誘 導 灯 (年 月 日実施)</p>	<p>(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。</p> <p>(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。</p> <p>(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。</p> <p>(4) 不点灯、ちらつき等がないか。</p>	
<p style="text-align: center;">消 防 用 水 (年 月 日実施)</p>	<p>(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。</p> <p>(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。</p> <p>(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。</p>	
<p style="text-align: center;">連 結 散 水 設 備 (年 月 日実施)</p>	<p>(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。</p> <p>(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。</p> <p>(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。</p> <p>(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。</p>	
<p style="text-align: center;">連 結 送 水 管 (年 月 日実施)</p>	<p>(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。</p> <p>(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。</p> <p>(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。</p> <p>(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。</p> <p>(5) 表示灯は点灯しているか。</p>	
<p style="text-align: center;">非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (年 月 日実施)</p>	<p>(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。</p> <p>(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。</p> <p>(3) 表示灯は点灯しているか。</p>	
<p style="text-align: center;">備 考</p>		
検 査 実 施 者 氏 名		防 火 管 理 者 確 認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 9

消防用設備等法定点検計画表

点検実施年月日 及び点検 の区分 消防用設備等の種類	点 検 実 施 年 月 日		消防用設備等の 点検を点検業者 と契約している 場合 (業者名、住所、 連絡先)
	機器点検	総合点検	
自動火災報知設備	8月	2月	
誘導灯	8月	2月	
消火器	8月		
屋外消火栓	8月		
不活性ガス消火設備	8月		
非常照明設備	8月		
排煙設備	8月		

別表 10

防火対象物自衛消防隊の編成と任務 ()

※ (自衛消防組織及び自衛消防活動中核要員の配置を必要としない対象物の場合)

本部棟 防火対象物自衛消防隊編成表 (営業時間帯 8時30分～17時30分)

防火センター (否) 防火管理技能者選任 (否) 名

<防火対象物自衛消防隊本部>

防火対象物自衛消防隊長

防火管理者 地域防災調整官

隊長の代行者兼副隊長
 調査設計課調整係長
 代行者1 管理センター センター長
 代行者2 管理センター センター長
 代行者3 管理センター 副センター長
 代行者4 管理センター 植栽管理業務責任者

管理権原者

通報連絡 (情報) 係 (3名) 調査設計課調整係長、管理センター長 兼務、警備員、詰所期間業務職員	
初期消火係 (2名) 植栽管理業務責任者 スタッフ (植物)	
避難誘導係 (7名) 副センター長 (運営) スタッフリーダー (運営) 兼務 パークスタッフ 5名	
応急救護係 (2名) スタッフリーダー (運営) 兼務 パークスタッフ	
安全防護係 (1名) 施設保全業務員	

別表 1 1

防火対象物自衛消防隊の編成と任務 () ※ (自衛消防組織及び自衛消防活動中核要員の配置を必要としない対象物の場合)
 防災センター (該・否) 防火管理技能者選任 (該・否) __名

配置等	職名・氏名	保有資格	特記事項
管理権原者	国営昭和記念公園事務所長		
防火対象物本部隊			
防火対象物自衛消防隊長	地域防災調整官防災対策推進官	防火管理者	
(第1順位)	調査設計課 調整係長		
(第2順位)	管理センター センター長		
(第3順位)	管理センター 副センター長		
(第4順位)	管理センター 植栽管理業務責任者		
防火対象物自衛消防隊長の代行者			

- ※1 本表に変更があった場合は、変更の都度、最新の内容に修正し、管轄消防署へその変更内容を連絡すること。
- ※2 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。
- ※3 一部委託先従業員の場合、特記事項欄に派遣元事業所名を記入すること。

別表 1 2

防火対象物自衛消防隊の編成と任務

1 防火対象物自衛消防隊の任務

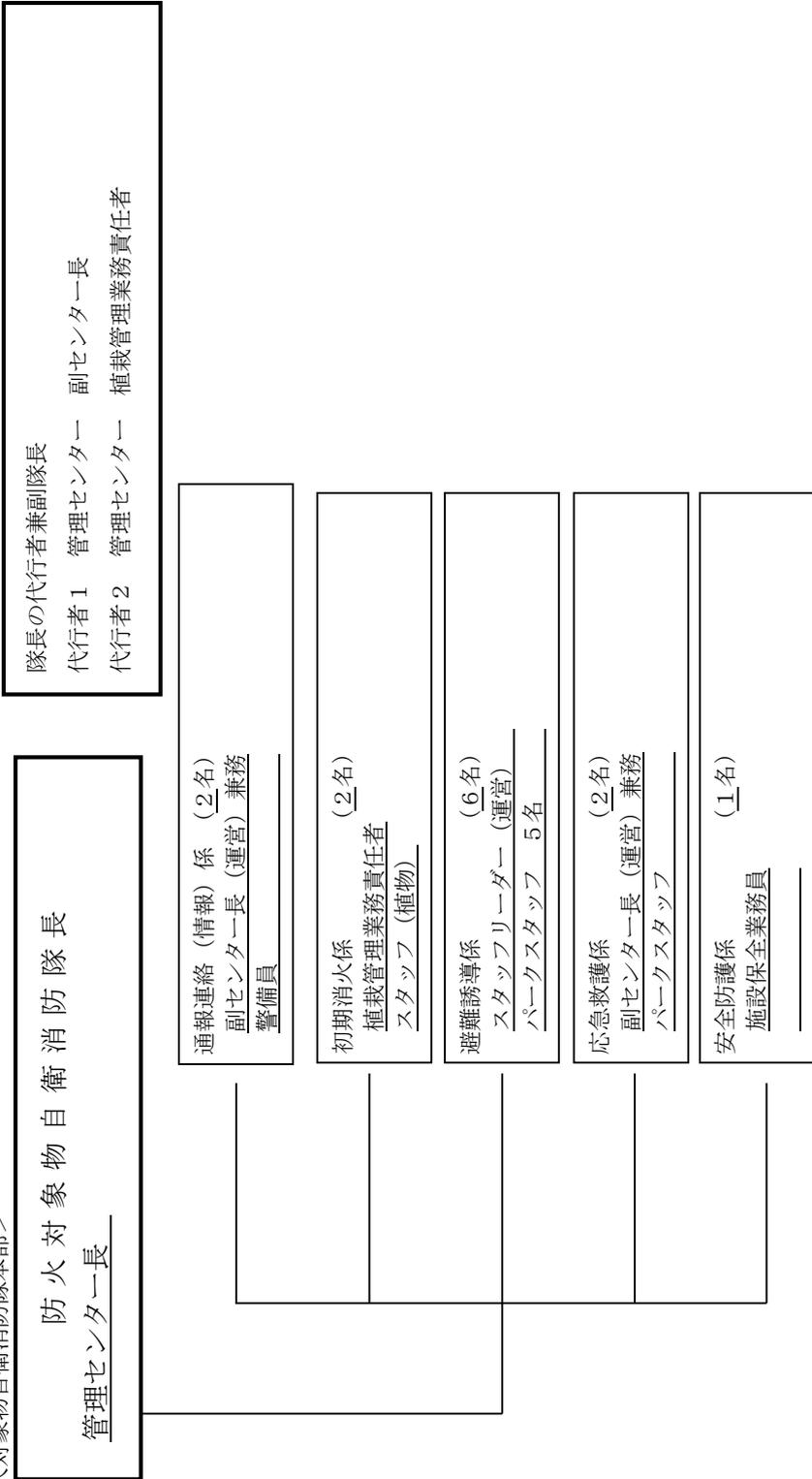
班	災害等発生時の任務	南海トラフ警戒情報が発せられた場合の組織編成	南海トラフ警戒情報が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）係	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 4 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 5 逃げ遅れ・負傷者等の情報収集 6 防火対象物自衛消防隊への情報収集 7 防火対象物自衛消防隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供 	<p>通報連絡（情報）係は、情報収集担当として編成する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関等により南海トラフ警戒情報に関する情報を収集し、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火係	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階に直行し、消火器による消火作業に従事 2 消防隊との連携及び補佐 	<p>初期消火係は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。</p>
避難誘導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定 	<p>避難誘導係は、平常時と同様の編成とする。</p>	<p>混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。</p>
応急救護係	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れの救出 	<p>応急救護係は、情報収集担当として編成する。</p>	<p>上記の通報連絡（情報）係の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。</p>
安全防護係	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 	<p>安全防護係は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>上記の初期消火係の任務と同様とする。</p>

別表 1 3

営業時間外等の防火対象物自衛消防隊の組織編成表

1 休日（祝祭日）の指揮体制（国土交通省職員の不在日）（営業時間帯 8時30分～17時30分）

<防火対象物自衛消防隊本部>



2 夜間の指揮体制（営業時間帯外 17時30分～(翌日)8時30分）

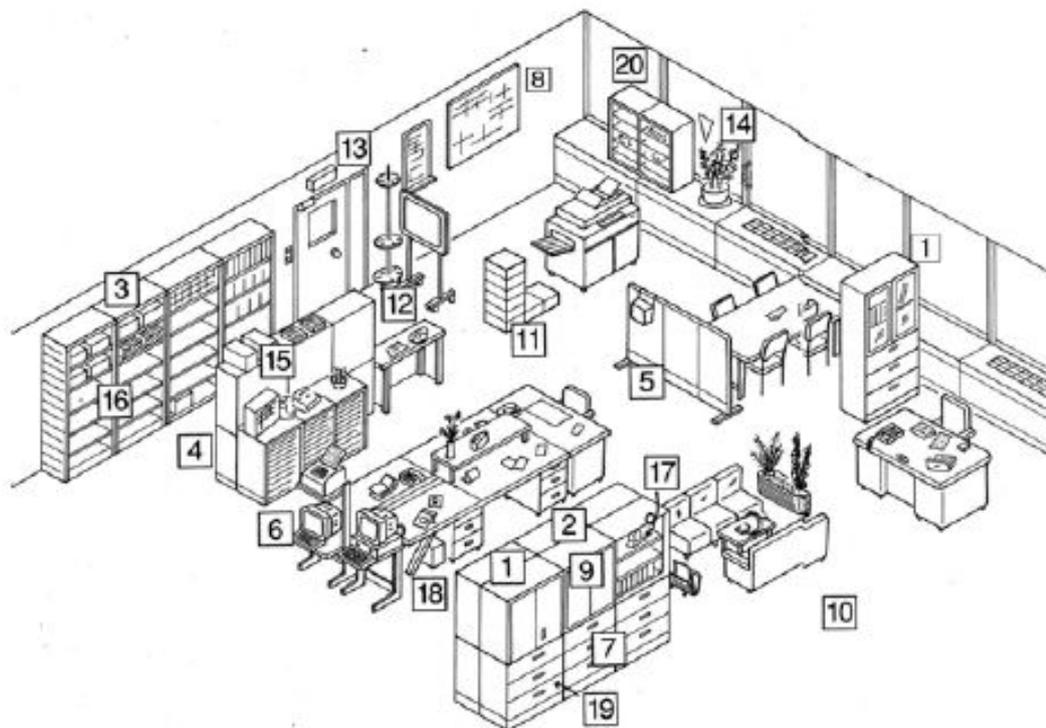
警備員 1名

連絡網により消防署及び防火管理者等へ連絡する。

初期消火の実施。

※別表 1 4

オフィス家具類の転倒・落下防止対策チェックリスト



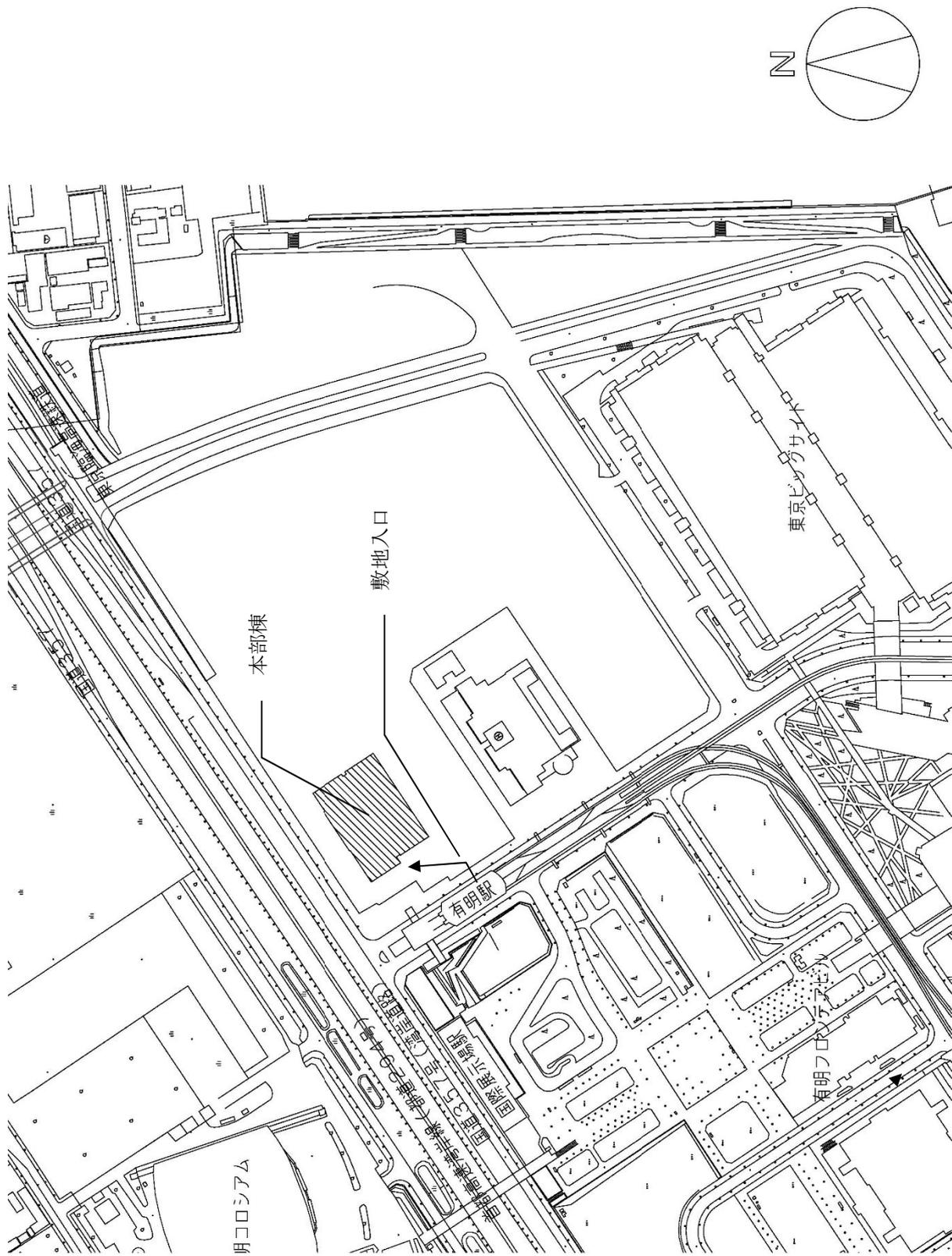
項 目	チェック
1 背の高い家具を単独で置いていない	
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3 壁面収納は壁・床に固定している	
4 二段重ね家具は上下連結している	
5 ローパーテーションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにしている	
6 O A機器は落下防止してある	
7 引出し、扉の開き防止対策をしている	
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定する	
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10 床につまずきやすい障害物や凹凸はない	
11 避難路に物を置いていない	
12 避難路に倒れやすいものはない	
13 避難出口は見えやすい	
14 非常用進入口に障害物はない	
15 家具類の天板上には物を置いていない	
16 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
17 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	
18 デスクの下に物を置いていない	
19 引出し、扉は必ず閉めている	
20 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	

※別表 1 5

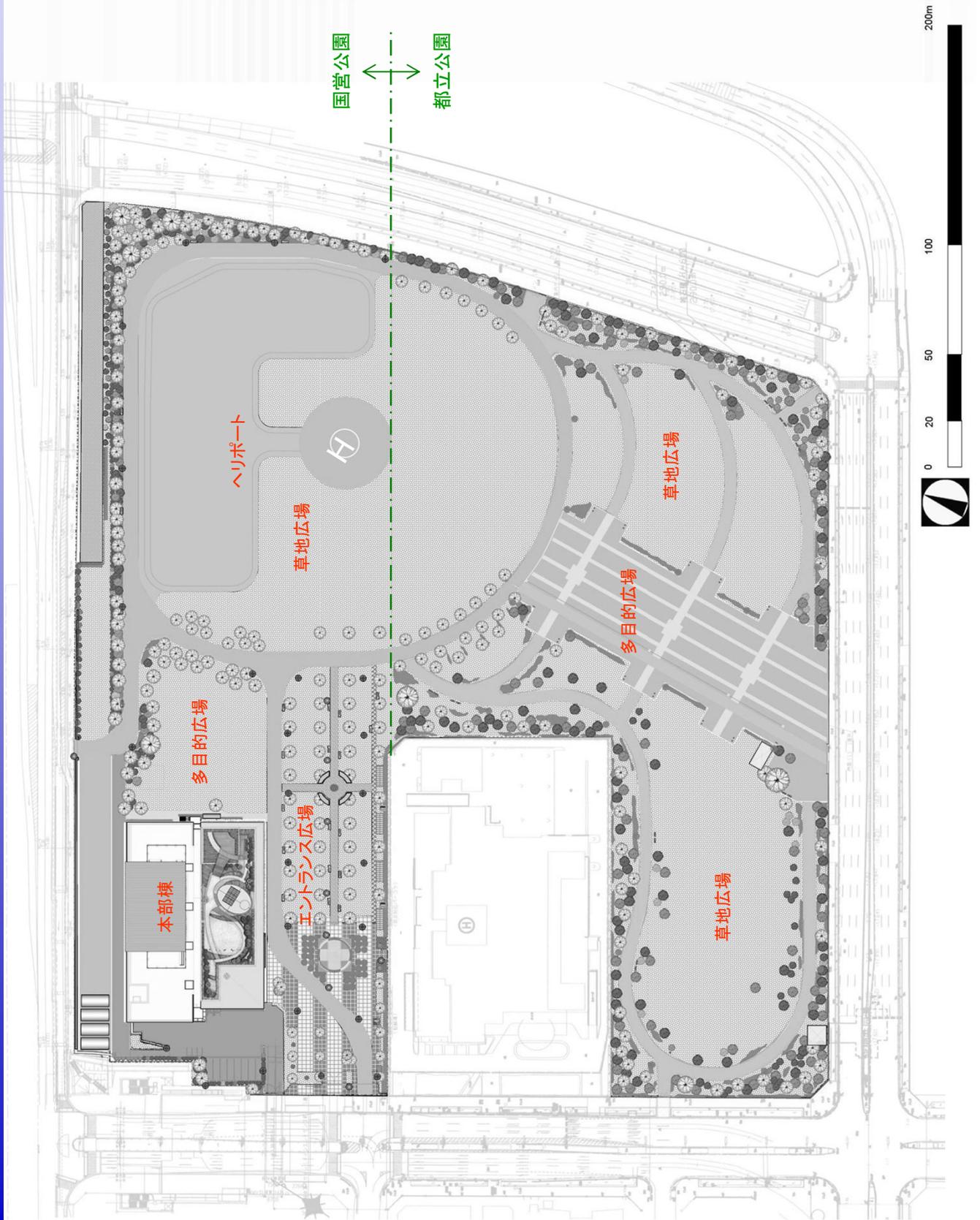
南海トラフ警戒情報が発せられた場合の時差退社等計画表（例）

課名 (事業所名)	本部棟 (国土交通省)		
人数	7名		
警戒宣言発令時の営業方針	<ul style="list-style-type: none"> 防災体験学習施設は閉館する。 		
警戒宣言発令後の人数の状況	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省職員2名、管理センター長1名、副センター長1名、植栽管理業務責任者1名、警備員1名、施設保全業務員1名を残し帰宅させる。 		
グループ別	退社予定時間帯		退社予定人員
	日中に発令	夕方に発令	
管理センター	帰宅の準備ができたものから順に帰宅	翌朝まで待機	7名

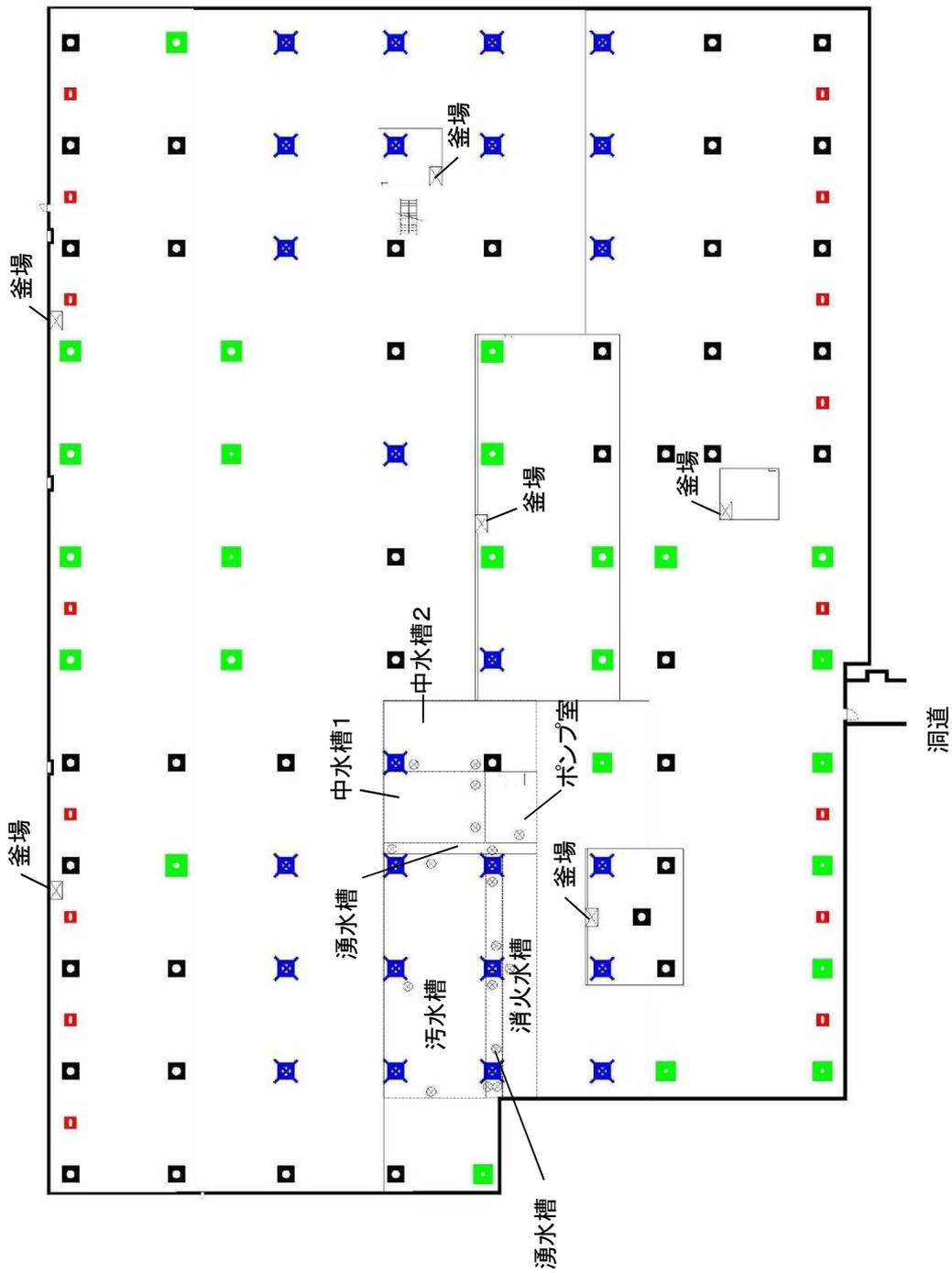
位置図



東京臨海広域防災公園 平面図



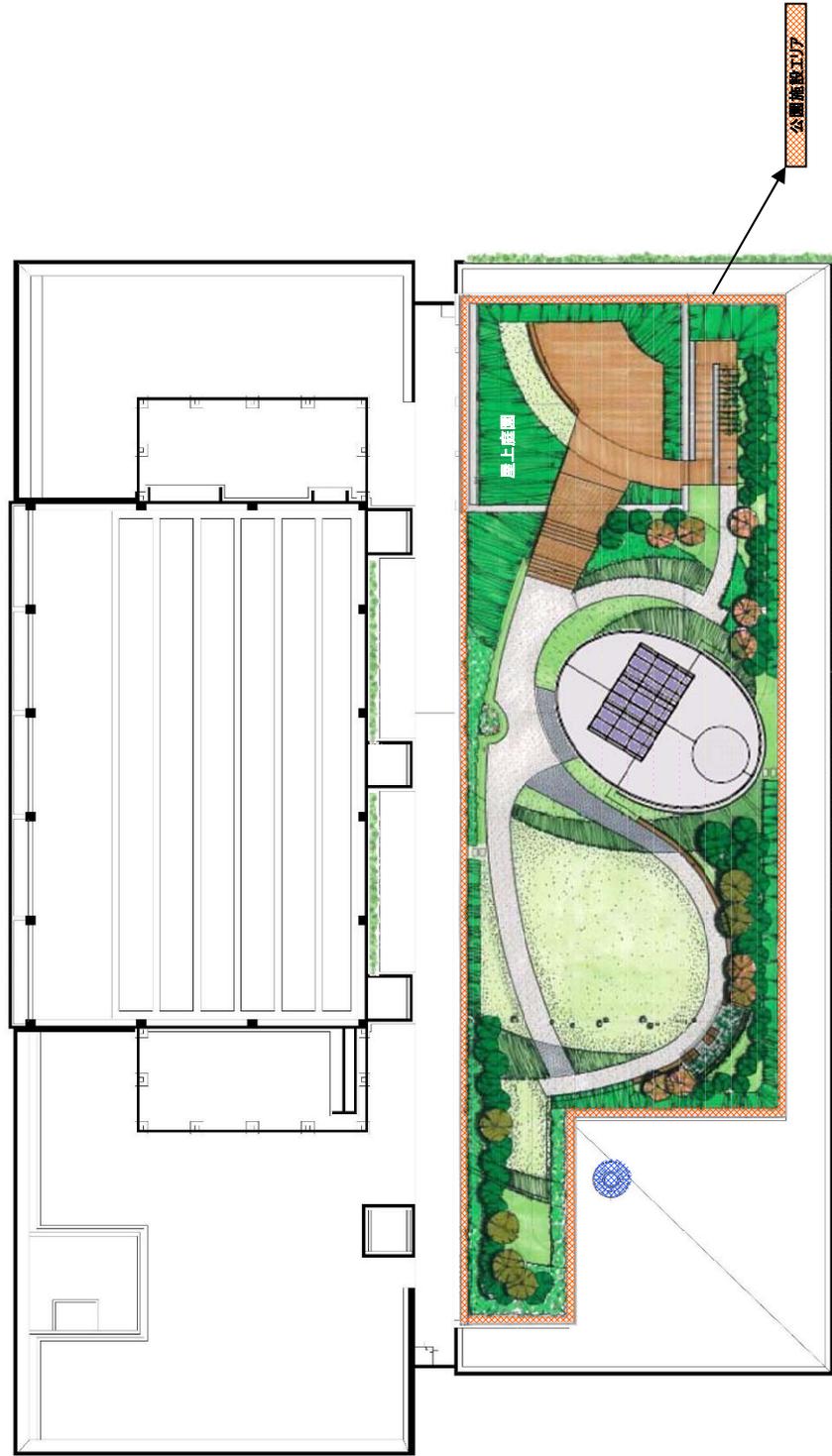
免震層・水槽部(汚水槽・湧水槽)平面図



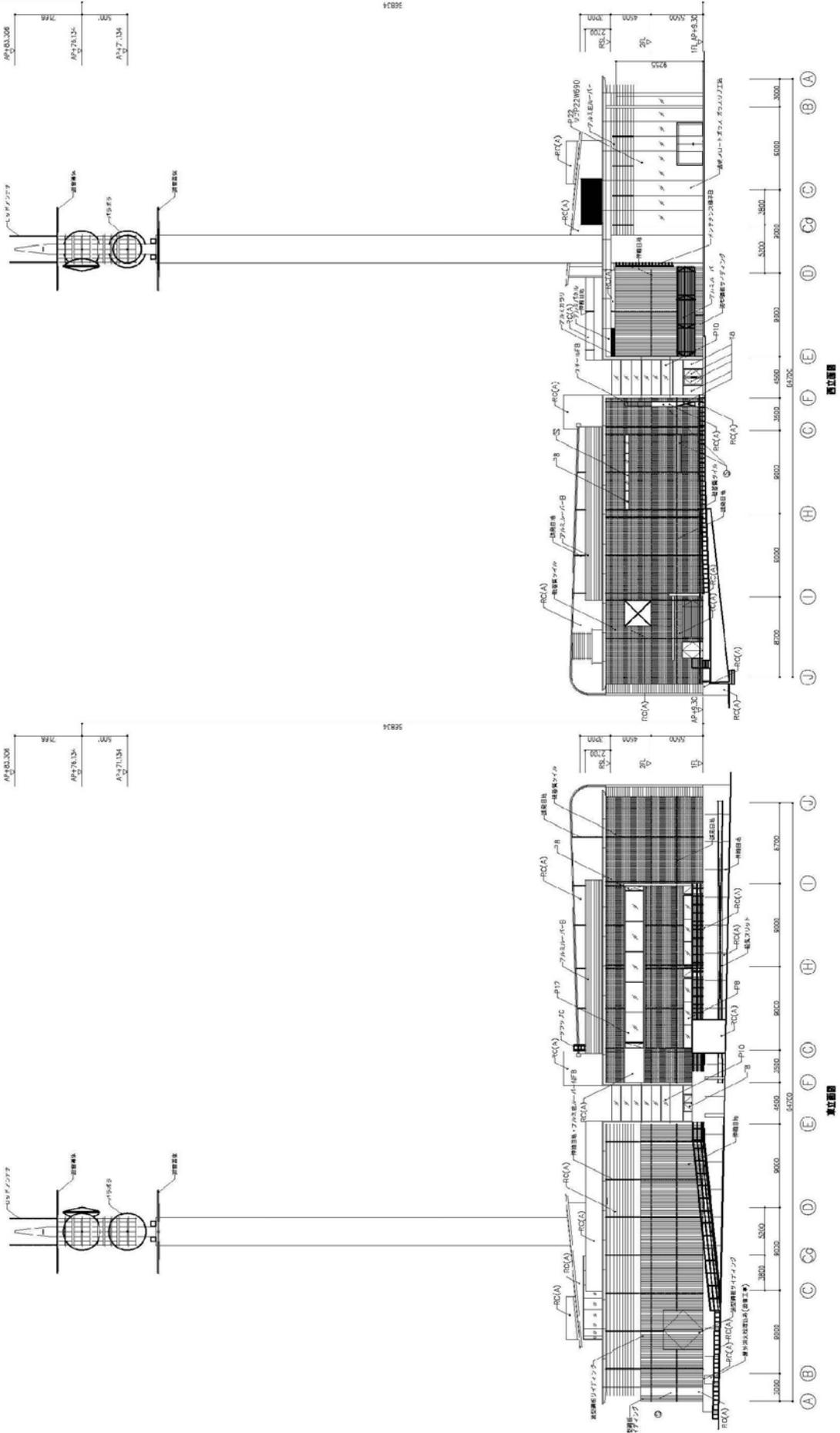
1階平面図

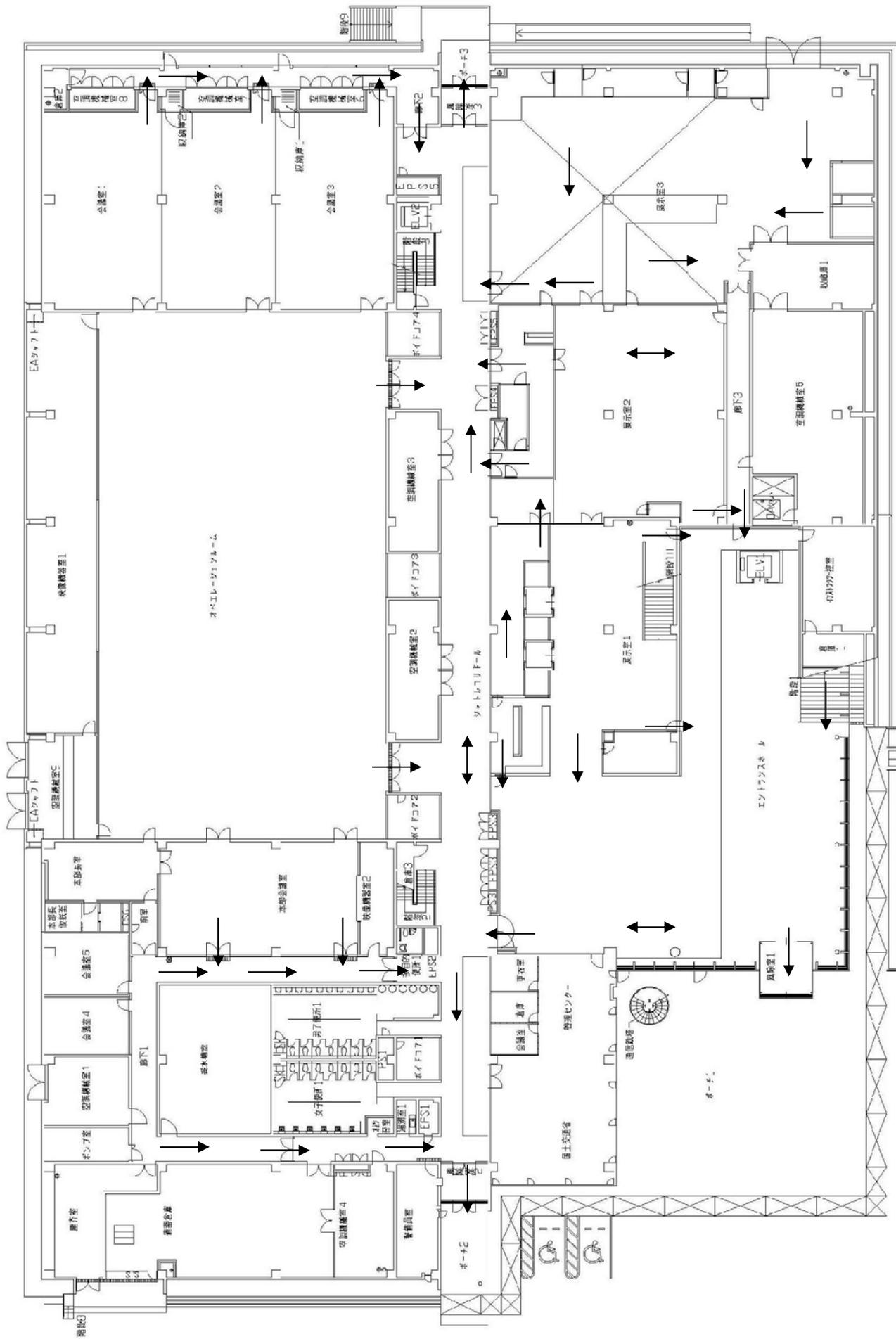


屋上平面图

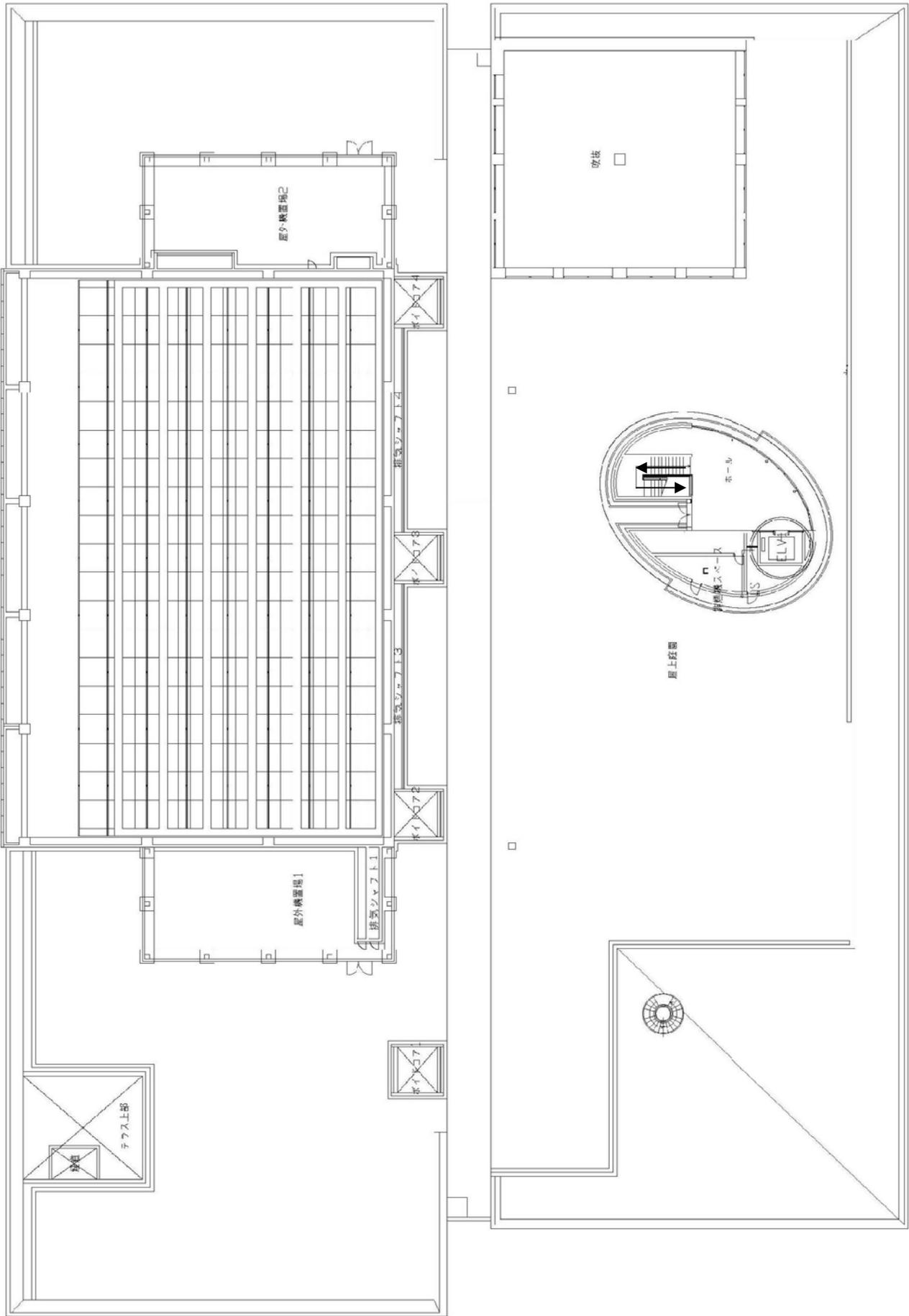


立面図(東・西)





1階避難経路図

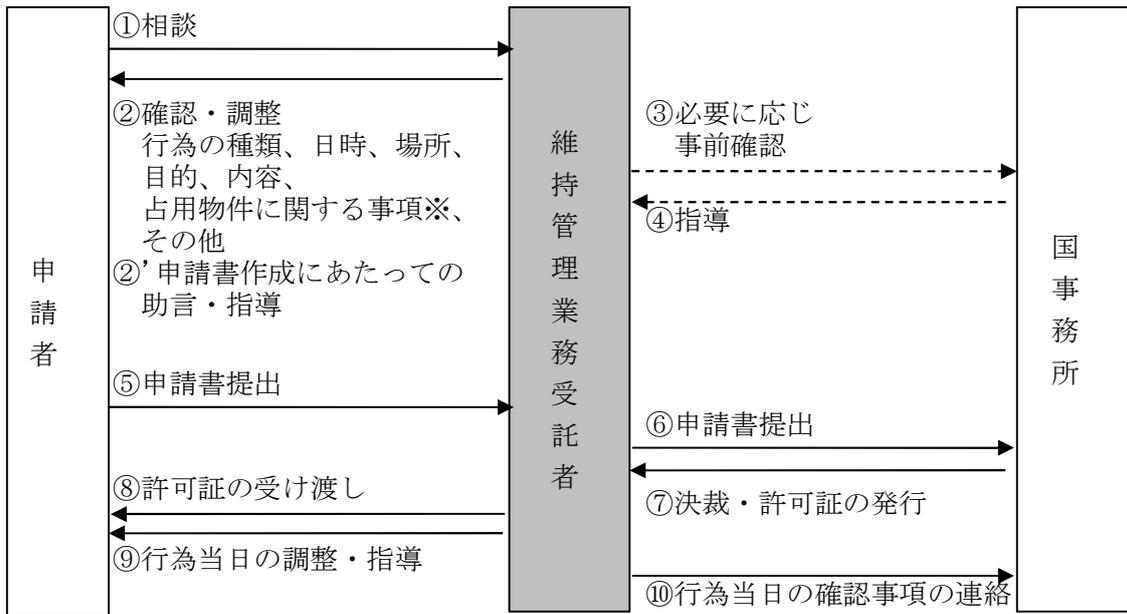


R 階避難経路図

許認可事務

主催共済以外で、都市公園法第 12 条に基づき第三者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他）の開催に際しては、別紙 5 「共通仕様書」第 30 条に示す調整・報告を行う等、調査職員の指示に従い、必要な調整を行うものとする。

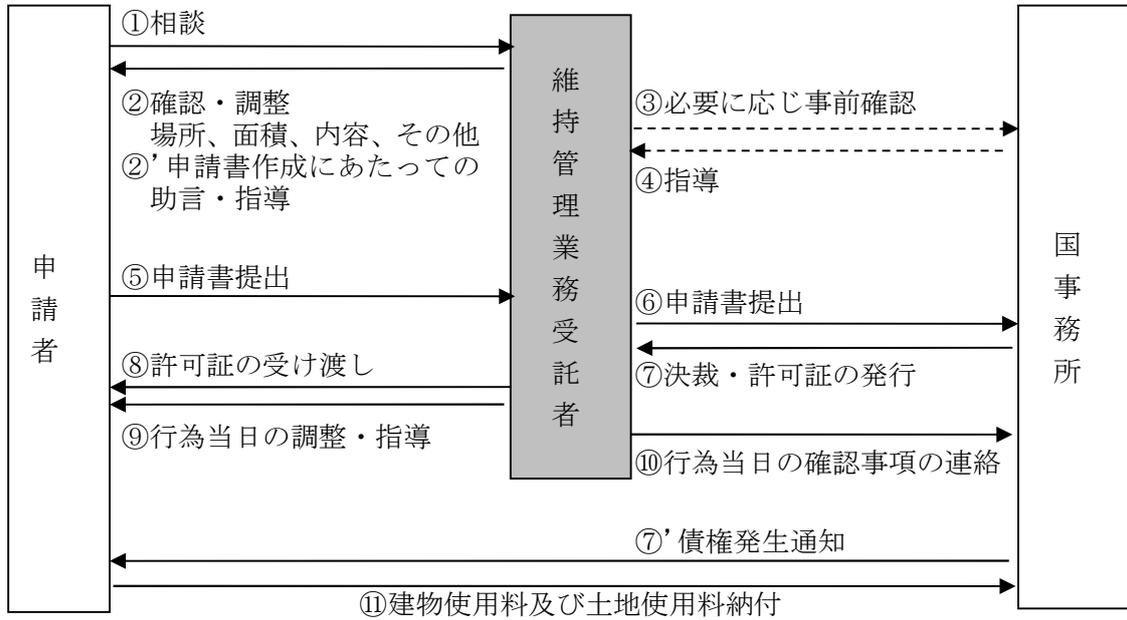
<都市公園法第 1 2 条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第 6 条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

国営東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱い要領（案）

（目 的）

第1条 この要領は、国営東京臨海広域防災公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等について、法令で定めるもののほか、その運営維持管理方針に基づき、行為の内容に応じた方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要領において「公園内」とは、都市公園法（以下「法」という。）の定めるところにより公告された区域及び一般に公開されている区域をいう。

2 この要領において「職員等」とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一. 国営昭和記念公園事務所の職員。
- 二. 国から施設の警備、清掃、施設保全、運営維持管理、植物管理、安全管理等を委託された事業者の職員。

3 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入る全ての者をいう。

（場所の指定等）

第3条 都市公園法施行令第18条に定める指定する場所は次の各号に定める場所とする。

- 一. 第3号関係 屋外多目的広場、かまどベンチ周囲のほか公園事務所長が指定する場所。
- 二. 第4号関係 管理用施設及び必要に応じ公園事務所長が指定する「立入禁止」区域で標識等により明示される区域。
- 三. 第5号関係 駐車場及びその進入路及び車両用園路。

（禁止行為）

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一. 花卉又は果実種子等を採取する行為。ただし、調査研究等を目的として許可を得た者を除く。
- 二. 前条第1号に定める指定場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ等の火気を使用する行為。

- 三. 指定場所以外での喫煙。
- 四. 他の利用者及び近隣の快適性を明らかに損なう音響の発生。
- 五. 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為。
- 六. 職員等の許可なく、洗濯、寝泊まり等をする行為。
- 七. 自転車の利用に関し次の各号に掲げる行為。
 - イ 定められた駐輪場以外の区域の自転車の駐輪。
 - ロ 過度なスピード走行。
- 八. 職員等の許可を得ない自転車以外の車両の乗り入れ。
- 九. 犬等の動物の放し飼い。
- 一〇. 体験学習施設内への犬等の動物の持込み。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬等については除く。

(許可申請)

第5条 公園内における行為のうち次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ公園事務所長の許可を受けるものとする。

- 一. アンケート調査または動植物当の調査
- 二. 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事。
- 三. 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事。
- 四. ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの。
- 五. 公園内に標識又は横断幕等を掲示して行うもの。
- 六. 写真又は映画等を営利目的で撮影するもの。
- 七. 会費等を徴収して写真又は映画当の撮影を行うもの。
- 八. 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車の乗り入れを行うもの。

(許可基準)

第6条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一. 本公園の設置目的に直接関係のない集会。
- 二. 著しく公共性に欠け、又は排他的な催し。
- 三. 営利のみを目的とした集会。
「東京臨海広域防災公園におけるイベント等の許可条件について(案)」に定める許可基準に合致しないイベント。
- 四. 公共性に欠ける募金又は署名活動。
- 五. 公園利用又は公園管理に関係のない調査(国土交通省関係は可)。
- 六. 休園日又は開園時間外の利用、ただし公園の宣伝効果が高いと認め

- られるものを除く。
- 七. 次の各号の一に該当し明らかに公園利用の快適性を損なうもの。
 - イ 公園施設の損傷又は汚損。
 - ロ 公園の風致又は美観の侵害。
 - ハ 他の利用者に危害を与え又は不便を生じさせること。
 - 八. 前各号に定めるもののほか、公園事務所長が公園の利用又は管理上から不都合と認めるもの。
- 2 第一項の規定にかかわらず、職員等が、本公園の設置目的の達成のために実施する場合は許可の対象とする。

(許可条件)

- 第7条 公園内の行為について許可をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。
- 一. 一般利用者に迷惑をかけないように留意すること。
 - イ 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - ロ 公園を損傷したり汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - ハ 公園の風致及び美観、その他の公園としての機能を害しないこと。
 - 二. 許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き公園事務所長の許可を受けること。
 - 三. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに職員等に報告するとともに、公園利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること。
 - 四. 次に示すような場合、許可を取り消したり必要な措置を命ずる場合がある。
 - イ 申請内容に偽りがあつたり、不正な手段により許可を受けた場合。
 - ロ この許可条件を守らない場合。
 - ハ 公園の保全又は、公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
 - ニ 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - ホ 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なう場合。
 - 五. 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、職員等の指示に従うこと。
 - 六. 学校関係者は当日前に生徒の健康管理を充分に行い、当日は校医又は保健担当員を必ず来園させること。
 - 七. ポスター、チラシ、チケット、撮影時には努めて「東京臨海広域防災公園」の名称又は音声を入れること。

- 八. 許可の期間が満了したときは公園を直ちに現状に回復すること。ただし現状に回復することが不適當な場合は、職員等の指示に従い必要な措置を講ずること。
- 九. 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、これを修理し、もしくは現状に回復又は賠償すること。

(持ち込み禁止物件、制限物件)

第8条 法第11条に準じ、公園内への持ち込み禁止物件、制限物件を次のとおり2ランクに分け、公園の安全かつ快適な利用に対処する。ただし、イベント時を除く。

- 一. 公園内への持ち込みを禁止する物件
 - イ 刀剣類 (モデルガン、木刀、竹刀を含む)
 - ロ ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン (飛行機、ヘリコプター、ドローン) 等
 - ハ 捕鳥網、植物採集道具、釣り道具類
 - ニ 花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類 (定められた場所で使用する家庭用のガス器具類を除く)
 - ホ テント (個人利用)
 - ヘ その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの
- 二. 指定場所においてのみ条件付きで持ち込みを認める物件
 - イ スケートボード類
 - ロ タープ、パラソル、デッキチェア
 - ハ 凧、カイト類
 - ニ その他、場所の特定が必要と思われるもの

(利用指導)

第9条 職員等はその職務に応じ、法令及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行う。

附則 この要領は平成23年9月1日から適用する。
この要領は平成25年4月1日から適用する。

東京臨海広域防災公園におけるイベント等の許可条件について（案）

「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）の運用に関する申し合わせ」に基づき、発災時の公園の機能を阻害しない範囲での平常時の公園利用を行うため、下記のとおり東京臨海広域防災公園におけるイベント等の許可条件を定める。

記

1 仮設物件の設置について

発災時における基幹的広域防災拠点として機能を阻害しないため、以下のとおり仮設物件を設置できる場所、構造等について定める。（詳細な図面は別添「東京臨海広域防災公園における仮設物件設置の考え方」を参照）

(1) ヘリポート付近及び管理用通路

① 本部棟、ヘリポート中心から50m以内の範囲及び管理用通路【別添Aエリア】は、仮設物件を設置する占有を認めない。ただし、発災から1時間以内（本部棟内は30分以内）に容易に撤去できる仮設物件については占有を認めるものとする。

② ヘリポート中心から50m～100mの範囲【別添Bエリア】は、発災から6時間以内に撤去でき、かつ、高さが6m以下の仮設物件について占有を認めるものとする。また、駐機場内の仮設物件は投影面積で1,000m²以下とする。

(2) 1) 以外の園地（主に国営区域内）【別添Cエリア】

発災から12時間以内に撤去でき、高さが6m以下の仮設物件について占有を認めるものとする。

(3) 1) 及び2) 以外の園地（東京都管理内）【別添Dエリア】

発災から12時間以内に撤去でき、高さが12m以下の仮設物件について占有を認めるものとする。

(4) 発災時、仮設物の撤去作業中であつたとしても1)～3)の各エリアで、基幹的広域防災拠点を機能させるため、災害対応に係る活動を行う場合がある。

2 仮設物件の撤去について

占有者による仮設物件の撤去・移動が撤去時間内に終了出来ない場合については、公園管理者及び発災時の使用者（以下、「公園管理者等」）が占有者に代わって仮設物件の撤去・移動・転用等する場合がある。

なお、この場合の仮設物件の撤去・移動・転用等に伴う損壊等について、公園管理者等はその責及びその費用負担を負わない。

3 ダウンウォッシュ対策について

ヘリポート中心から150m以内の範囲に、催事用テントなどヘリコプターのダウンウォッシュに影響されやすい仮設物件を設ける場合については、確実な地表への固定、催事開催時以外においてテント脚を折りたたみ地表に伏せておく等の対策を実施するものとする。

4 大規模イベントの開催

大規模イベントの開催にあたっては、下記の条件を遵守すること。

- (1) 都市公園法第12条第1項に基づく行為の許可申請書に添付する企画書において下記事項の記載を行うとともに、運営維持管理業務を行う事業者と調整が図られていること。

概要

組織表

設営計画

撤去計画

安全管理計画

近隣対応計画

損傷復旧計画

交通計画

販売計画 他必要事項

- (2) 設営から撤去までの期間を最短にすること。
- (3) 警察・消防・交通機関との調整は申請者が行うこと。
- (4) 近隣への事前説明及びイベントの苦情処理は申請者が行うこと。
- (5) 終演時間は原則として、閉園時間内より前に設定すること。ただし、近隣との調整の上、決定すること。
- (6) 設営、本番、撤去時に責任者を常駐させること。休園、閉園時間内に機材等を園内に置く場合は、必要に応じて警備担当者を常駐させること。
- (7) 入退場時には誘導担当者を配置させ、観客の誘導を速やかに行うこと。
- (8) 実施当日は医師又は看護担当者を常駐させること。
- (9) 車両の走行は原則、閉園時間内とすること。
- (10) 催物終了後5日以内に運営維持管理事業者と現地立会いを行い、復旧内容の確認を行い、指示に従った復旧をすること。
- (11) 企画書を変更する場合は、公園管理者の許可を得ること。
- (12) 都市公園法の許可を受けるまでは周知活動、チケット販売等は行わないこと。
- (13) イベント保険に加入すること。
- (14) 実施、中止に関わる費用と責任については、すべて申請者にて負うこと。

5 その他

(1) 来場者の園外誘導

イベント主催者の責任において、来場者等を最寄の避難場所に避難誘導を行い、発災から 6 時間以内に園外への退去を完了させること。

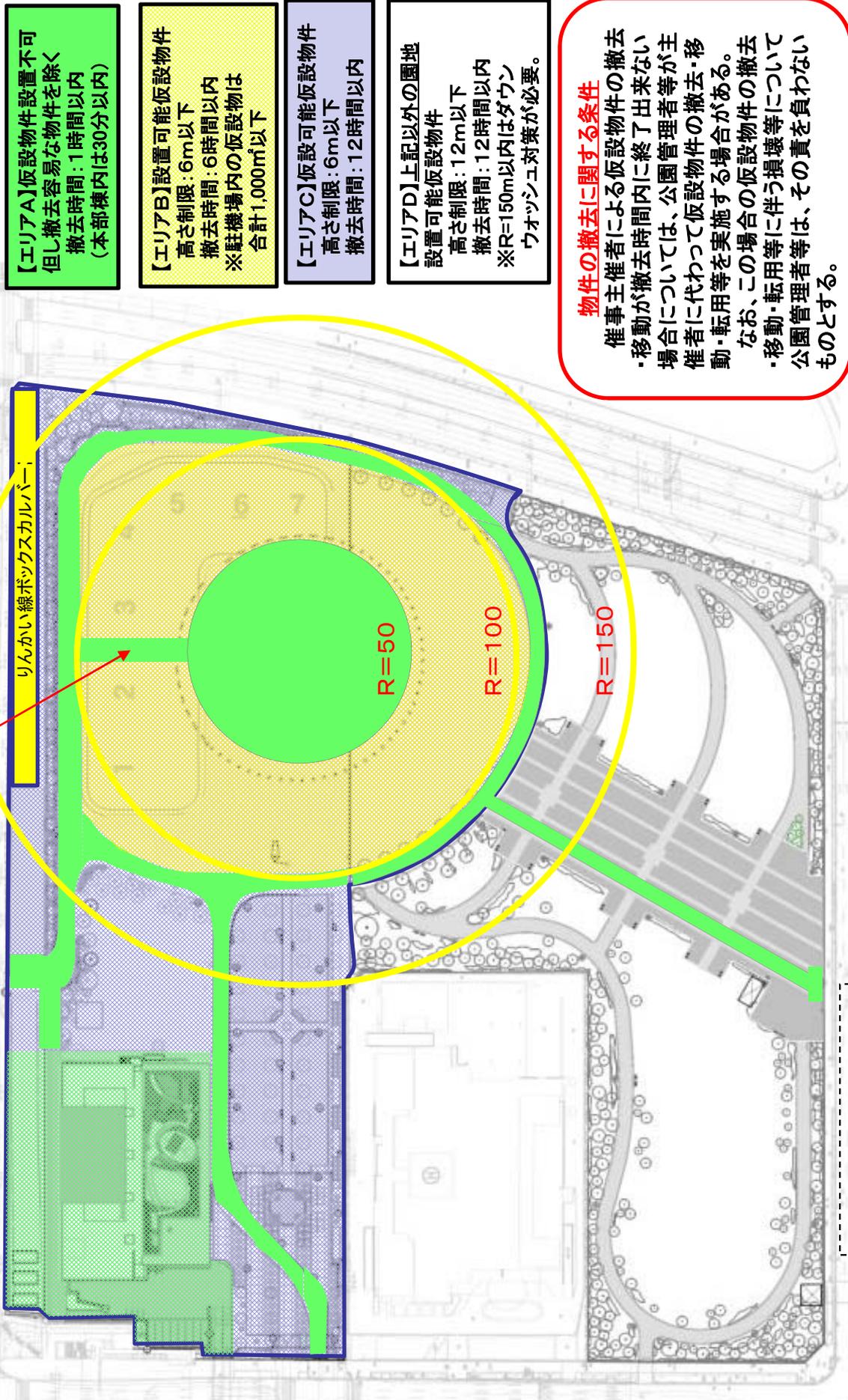
(2) 周辺への騒音対策

コンサートなどの音が発生するイベント、大規模なイベントについて、事前に癌研有明病院、国際展示場等の周辺施設の了解を得ること。

東京臨海広域防災公園における仮設物件設置の考え方

別添

連絡通路：幅7.5m以上。離着陸帯に容易にアクセス出来る範囲内で通路設置位置等を変更する事が可能。また、通路内1箇所のみ45°以下であれば屈曲可



【エリアA】仮設物件設置不可
但し撤去容易な物件を除く
撤去時間：1時間以内
(本部棟内は30分以内)

【エリアB】設置可能仮設物件
高さ制限：6m以下
撤去時間：6時間以内
※駐機場内の仮設物は
合計1,000㎡以下

【エリアC】仮設可能仮設物件
高さ制限：6m以下
撤去時間：12時間以内

【エリアD】上記以外の園地
設置可能仮設物件
高さ制限：12m以下
撤去時間：12時間以内
※R=150m以内はダウン
ウオッシュ対策が必要。

物件の撤去に関する条件

- ・催事主催者による仮設物件の撤去
- ・移動が撤去時間内に終了出来ない場合については、公園管理者等が主催者に代わって仮設物件の撤去・移動・転用等を実施する場合があります。
- ・なお、この場合の仮設物件の撤去・移動・転用等に伴う損壊等について公園管理者等は、その責を負わないものとする。

駐機場面積：約8,500㎡
50m x (1/8) = 6.25
100m x (1/8) = 12.5m

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 防災力向上のための市民を対象とした体験・学習・訓練の展開に資するもの
- 4) 防災に関する訓練や活動、地域との連携したもの
- 5) 防災意識の向上や市民参加の推進のため、各種NPO団体やボランティア等との連携・協働によるもの
- 6) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。なお具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. イベント

行催事イベントには、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含む（上記「1. 国費の支出対象となる行催事」に該当するもののみ。それ以外は自主事業として実施）が、その場合は予算書（支出項目内訳）により、調査職員の承諾を得た上で実施するものとする。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局長の許可（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベ

ント」という。

自主イベントの実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 20 条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 持ち込みイベント

第 3 者が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

7. 行催事の件数の数え方

- 1) 原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1 年未満の期間続けて行う展示等は 1 回と数える。当該年度内に 1 度撤去し、展示等の内容を変更し再設置した場合は設置する毎に 1 回と数える。
- 3) ほぼ同じ内容で 1 日数回行う行催事は 1 回／日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に 1 回と数える。
- 4) 自主事業による行催事も、1)～3)の方法で実施回数に加えるものとする。

8. 行催事の参加者数の数え方

- 1) 参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で 1 日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示は参加者数を数えない。

9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

マスコミ取材報告様式

■取材用様式（取材申込書、取材立会記録）

取材申込書

※太枠の中をご記入ください 記入後、次のメールアドレスへご連絡ください。 info-bousai@seibu-la.co.jp

受付日	平成 年 月 日 ()			受付者	
取材申込者	会社名				
	所属部署				
	氏名				
	連絡先	TEL - -			
		FAX - -			
		MAIL @			
取材日時		平成 年 月 日 () AM ・ PM 時 分 ~ 時 分			
露出媒体	媒体名				
	媒体露出日	平成 年 月 日 () AM ・ PM 時 分 ~ 時 分			
取材主旨					
取材場所					
取材対象		来園人数	スタッフ 人	出演者等 人	
車両	普通車 台 大型車 台	備考			
今回取材をお申込みいただいたきっかけを教えてください。 (何を見て当施設・イベントをお知りになったのか)					
※取材に使用する機材の管理責任は負いかねますので、自己管理をお願いいたします。 ※原則として荷物および機材の一時預りはいたしません。また一時的に放置する場合も、必ず担当者の承諾を受けてください。 ※機材等の使用により観客動線を妨げる場合は、事前にご相談ください。					

取材立会記録

実施日	平成 年 月 日 ()			立会者	
取材内容					

通常巡視内容

1 利用者指導

当公園で定められる禁止事項等を遵守し、該当する行為を発見した際は速やかに利用者指導を行なう。

分類	内 容
禁止行為	① 許可なく花卉又は果実種子等を採取する行為。
	② 指定場所以外の場所でのガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気を使用する行為
	③ 指定場所以外での喫煙
	④ 他の利用者及び近隣の迷惑となる音響の発生
	⑤ 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
	⑥ 許可なく、洗濯、寝泊り等をする行為
	⑦ 自転車の利用に関し次の各号に掲げる行為 イ 定められた駐輪場以外の駐輪 ロ 過度なスピード走行
	⑧ 職員等の許可を得ないバイク、車両の乗り入れ
	⑨ 犬等の動物の放し飼い
	⑩ 体験学習施設内への犬等の動物の持込み。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬等については除く。
許可行為	① 公園内の一定の場所を独占的に使用する行為
	② 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行なう行催事
	③ ステージ、テント、マイクロホン、机、イス等を公園内に設置して行なうもの
	④ 写真又は映画等を営利目的で撮影するもの
持ち込み禁止物件	① 刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀を含む）
	② ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン（飛行機、ヘリコプター、ドローン）等
	③ 捕鳥網、植物採集道具、釣り道具類
	④ 花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類（定められた場所で使用する家庭用のガス器具類を除く）
	⑤ テント（個人利用）
	⑥ その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの
制限物件	① 指定場所においてのみ条件付きで持ち込みを認める物件
	② スケートボード類
	③ タープ、パラソル、デッキチェア
	④ 凧、カイト類
	⑤ その他、場所の特定が必要と思われるもの

2 工作物や施設管理状況の調査、点検

施設分類	施設名	チェック項目
工作物	園路広場	不陸・陥没、汚れ、舗装材等のはがれ欠損ほか
	ベンチ、パーゴラ	落書き、ネジ等のゆるみ・ぐらつき、部材欠損ほか
	手すり、柵、車止め、チェーンゲート、看板	落書き、ネジ等のゆるみ・ぐらつき、部材欠損、動作異常ほか
	水景施設	操作盤の異常確認、動作・水の形状確認、グレーチング等の汚れ・つまり、部材欠損、いたずらほか
	人孔、ハンドホール、水栓類、街路灯	蓋のゆるみ、街路灯の点灯状況
	放送設備、駐車場出庫灯、	スピーカーの音量、出庫灯の音量・ランプ切れ
	清掃	ゴミの状況、ベンチ等工作物の汚れ、自販機周りほか

施設管理	火の始末	喫煙場所、バーベキューコーナーほかの状況
	施錠	門・開門時の落とし棒、倉庫、車止ほかの施錠状況
	テロ等対策	不審者、不審物、不審車両の有無

3 植栽樹木等の調査、点検

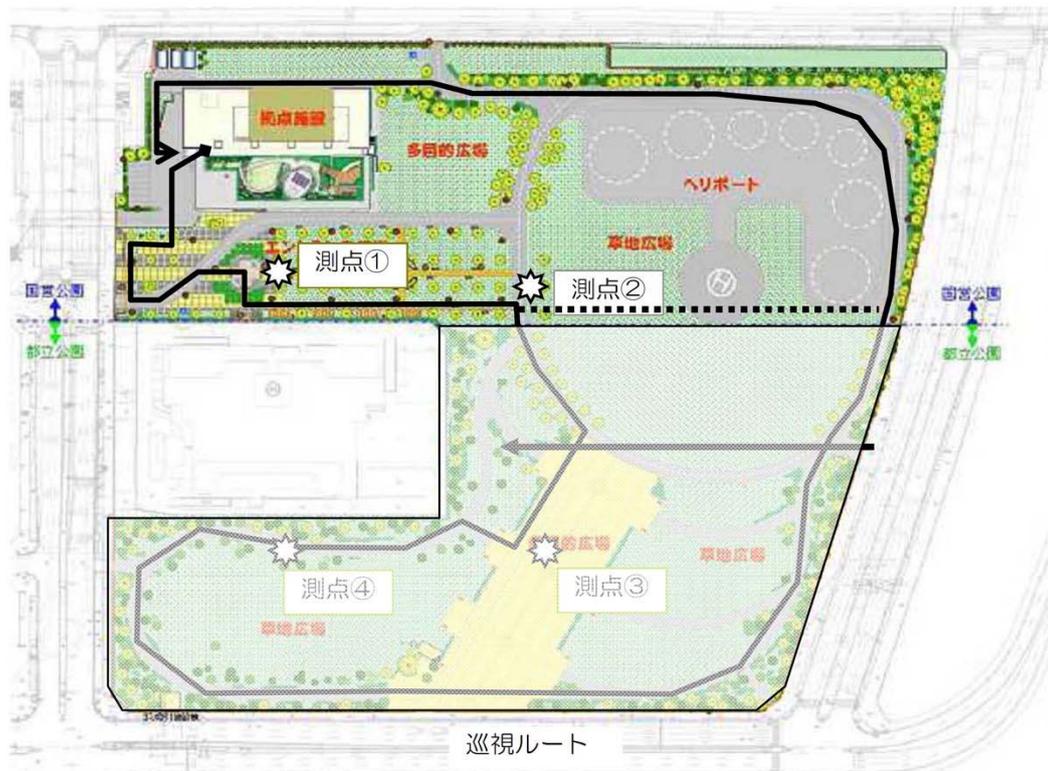
施設分類	施設名	チェック項目
植物	高木	生育不良、枝・幹折れ、傾き、支柱不具合、病虫害、剪定の必要性、いたずらほか
	中低木	枯れ、倒木、灌水の必要性（一般地、屋上庭園、壁面緑化）、剪定の必要性、いたずらほか
	芝生・地被・草花	芝刈りの必要性、雑草、病虫害、切取り、掘取り、いたずらほか
	その他	屋上庭園・壁面緑化の自動灌水設備・散水設備の損傷、作動状態、屋上庭園の防水層損傷兆候

4 園内の自然環境情報の調査

施設分類	施設名	チェック項目
自然環境	その他	開花情報、野鳥の初鳴き情報など

5 入園者数の調査

14：00 の巡視の時に下図の測点①、②で入園者数を調査する。



平成〇年度東京臨海広域防災公園日報

1.園内日常巡視日報

月日	平成	年	月	日 ()	天候					
時間	巡視者氏名	利用者指導	施設	植栽	自然環境情報	迷子・苦情・事故・質問等				
09:00		件	件	件	件	件				
11:30		件	件	件	件	件				
14:00		件	件	件	件	件				
17:30		件	件	件	件	件				
ライセンス(14:00)	①	人	②	人	③	人	④	人	気温	℃
上記内容(上記件数の具体的内容を記す)										

2.業務内容

業務内容

3 報告・連絡事項その他(国からの報告事項等)

園地工作物一覧

園地工作物一覧

項目	数量	仕様
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その1)工事 施工		
給水設備		
仕切弁	1	式
仕切弁	1	個 50A
仕切弁	4	個 25A
仕切弁	4	個 20A
散水栓	6	個 20A 非常時取出口
給水管	119	m ポリエチレン管 内径50
給水管	19	m ポリエチレン管 内径40
給水管	96	m ポリエチレン管 内径25
給水管	51	m ポリエチレン管 内径20
変位吸収管(スリークッション)	1	個 内径25 想定沈下量:~1.0m 配管2.8m/個 エルボ5個/個
変位吸収管(スリークッション)	1	個 内径20 想定沈下量:~1.0m 配管2.8m/個 エルボ5個/個
変位吸収管(スリークッション)	1	個 内径25 想定沈下量:~0.6m 配管1.6m/個 エルボ5個/個
変位吸収管(スリークッション)	3	個 内径20 想定沈下量:~0.6m 配管1.6m/個 エルボ5個/個
雨水排水設備		
側溝		
U字側溝	50	m U-250 銅製グレーチング蓋 細目
U字側溝	91	m U-300A 銅製グレーチング蓋 細目
U字側溝	22	m U-3008 銅製グレーチング蓋 細目
可変側溝	8	m 300×400 銅製グレーチング蓋 細目 T-25
可変側溝	20	m 300×500 銅製グレーチング蓋 細目 T-25
可変側溝	41	m 300×600 銅製グレーチング蓋 細目 T-25
可変側溝	29	m 300×700 銅製グレーチング蓋 細目 T-25
可変側溝	52	m 400×600 銅製グレーチング蓋 細目 T-25
可変側溝	71	m 400×500 銅製グレーチング蓋 細目 T-25
集水樹・マンホール		
集水樹	1	基 A(3) T-25 銅製グレーチング蓋 細目
集水樹	2	基 A(4)・(5) T-14 銅製グレーチング蓋 細目
集水樹	2	基 C(1)・(2) T-14 銅製グレーチング蓋 細目
集水樹	1	基 D T-25 銅製グレーチング蓋 細目
集水樹	1	基 (改) T-14 銅製グレーチング蓋 細目
地下排水		
暗渠排水工	1.032	m φ100
浸透樹工	2	基
流出管	1.6	m VU-200 再生砂基礎
流出管	4.2	m VU-200 再生砂基礎 ヒューム管用支管
汚水排水設備		
仕切弁	1	基 200A
硬質塩化ビニール管	222	m VU-200 再生砂基礎
人孔用可動取付管	7	個 塩ビ管 φ200用
汚水樹	7	基 0号マンホール H1143 蓋付 プレートサイン付
汚水人孔	6	基 1号マンホール H1329 蓋付

項目	数量		仕様
進入路			
縁石			
歩車道境界ブロック	41	m	FK-1
歩車道境界ブロック	3	m	FK-1 e-50
歩車道境界ブロック	0.6	m	FK-1 f-50
ポストコーン	2	基	H=650
チェーンゲート			
チェーンゲート	2	基	レール込
ICカード精算機	1	基	テンキー一体型 LED付
インターホン	1	式	屋外設置場所:侵入路部、IC精算機部 受装置屋内設置場所: 1階公園事務所、2階施設管理室
OUTBOX	1	基	
ループコイル	4	箇所	舗装面下
警報灯	1	基	
ICカード	50	枚	
柵			
手摺り	16.8	M	ステンレス製 点字シート付
転落防止柵、立入防止柵	1	式	
アスファルト舗装			
アスファルト舗装	212	m ²	t400 RC40-200・ RM40-150・RA②-50
区画線			
溶融式区画線	67	m	W=15cm
溶融式区画線	22	m	矢印 W=15cm
溶融式区画線	2	m	ゼブラW=30cm
溶融式区画線	7	m	停止線W=30cm
溶融式区画線	6	m	文字W=15cm
電気設備			
照明設備			
ハンドホール	2	基	600×600×600 T-14
ハンドホール	3	基	600×600×900 T-14
ハンドホール	2	基	600×600×900 T-25
ハンドホール	3	基	1000×1000×1300 T-14
ハンドホール	7	基	1000×1000×1300 T-25
電線管路			
電線管	55	m	FEP40 3条
電線管	15	m	FEP40 1条
電線管	40	m	FEP30 2条
電線管	8	m	FEP30 2条
電線管	157	m	FEP30 1条・FEP50 1条
電線管	75	m	FEP30 1条・FEP50 1条
電線管	30	m	FEP30 2条・FEP50 1条
電線管	11	m	FEP30 2条・FEP50 1条
電線管	9	m	FEP30 3条・FEP50 1条
電線管	13	m	FEP30 2条・FEP50 2条
電線管	25	m	FEP30 2条・FEP40 1条・FEP50 6条 FEP80 3条
電線管	6.5	m	PE36 2条・PE42 3条・PE54 4条 PE70 1条・PE82 2条
電線管	7	m	PE36 2条・PE42 2条・PE54 1条 PE70 1条・PE82 3条
電線管	40	m	FEP30 5条・FEP40 4条・FEP50 5条 FEP65 1条・FEP80 5条
電線管	26	m	FEP30 2条・FEP50 1条
電線管	26	m	FEP30 1条・FEP50 2条
電線管	56	m	FEP30 1条・FEP40 2条・FEP50 3条 FEP65 1条・FEP80 4条

項目	数量		仕様
電線管	8	m	FEP30 2条・FEP40 2条 FEP50 6条・FEP80 3条
電線管	63	m	FEP30 2条・FEP40 1条・FEP50 6条 FEP65 1条・FEP80 2条
電線管	35	m	FEP30 2条・FEP50 5条 FEP80 2条
電線管	15	m	FEP30 1条・FEP50 1条
電線管	4	m	FEP50 1条
電線管	37	m	FEP30 1条
電線管	35	m	FEP30 1条
電線管	15	m	FEP30 3条・FEP50 2条 FEP80 2条
電線管	32	m	FEP30 4条・FEP50 1条 FEP80 2条
ケーブル	2373	m	CVV2.0-2C
ケーブル	20	m	VCTF1.25-10C
ケーブル	16	m	VCTF2.0-2C
ケーブル	0.4	m	CVV2.0-4C
ケーブル	5	m	VVF2.0-3C
ケーブル	386	m	600V CV14-2C
ケーブル	182	m	600V CV38-3C
ケーブル	60	m	CVV2.0-20C
ケーブル	100	本	VCTF.0-4C
伸縮継手	12	本	地盤変位対応配管 φ30用
伸縮継手	7	本	地盤変位対応配管 φ40用
伸縮継手	17	本	地盤変位対応配管 φ50用
伸縮継手	2	本	地盤変位対応配管 φ65用
伸縮継手	10	本	地盤変位対応配管 φ80用
伸縮継手	8	本	地盤変位対応配管 φ30用
伸縮継手	3	本	地盤変位対応配管 φ40用
伸縮継手	6	本	地盤変位対応配管 φ50用
既設分電盤改修	0	箇所	
分電盤新設	0	箇所	
サービス施設			
パーゴラ	4	基	縁台、テント含む
管理施設			
門扉(2)	1	箇所	W8.4 両開き 縦格子
門扉(3)	1	箇所	W1.0 片開き 縦格子
水景施設			
水循環設備	1	式	
噴水ピット	1	箇所	
水景基礎(1)	1	箇所	中央噴水部 グレーチング
水景基礎(2)	2	箇所	壁泉部
水景基礎(3)	2	箇所	ベンチ部
水景ベンチ	2	基	桧材
水景 石	1	式	御影石 ショットプラスト仕上
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その2)工事 施工			
雨水排水設備			
貯留施設	1	式	
管渠			
ヒューム管	12.3	m	φ700 1種
噴水ピット	22.4	m	φ700 2種
暗渠排水管	341	m	φ100 1m以下
集水枡・マンホール			
暗渠排水枡	1	箇所	
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その3)工事 施工			
水栓類			
仕切弁	9	個	20A
	2	個	25A
	1	個	40A

項目	数量		仕様
散水施設			
散水栓	12	個	20A
給水管路			
配水管(1)	349	m	ポリエチレン管、内径40mm、増設シート ②
配水管(2)	44	m	ポリエチレン管、内径30mm、増設シート ②
配水管(3)	75	m	ポリエチレン管、内径25mm、増設シート ②
配水管(4)	20	m	ポリエチレン管、内径25mm、増設シート ①
配水管(5)	180	m	ポリエチレン管、内径20mm、増設シート ②
配水管(6)	53	m	ポリエチレン管、内径20mm、増設シート ①
変位吸収管(スリークッション)	1	個	ポリエチレン管、内径40mm、再生砂、増設シート ①想定沈下量～1.0m・配管2.8m/個+エルボ5個/個
変位吸収管(スリークッション)	2	個	ポリエチレン管、内径25mm、再生砂、増設シート ②想定沈下量～0.6m・配管1.6m/個+エルボ5個/個
変位吸収管(スリークッション)	5	個	ポリエチレン管、内径20mm、再生砂、増設シート ③想定沈下量～0.6m・配管1.6m/個+エルボ5個/個
変位吸収管(スリークッション)	4	個	ポリエチレン管、内径20mm、再生砂、増設シート ④想定沈下量～0.3m・配管0.8m/個+エルボ5個/個
雨水排水設備			
側溝			
縦断管渠(1)	72	m	300×300×2000
縦断管渠(2)	2	m	300×300×1000
縦断管渠(3)	181	m	300×300×1135～1600
縦断管渠(4)	110	m	300×300×2000 勾配自在
縦断管渠(5)	3	m	300×300×1000 勾配自在
縦断管渠(6)	23	m	300×300×1525～1610 勾配自在
縦断管渠(7)	22	m	300×400×2000 勾配自在
縦断管渠(8)	3	m	300×400×1000 勾配自在
縦断管渠(9)	5	m	300×400×1356～1495 勾配自在
縦断管渠(10)	18	m	300×500×2000 勾配自在
縦断管渠(11)	16	m	300×600×2000 勾配自在
可変測溝(1)	22	m	300×400コンクリート蓋(歩道用) グレーチング蓋細目 1箇所
可変測溝(2)	24	m	300×600コンクリート蓋(歩道用) グレーチング蓋細目 1箇所
可変測溝(3)	25	m	
可変測溝(4)	18	m	300×700コンクリート蓋(歩道用) グレーチング蓋細目 1箇所
可変測溝(5)	27	m	300×800コンクリート蓋(歩道用) グレーチング蓋細目 1箇所
可変測溝(6)	30	m	300×900コンクリート蓋(歩道用) グレーチング蓋細目 1箇所
可変測溝(7)	14	m	300×1000コンクリート蓋(歩道用)
U型測溝	75	m	U300A(落蓋)
暗渠			
取付管(1)	37	m	VC200 可とう継手管 4箇所
取付管(2)	26	m	VC250 可とう継手管 2箇所
取付管(3)	27	m	VC300 可とう継手管 1箇所

項目	数量		仕様
集水枡・マンホール			
集水枡(A)	1	基	400×400 H=856鋼製グレーチング 蓋細目T-2
集水枡(B)	1	基	400×400 H=1046鋼製グレーチング 蓋細目T-25
集水枡(C)	1	基	600×600 H=857鋼製グレーチング 蓋細目T-2
集水枡(C)-2	1	基	600×600 H=959鋼製グレーチング 蓋細目T-2
街渠枡(1)	14	基	300×300×1000 グレーチング蓋細目T-25
街渠枡(2)	2	基	300×600×1000 グレーチング蓋細目T-25
街渠枡(3)	2	基	300×700×1000 グレーチング蓋細目T-25
街渠枡(4)	1	基	300×300×1000勾配自在 グレーチング 蓋細目T-25
街渠枡(5)	1	基	300×400×1000勾配自在 グレーチング 蓋細目T-25
街渠枡(6)	1	基	300×500×1000勾配自在 グレーチング 蓋細目T-25
街渠枡(7)	9	基	300×700×1000勾配自在 グレーチング 蓋細目T-25
浸透枡	1	基	φ600
暗渠集水枡	1	基	400×400 H=1000鋼製グレーチング 蓋細目T-2
暗渠集水人孔	2	基	1号人孔
地下排水工	1	式	
暗渠排水管(A)	815	m	φ100 800以上
暗渠配水管(B)	388	m	φ100 1500以上
照明設備			
ハトポール(1)	基	1	600×600×1300 T-4
ハトポール(2)	基	5	600×600×1300 T-25
ハトポール(3)	基	4	1200×1200×1500 T-25
照明灯基礎(1)	基	6	H=1300 φ500
照明灯基礎(2)	基	4	H=1600 φ500
風向灯基礎	基	1	H=1100 □800
電線管路			
砂埋戻し	m3	195	再生砂電動管路用
伝導管(1)	m	53	FEP30*1条 埋設シート
伝導管(2)	m	24	FEP30*1条 埋設シート
伝導管(3)	m	24	FEP30*1条 埋設シート
伝導管(4)	m	95	FEP50*1条 埋設シート
伝導管(5)	m	48	FEP65*1条 埋設シート
伝導管(6)	m	21	FEP80 1条 埋設シート
伝導管(7)	m	79	FEP80 2条 埋設シート
伝導管(8)	m	79	FEP30 2条 埋設シート
伝導管(9)	m	6	FEP30 3条 埋設シート
伝導管(10)	m	61	FEP302条 FEP501条 埋設シート
伝導管(11)	m	156	FEP301条 FEP502条 埋設シート
伝導管(12)	m	127	FEP40 1条 FEP50 2条 FEP80 2条 埋設シート
伝導管(13)	m	13	FEP30 1条 FEP50 2条 FEP80 2条 埋設シート
伝導管(14)	m	10	FEP40 1条 FEP50 3条 FEP65 1条FEP80 4条 埋設シート
埋設標	基	11	表示板 100mm角

項目		数量		仕様
伸縮継手(1)	本	3	地盤変位対応配管、φ30用 ①想定沈下量～0.2m	
伸縮継手(2)	本	7	地盤変位対応配管、φ30用 ②想定沈下量～0.2m	
伸縮継手(3)	本	2	地盤変位対応配管、φ30用 ③想定沈下量～0.6m	
伸縮継手(4)	本	1	地盤変位対応配管、φ50用 ③想定沈下量～1.0m	
伸縮継手(5)	本	2	地盤変位対応配管、φ80用 ③想定沈下量～1.0m	
アスファルト系舗装		式	1	
路盤工(1)	m ²	5777	t=350 RM-40,RC-40	
路盤工(2)	m ²	23	t=250 RM-40,RC-40	
路盤工(3)	m ²	6717	t=600 RM-40,RC-40	
路盤工(4)	m ²	1003	t=300 RM-40,RC-40	
路盤工(5)	m ²	987	t=500 RM-40,RC-40	
路盤工(6)	m ²	136	t=150 RC-40	
園路縁石				
地先境界ブロック	m	894	120×120×600	
サイン				
解説サイン基礎	基	1		
誘導サイン基礎	基	2		
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その4) 工事 施工				
サービス施設				
ベンチ(1)	基	27	背無し、置き式、肘掛け付、PCコンクリート脚付	
ベンチ(2) かまどベンチ	基	6	背無し、置き式、肘掛け付、PCコンクリート脚付	
ベンチ(3) 収納ベンチ	基	2	背無し、置き式、肘掛け付、PCコンクリート脚付	
サークルベンチ(3)	基	2		
管理施設				
門扉	2	箇所	W13.0 両開き 縦格子	
国営東京臨海広域防災公園屋上緑化工事 施工				
散水設備				
壁面緑化自動灌水設備(1)	式	1	地上部	
壁面緑化自動灌水設備(2)	式	1	屋上部	
自動灌水設備(1)	式	1		
樹名板				
樹名板(A)	基	10	幹巻き型	
樹名板(B)	基	12	スチールポール型	
散水施設				
自動灌水設備(1)	式	1		
雨水排水設備				
側溝				
グレーチング	m	6.9	細目ノンスリップ W150、1000	
化粧砂利側溝(A)	m	106	大磯玉砂利 φ30m程度	
化粧砂利側溝(B)	m	102	大磯玉砂利 φ30m程度	
碎石側溝(A)	m	116	RC40	
碎石側溝(B)	m	34	RC40	
管渠				
通水管(A)	m	7	VP100(肉厚7.1mm)VP100半割(肉厚7.1mm)	
通水管(B)	m	46	VP100半割(肉厚7.1mm)	
排水金網(A)	箇所	20	半円sus304線径φ2mm 3.0メッシュ (@8.47mm)	
排水金網(B)	箇所	2	全円sus304線径φ2mm 3.0メッシュ (@8.47mm)	

項目	数量		仕様
電気設備			
照明設備工			
照明設備	式	1	
コンセント設備	式	1	
園路広場整備			
コンクリート舗装工			
コンクリート舗装	m ²	190	
着色コンクリート舗装	m ²	61	
踏石	箇所	2	コンクリート平板(450*600 t=60) 2枚/箇所
点状ブロック	m ²	2.1	突起φ22@60
階段工			
階段	箇所	1	床板 イペ材
スロープ	箇所	1	床板 イペ材
デッキ	箇所	1	床板 イペ材
サービス施設			
ベンチ(A)	箇所	1	L30000 D400 桧材
ベンチ(B)	基	1	D800*W1366 桧材
ベンチ(C)	基	1	D800*W1272 桧材
ベンチ(D)	基	1	D400*W9000内外 イペ材
石スツール(A)	基	4	花崗岩φ300内外、H150
石スツール(B)	基	2	花崗岩φ300内外、H300
石スツール(C)	基	4	花崗岩φ450内外、H450
パーゴラ	基	1	柱:□-100*100*2.3 ルーバー:□-100*50*2.3
サイン施設			
案内板(A)	基	2	W900*H1500内外 案内シールは別途工
案内板(B)	基	2	W400*H1200内外 案内シールは別途工
制札板	基	5	アルミコートPL-1.5 600*200
管理施設			
人止め柵(A)	m	19	スチール製 H745
人止め柵(B)	m	57	スチール製 H1095
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その5)工事 施工			
プレキャスト擁壁			
緑化ブロック擁壁(1)	m	57	1段積 既設擁壁部
緑化ブロック擁壁(2)	m	85	2段積 一般部
緑化ブロック擁壁(3)	m	84	3段積 一般部
既設フェンス撤去(1)	m	212	H=1800 メッシュフェンス
既設フェンス撤去(2)	m	420	H=1200 ネットフェンス
フェンス設置	m	212	
散水施設			
散水栓	1	個	20A
給水管路			
配水管(1)	7	m	ポリエチレン管、内径25mm
雨水排水設備			
側溝			
プレキャストU型側溝	m	21	U-180
可変側溝(1)	m	39	300×300×2000
可変側溝(2)	m	40	300×400×2000
可変側溝(3)	m	30	300×500×2000
管渠			
ヒューム管	7	m	φ1200 2種
暗渠排水管	570	m	φ100 600以上
汚水排水設備			
硬質塩化ビニール管	31	m	VU-200 再生砂基礎
人孔用可動取付管	7	個	塩ビ管φ200用
汚水人孔	2	基	1号人孔
汚水楯	4	基	0号人孔

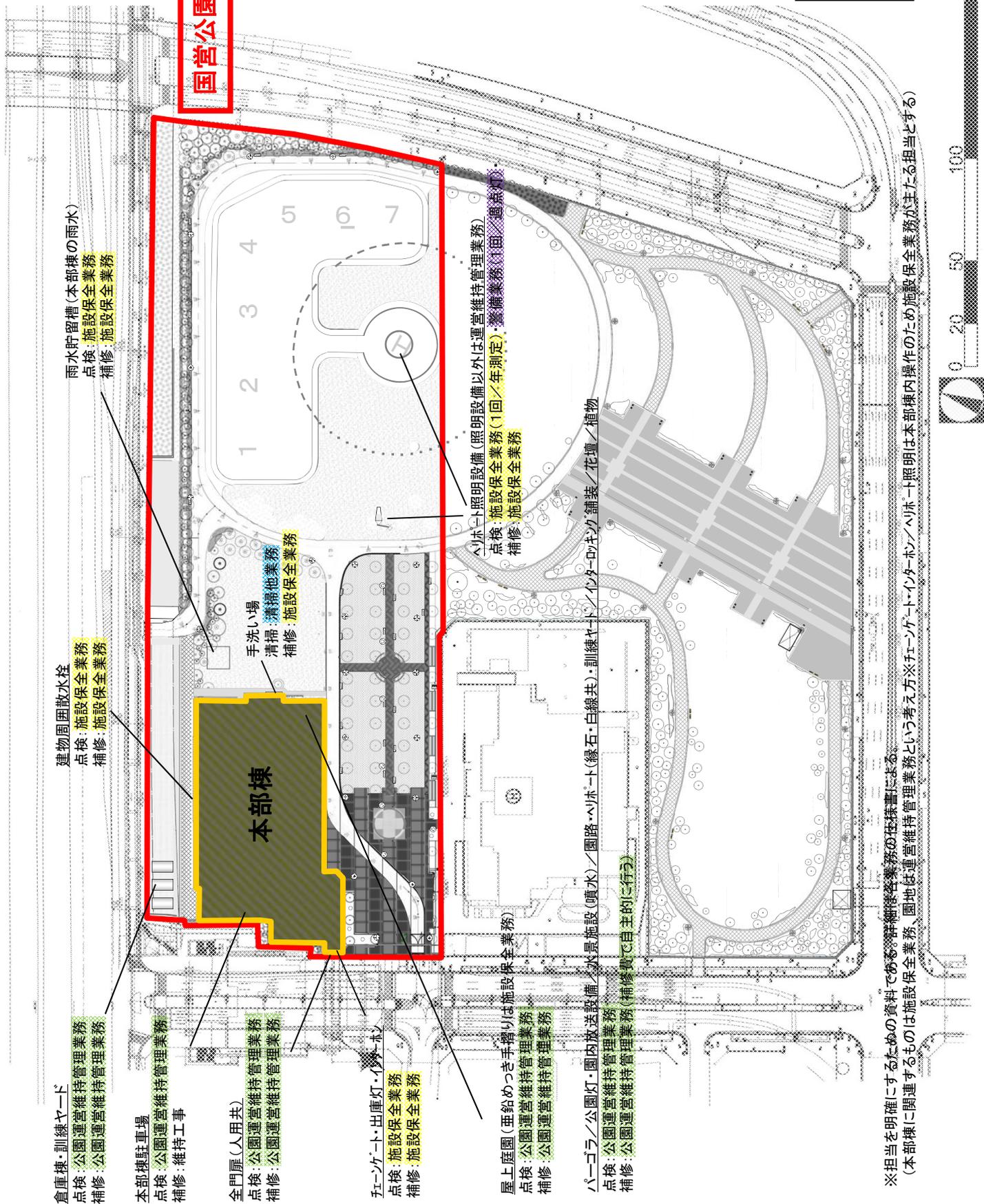
項目	数量	仕様
アスファルト系舗装		
管理用道路	m ²	949 下層路盤RC-40 t=200mm、上層路盤RM-40 t=150mm、RA② t=50mm
コンクリート系舗装		
下層路盤	m ²	2544 RC-40 t=300mm
上層路盤	m ²	2544 RM-40 t=200mm
表層	m ²	2544 t=200mm
石材系舗装工		
平石張舗装	m ²	23 300×300×60 御影石
園路縁石		
縁石(1)	m	101 120×120×60 擬石ブロック(1面)
縁石(2)	m	126 FK-1 化粧砂利含
縁石(3)	m	30 FK-1e-20
縁石(4)	m	70 120×120×60
区画線		
溶融式区画線(1)	m	94 白実線 W=100 (駐輪場)
溶融式区画線(2)	m	1053 白実線 W=150 (駐機場)
溶融式区画線(3)	m	1011 黄実線 W=150 (誘導路線)
溶融式区画線(4)	m	38 白実線 W=300 (接地帯)
溶融式区画線(5)	m	140 白実線 W=450 (接地帯)
溶融式区画線(6)	m	155 白破線 W=150 (駐機場)
溶融式区画線(7)	m	273 白実線 W=150 (園路・駐機場境界)
溶融式区画線(8)	m	463 白実線 W=150 (エプロン標識)
溶融式区画線(9)	m	13 白実線 W=400 (風向指示標識)
道路附属施設		
埋設標	本	10 □180×450
埋設鋸	本	10 φ25 H70
境界杭	本	9 120×120×8.5
建築施設		
テント倉庫	棟	3 B8000×L11000×H4600 蛇腹開閉式
国営東京臨海広域防災公園電気施設整備工事 施工		
公園照明設備		
旋回式単板カメラ	基	3
スピーカー	基	6
L2SW(GBIC)	台	13
L3SW	台	1
エンコーダ	台	3
照明灯(1)	基	9 H=5000 φ500
照明灯(2)	基	3 H=5000 φ500 スピーカー添架
照明灯(3)	基	1 H=5000 φ500 カメラ添架
照明灯(4)	基	1 H=5000 φ500 スピーカー・カメラ添架
照明灯(5)	基	9 H=5000 φ500 コンセント・LAN内蔵
照明灯(6)	基	1 H=5000 φ500 コンセント・LAN・スピーカー
照明灯(7)	基	1 H=5000 φ500 コンセント・LAN・SP・カメラ
ソーラーウインドライト	基	9
風向灯	基	1
コンセント柱	基	2
LED灯(1)	基	24
LED灯(2)	基	134
境界灯	基	12
境界誘導灯	基	8
照明灯基礎設置	個所	22 φ500 1.3m
照明灯基礎設置	個所	3 φ500 1.5m
照明灯基礎設置	個所	9 φ800 1.4m
屋外分電盤設置	面	1

項目	数量		仕様
地中配線	m	187	IVケーブル(600Vビニル絶縁電線) 3.5mm ²
地中配線	m	8494	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 2心 600V 3.5mm ² ×2C
地中配線	m	606	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 3心 600V 3.5mm ² ×3C
地中配線	m	959	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 2心 600V 5.5mm ² ×2C
地中配線	m	197	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 3心 600V 8.0mm ² ×3C
地中配線	m	422	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 2心 600V 14mm ² ×2C
地中配線	m	710	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 3心 600V 14mm ² ×3C
地中配線	m	200	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 3心 600V 38mm ² ×3C
地中配線 SM8C	m	1562	配線各種
地中配線 CVV2-2c	m	1394	配線各種
光試験	対向	13	
埋設標設置	基	13	打ち込み式
埋設標設置	基	13	コンクリート製

※地下の埋設物等で直接の点検対象となっていない工作物も記載している。点検内容に記載されていない事項であっても設備の機能構造上当然必要となるものについては、これを充足するものとする。

点検業務分担図

別添17



※担当を明確にするための資料である。詳細は各業務の仕様書による。
(本部棟に関連するものは施設保全業務、園地は運営維持管理業務という考え方※フェンケート・イヤホン・ハポート照明は本部棟内操作のため施設保全業務が主たる担当とする)



国土交通省 国营昭和記念公園事務所

東京臨海広域防災公園詰所

施設保全業務

警備業務

清掃業務

国营公園運営維持管理業務

内閣府 防災拠点施設担当

常駐者無(発災時に非常参集する)

東京都 東部公園事務所

常駐者無

都立公園管理業務指定管理者

芝生管理区域图·屋上

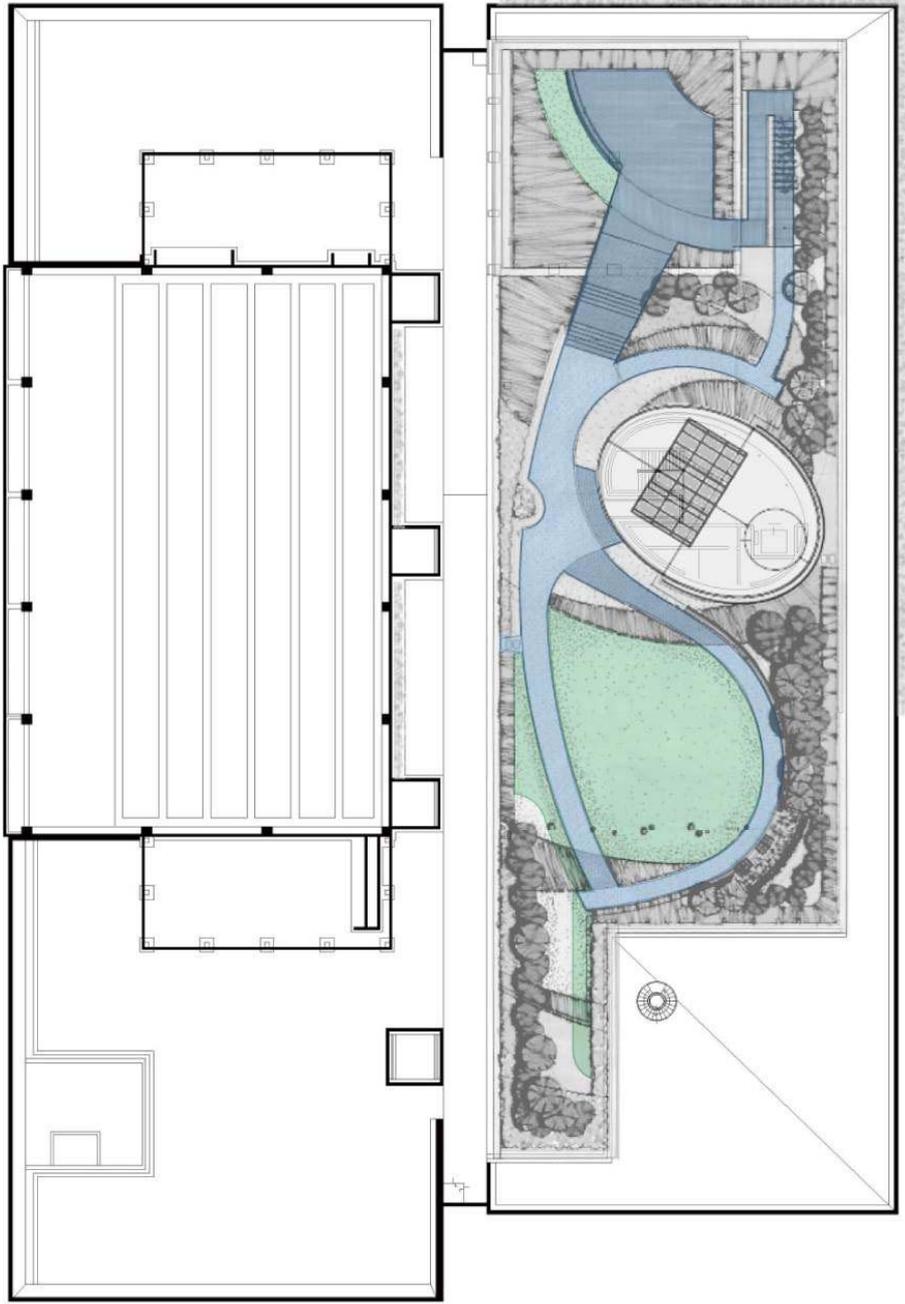
芝生管理区域图

別添 18

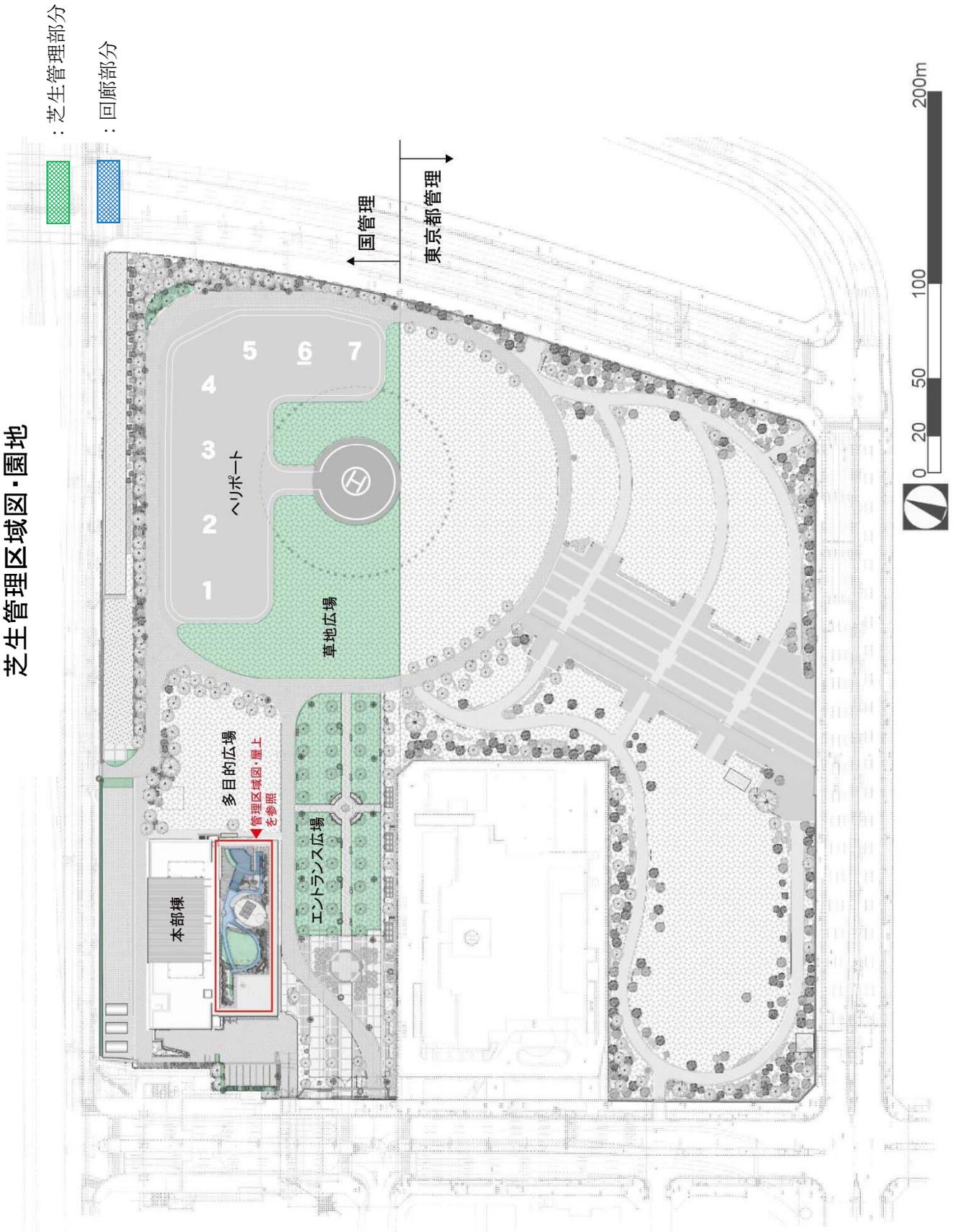
: 芝生管理部分



: 回廊部分



芝生管理区域図・園地



：芝生管理部分

：回廊部分

国管理

東京都管理

本部棟

多目的広場

管理区域図・屋上を参照

エントランス広場

草地広場

ヘリポート

1

2

3

4

5

6

7

中低木管理区域图·屋上

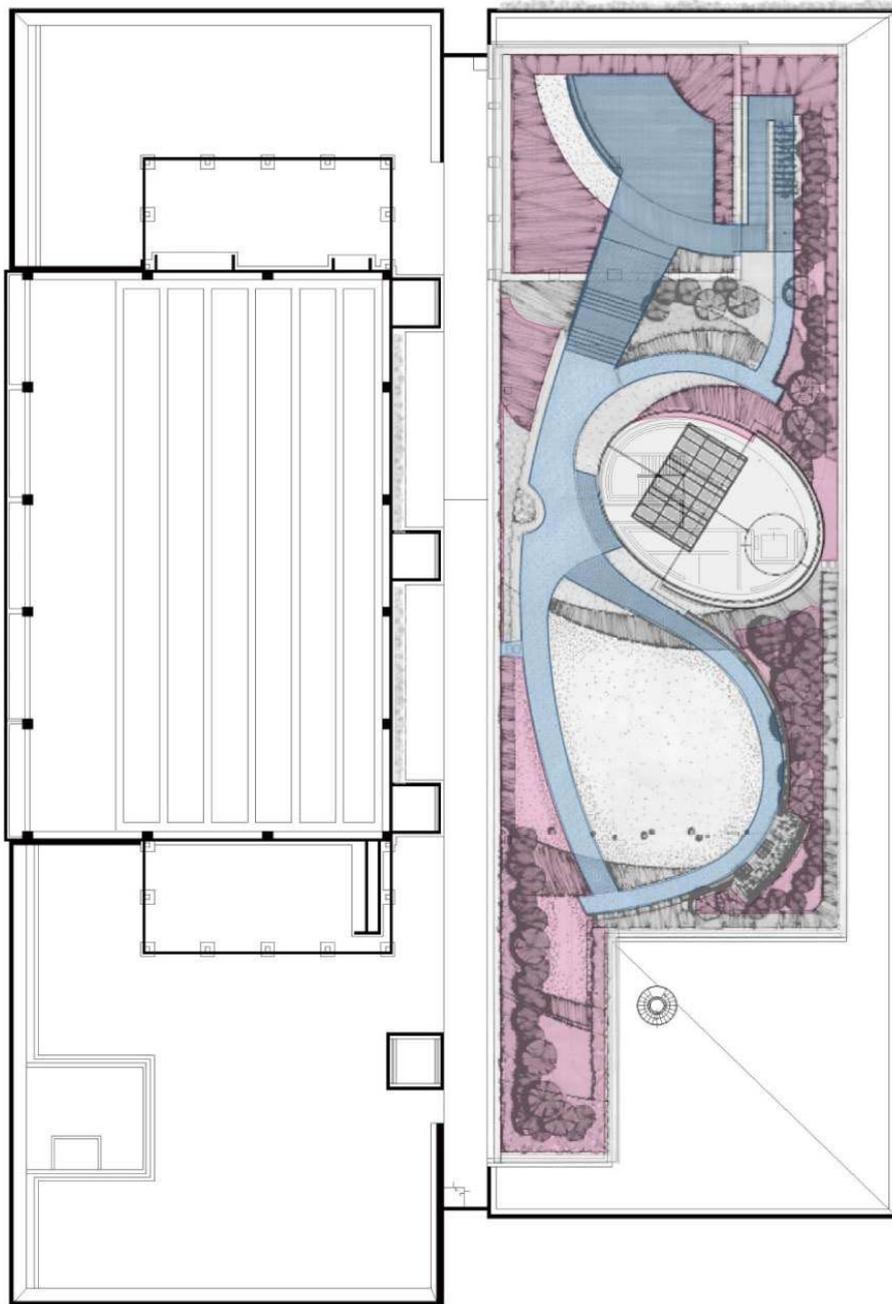
中低木管理区域图

別添 19

：中低木管理部分



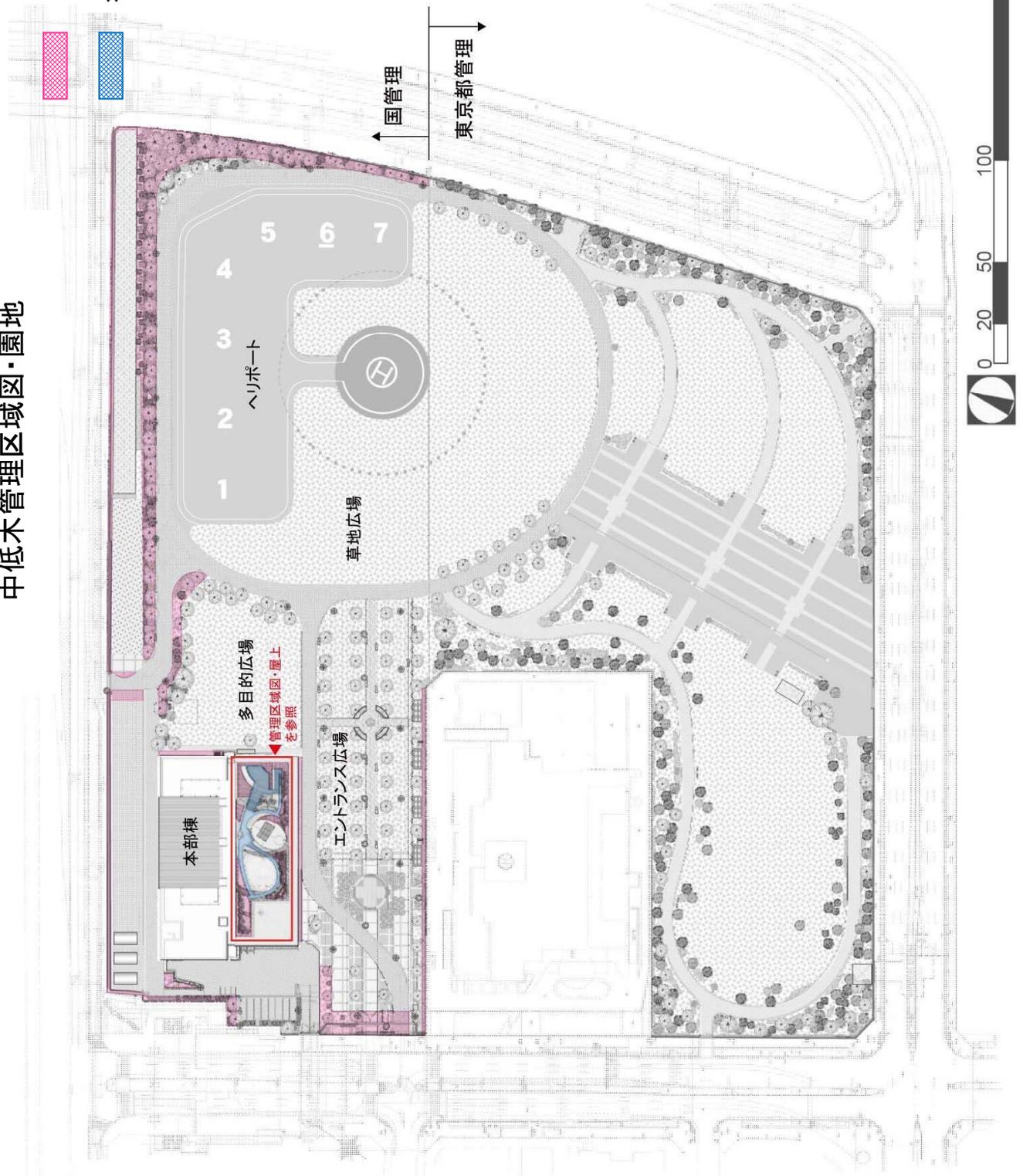
：回廊部分



中低木管理区域図・園地

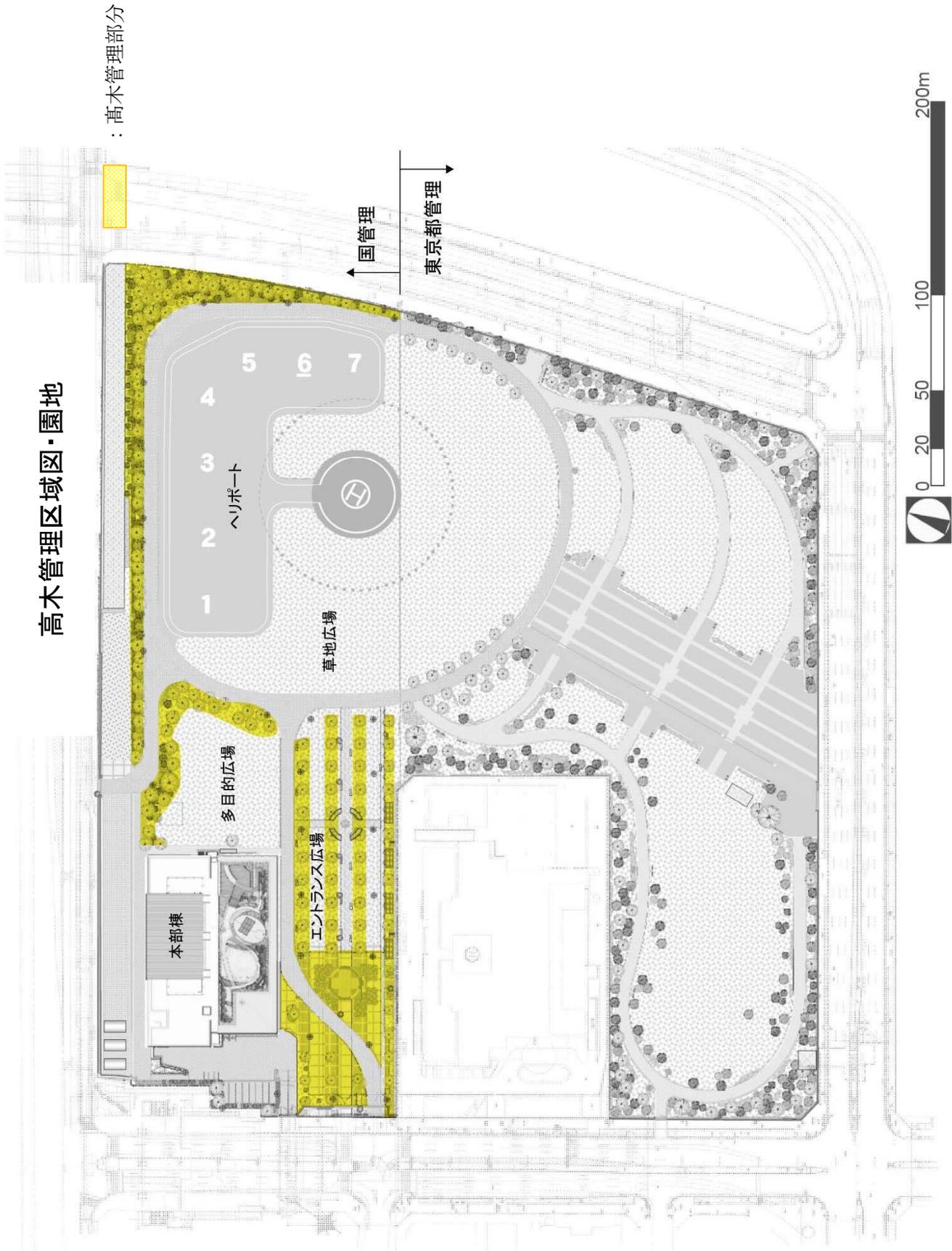
：中低木管理部分

：回廊部分



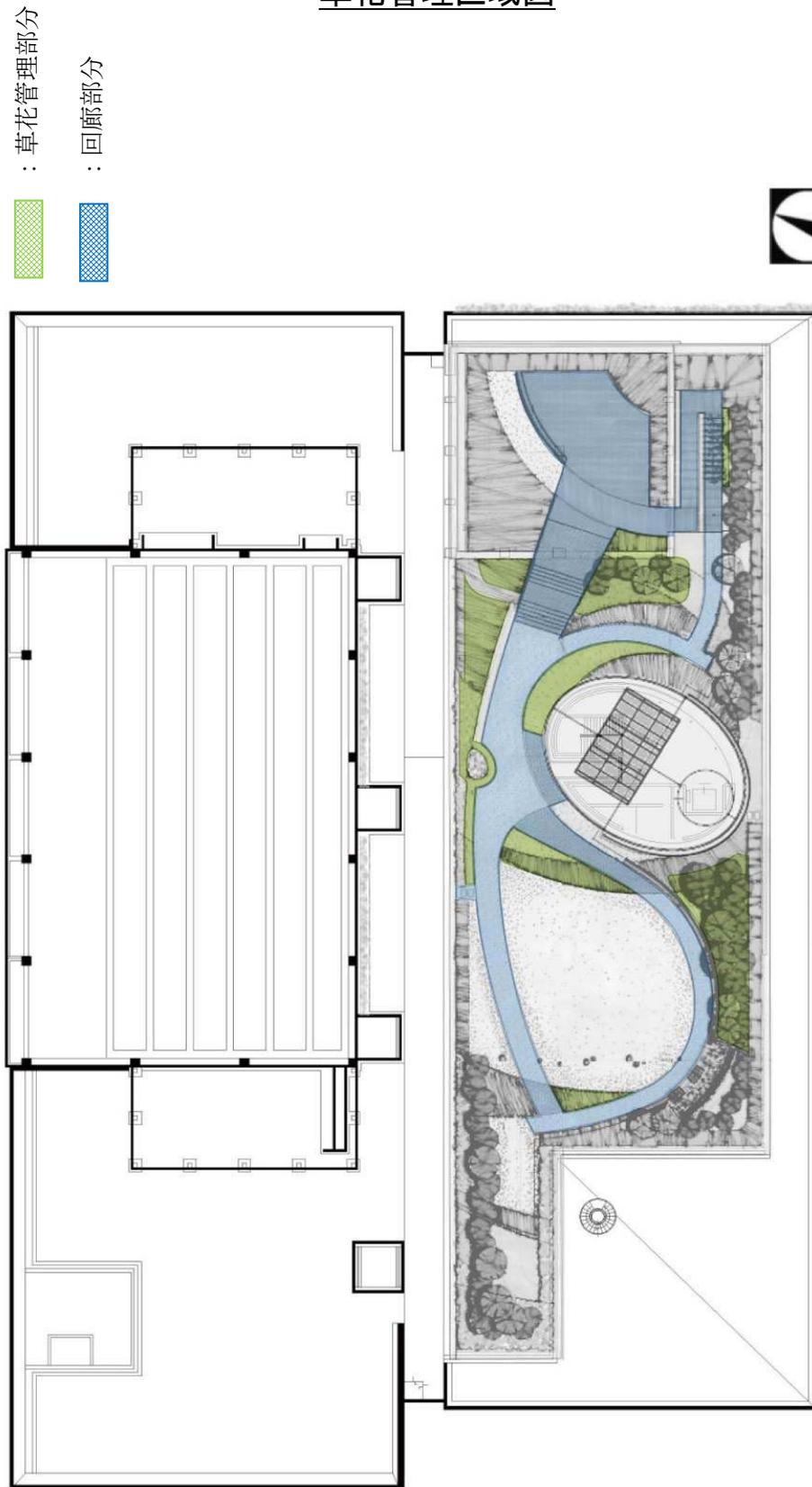
高木管理区域図

高木管理区域図・園地



: 高木管理部分

草花管理区域图·屋上

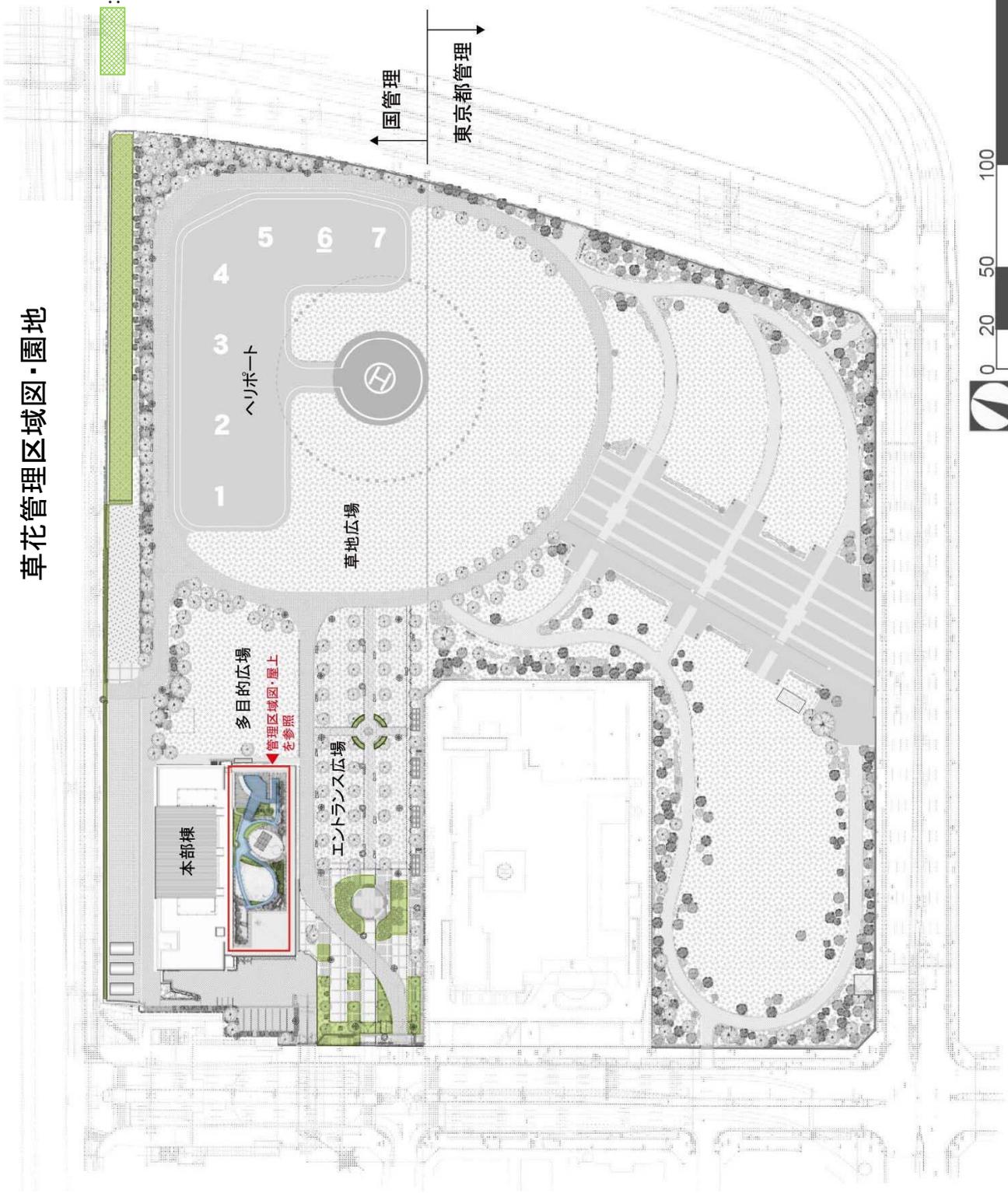


草花管理区域图

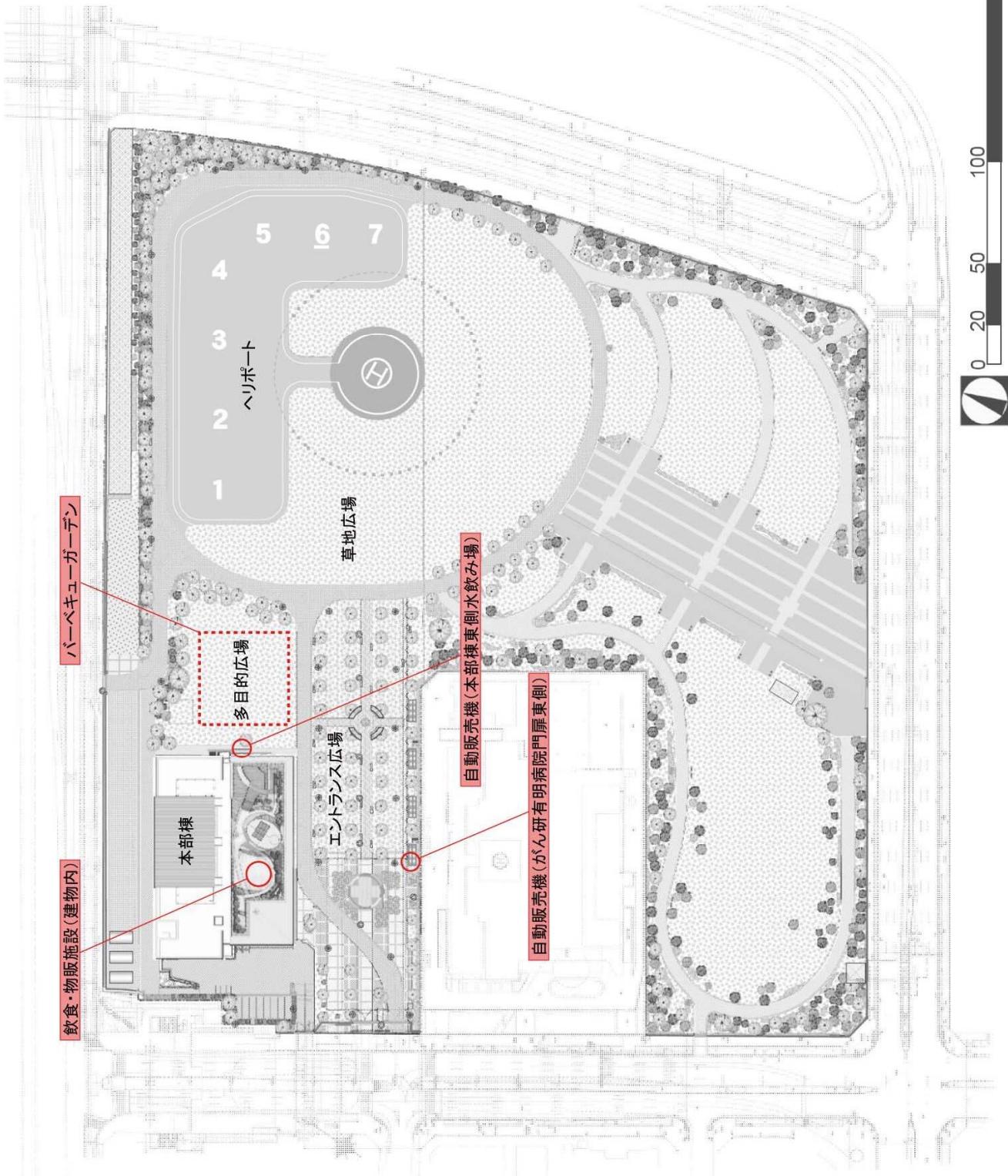
別添 2 1

草花管理区域図・園地

：草花管理部分



収益施設運営対象区域図



平成〇年〇月〇日

収益施設収支報告

国営東京臨海広域防災公園 〇〇施設 〇年度収支報告

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)	0	
売上原価(B)	0	
使用料	0	
仕入れ代	0	
人件費	0	
通信運搬費	0	
水道光熱費	0	
備品費	0	
消耗品費	0	
委託費	0	
その他	0	
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)	0	
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成 年度 管理運営月報(平成 年 月 日)

公園名 担当者
作成者
連絡先

開園日数	当月	日	累計	日
入園者数	当月	人	累計	人
入館者数	当月	人	累計	人

管理所開所日数	当月	日	累計	日
---------	----	---	----	---

	当月				累計			
問合せ件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
苦情件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
要望件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
賞賛件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件

通報件数	警察	件	救急	件	消防	件
------	----	---	----	---	----	---

利用者指導	件
利用者サービス	件

	当月		累計	
占用許可	件	円	件	円
写真撮影	件	円	件	円
映画等の撮影	件	円	件	円
その他の占用	件	円	件	円

行催事実施状況	
日	実施内容
自主事業の実施状況	
特記事項	

維持管理の実施状況

直営 業務内容		委託 業務内容	
日		日	

管理四半期報(平成〇年度 第〇半期)

運営維持管理業務

下記は記載例である

実施予定				当期までの契約状況					
項(例示)	単位	数量	予定額	契約額	業務名等	金額	業務等の内容	実施期間	請負業者名等
植物管理									
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
					〇〇工事(第1回変更)	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
低木管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
高木管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
草花管理	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
	式	1	〇〇	〇〇					
建物管理									
〇〇管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
〇〇設備管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
〇〇修繕	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
清掃	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	貸金等				
					諸材料購入				

